

豐浦郡醫師會史

特 260

547

368

466

6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



字 26
547



會

史



一 遠東神廟の創設経緯
 一 神廟の目的
 一 神廟の組織
 一 神廟の活動
 一 神廟の将来

一 神廟の目的
 一 神廟の組織
 一 神廟の活動
 一 神廟の将来

一 神廟の目的
 一 神廟の組織
 一 神廟の活動
 一 神廟の将来

一 神廟の目的
 一 神廟の組織
 一 神廟の活動
 一 神廟の将来

一 神廟の目的
 一 神廟の組織
 一 神廟の活動
 一 神廟の将来



宮原君

明治廿八年三月十日
 議事録
 豊浦郡啓會

松岡茂章君筆蹟



君甫文田和



君平量島西



君男恒菅



君衛上井



君助之己城今



君夫敏屋中



君逸魯賀雜



君藝島中

緒言

旧幕時代ニ於ケル我郡ノ医史並ニ医会史ハ漫然トシテ其經歷ヲ識ルニ由ナク此レヲ古老ニ
當シ此レヲ旧記ニ探クルモ区々莫々更ニ其要ヲ失シ加フルニ維新以前ニ於テ我郡ハ京支三
藩ニヨリ分宰セラレタル關係上尙ホ以テ的確ナル史實ヲ掘ルコト甚タ困難ナリ然レトモ本
郡ニ於ケル醫師ハ各地ニ於テ小集會ヲ作り居タル事ハ疑ヲ容レズ長府藩ニ於ケル藩医町医
ニヨリ組織セラレタル天保医会ナル醫師ノ会合ハ長府在住醫師ニヨリ明治大正ヲ通シ維持
継続シ天保医会ノ名ヲ以テ毎月一回ノ集談會ヲ開催シ來レリ

明治二十一年時ノ郡長高洲素介氏ノ從德ニヨリ郡内各地ニ於ケル小集會ヲ統一シテ始メ
テ豊浦郡醫師總會ヲ開設シ其後豊浦郡醫師會ト改称シ大正九年改正醫師法ニ準スル会則ヲ
制定シ以テ今日ニ到ル

吾言場奥ハ藩公ヨリ長府藩医会ニ授示セラレタル訓告ナリ「長府町福田四郎氏ノ什藏ニシ
テ藩医杏取尚淑家ニ傳ハリタルモノナリ目下長府図書館ニ藏ス」掲テ参考ニ供シ併テ福田
氏ハ敬意ヲ表ス

昭和十年四月三日

豊浦郡医師會創立

明治二十一年三月四日豊浦郡長ノ召集ニ依リ本郡居住ノ医師豊浦尋常小学校内ニ於テカ一回ノ医会ヲ開設シ出席五十九名出席シ
会則ヲ制定シ名称ヲ豊浦郡医師總會ト称シ
県知事ヘ左記伺書ヲ提出ス
山口県豊浦郡医師總會ノ件伺
本郡内各小集会ヲ聯合組織シ別紙規則書ノ
通商致度依テ役員選定此致奉伺候也

明治二十一年三月四日

山口県豊浦郡医師総代

宮原 齊

山口県知事原保太郎殿

療二一八号

書面ノ趣認可候事

明治二十一年四月二日

山口県知事原保太郎

第一回豊浦郡医師総会議事録

明治二十一年三月四日午前十時豊浦尋常小
学校ニ於テ第一回豊浦郡医師総会ヲ開催ス
出席者六十名其代各席次左ノ通り

- 一 木田又治 二 秋吉昌一 三 井本龍齊
- 四 河村玄昇 五 古野文齊 六 山本敬介
- 七 田原純藏 八 村田良造 九 宮原 齊
- 一〇 和田文雨 一一 豊村玄昇 一二 三木謙造
- 一三 澤新輔 一四 小野謙輔 一五 飯島剛家
- 一六 村田弘三 一七 河野 中 一八 吉田謙介
- 一九 西 玄朔 二〇 井上良哉 二一 欠
- 二二 三井玄策 二三 金田実直 二四 黒川玄直
- 二五 余龍太仲 二六 川崎謙次 二七 大岡尚齊
- 二八 山崎北輔 二九 香取尚淑 三〇 柴由隆安
- 三一 野崎淳造 三二 中山欽雨 三三 前田岩熊
- 三四 山田文幸 三五 井上苟哉 三六 鷲田良平
- 三七 藤山三之輔 三八 藤藤之瑞 三九 明田方介
- 四〇 西島豊平 四一 川田龍雄 四二 東 瑞夫

豊浦郡林雄 岡正田謙策 里井上順三
里原 正之 四七斎藤俊平 四八菅 恒男
児川生義明 五石津唯助 五二村田耕造
五三菅 道雄 五三佐々木五助 五五野田春藏
五五西村純藏 五五里井 麗 五五恒遠文哉
五五田村文伸 五五中川春林 五五上領静奇

以上

豊浦郡役所王笏課ヨリ三名臨場番外席ニ
着ク

番外起立シ総会員ニ開会ヲ宜シ左ノ告示ヲ
ナス

客年十月五日医会準則ニ基キ郡中医師総会
ヲ開ク其時郡中ノ医師ヲ甲乙ニ種ニ別テ甲
種ヲ喚集シ小集會開設ノ事ヲ議ス(雜費案
スルニ甲種トハ郡長ノ召集ニ応スル代議員
ナラン)

然レトモ本年ハ甲乙ヲ廢シ總会トナシ後來
郡中ノ總会ヲ兩催シ毎年一回或ハ二回ノ間
催テ決議セラレンコトヲ希望ス

番外 会頭ヲ選挙セラレンコトヲ諾ル
十六番(村田) 部会々頭ヲ以テ本会々頭ト
セラレンコトヲ希望ス

十七番(河野) 番外ヲ以テ仮会頭トナス事
ヲ望ム

四十二番(川田) 抽籤ヲ以テ仮会頭ヲ定ムル
カ又ハ番外ヲ以テ仮会頭トナスヲ諾ル

浦場一致番外江良代仮会頭席ニ着ク
仮会頭(江良) 会頭ノ撰挙ヲ行フ旨ヲ告
直ニ枚席ヲナシ九番宮原代最高矣当選ス

幹事ハ各部一名宛互選ノ結果
西島豊平 川田龍雄 鷺田良平

中山敬爾
右決定

山口大集會出頭費ノ件
三十二番(中山) 会頭幹事ノ出頭費ハ自今
各部平等分割ヲ廢シ各会員ノ負担トナシ
度旨裁議ス 四二、四八、五八 賛成ス

然レトモ議論百出ノ末今一ヶ年届ヘ置テ宿
題トナル

午後七時終了シ直ニ正圓弁ニ於テ懇親會ヲ
開ク

山口縣豊浦郡医師総会規則

第一條 本会ハ山口縣豊浦郡医師總会ト稱
シ郡内居住ノ医師ヲ會員トシ医術及
衛生志ノ改良進歩ヲ図ルカ爲メニ設
ケルモノトス

第二條 本会ハ左ノ事項ヲ講究討議ス
一 医風ヲ改良スル事
二 医争ニ関スル新舊雜論中ノ治驗並
醫師各自ニ實地経験シタル治療上
勿論ノ有無及新規ニ發明シタル治
療其他医争衛生ニ係ル事
三 風土病傳染病ノ原因ヲ探究シ予防
及治療ニ係ル事

第三條 本会ハ毎年三月一回豊浦村ニ於テ
開催ス 但シ会日ハ第一日曜日ト
定メ開會前十五日各幹事ニ通知ス
ルモノトス

第七條 本会ニ於テ決シ難キ事項ハ大集會
ニ提案スルモノトス
第八條 凡テ集會ニ關スル額同屆等ハ会頭
ノ名義ヲ以テスルモノトス

一 會員ノ提出問題
一 縣廳及郡役所ヨリ諮詢ノ件

第三條 本会ハ会頭一名幹事四人ヲ置キ会
員ノ互選ニヨリ定メ一切ノ事務ヲ
主理セシム 但シ会頭ノ見込ヲ以
テ書記二名ヲ置キ議事ヲ筆記セシ
ムル事ヲ得

第四條 役員ノ任期ハニヶ年トナス
滿期再選スル事ヲ得

第五條 本会ハ本郡各小集會ノ議員ヲ以テ
組織ス

第六條 本会ハ毎年三月一回豊浦村ニ於テ
開催ス 但シ会日ハ第一日曜日ト
定メ開會前十五日各幹事ニ通知ス
ルモノトス

第七條 本会ニ於テ決シ難キ事項ハ大集會
ニ提案スルモノトス

第八條 凡テ集會ニ關スル額同屆等ハ会頭
ノ名義ヲ以テスルモノトス

第九條

會員ハ正當ノ事故ナクシテ不参スルヲ許サス 但シ不得止事由アリテ不参ノモノハ其事由ヲ具シ會頭ヘ届出ツルモノトス

第十條

締集会ニ関スル諸入費ハ左ノ項ニヨリ収支スルモノトス
一 医員総集会ニ参会ノ節往返滞在等ノ諸費ハ自弁トナス
一 本会ノ会費ハ會員ノ出席ト否トニ関セス徴收スルモノトス
石之通ニ候也

會頭 宮 原 齊

第二回本郡医師会總會

明治二十二年三月三日豊浦郡役所ニ開会ス
午台零時五分會員一同着席郡役所ヨリ江良留田野村三代臨場

番外ヨリ本日郡長臨場スヘキ処不得止用事

ノタメ欠席ノ旨ヲ告グ

會頭兩会ヲ直ス出席者六十名左記

- 西 玄朔 末富文甫 菅 道雄 村田新造
- 西嶋量平 菅 恒男 前田岩熊 古谷鵬亮
- 田原純藏 井本龍斎 村田弘三 村田良造
- 秋吉昌一 南部謙庵 柴田隆安 三沢耕輔
- 山賀時章 吉田謙介 岡村純藏 林 杏輔
- 古賀文齊 武内陽逸 小野謙輔 松田信一
- 飯島剛兼 黒川玄直 辻本俊隆 豊村玄輝
- 井上良哉 別府玄三 川田龍雄 野崎純藏
- 三井立策 正田謙策 町野玄龍
- 河野久衛門 尾畑徳三郎 和田興輔
- 河村玄昇 原 正之 岡本 直 井上苟哉
- 明田方介 香取尚淑 三沢淳一 恒藤文哉
- 和田文甫 宮原 齊 田村文仲 河崎謙次
- 莊 直繼 石津唯介 中山欽爾 上野 傳
- 鷺田良平 山田文彦 上領静時 千葉三郎

十八番(吉田)左記建議ニ案ヲ提出ス
以上

第一建議案

一 本会ハ本郡各小集會ノ會頭幹事ヲ以テ組織ス

一 本会ハ積立金ヲナシ左項ニヨリ支出ス

イ 本郡総集會ニ参會ノ節往返滞在ノ諸費ニ充ツ

ロ 山口大会ニ参會ノ節往返滞在ノ諸費ニ充ツ

第二建議案

一 山口大会へ本郡各小集會ヨリ會頭一名宛参會ノ事 但シ會頭事故アルトキハ幹事ニ代ル

一 本郡各小集會ハ互ニ氣脈ヲ通シ毎會ノ議事席説ヲ通知スル事

會頭(宮原)建議案ニツキオ一次會ヲ開ク事ヲ告グ

五番(西島)建議ノ意趣ノ説明ヲ望ム

十八番(吉田)説明ヲナス

六番(菅)建議案ニ不賛成ヲ表ス

四六 五二 一三 四三 六番ニ賛成

四十八番(和田)建議案第一ハ不賛成第二建議案賛成

會頭第一建議案賛成ヲ起立ニ問フ 十二名少数ニツキ否決

第二建議案ヲ起立ニ問フ賛成三十名可決

會頭第二建議案成立シ此ノ案ニ次會ヲ開ク酒場一致可決

三十番(別府)南部小集會業務上申合規約ヲ各部同一ニ施行セラレタキ事ヲ建議

五番(西島)各部ニ於テ一応協議ノ上決スル方可ナラン 十一番賛成ト呼ブ

會頭採決ヲ宜シ起立ニ問フ 賛成過半数

八番(古谷)規則第八條開會地ハ豊浦村トアルヲ郡内中央部又ハ四部輪番トナシタキ旨建議ス

五番(西島)不賛成ト呼ブ

三十番(別府)五番ニ賛成

十一番（井本）八番（菅）成ス尤モ輪番ヲ主トス 十八番モ成ト呼ブ
 六番（菅）会場ノ準備ニツキ豊浦村ヲ可トス 其準備十分ナレバ順番ヲ可トス
 律々議論ノ末起立ニ問ヒ原案豊浦村ニ決定 午後六時二十分終了閉会ス

第三回豊浦郡医師総会議事録

明治二十三年三月二日午前十一時四十分開
 会本日ノ出席者ハ左記ノ通り

- 三沢孝一 河野 中 田原純藏 木村舜一
- 笠田令輔 重村玄興 香取尚衣 山崎北輔
- 上領静時 竹田浩哉 菅 道雄 栗 瑞夫
- 黒川玄道 秋吉昌一 上野 傳 野崎淳造
- 村田良造 井上苟哉 南部謙庵 村田耕造
- 松田慎一 因藤玄瑞 三井立策 安尾清治
- 木田又治 飯島剛策 西 玄朔 鷺見榮治
- 正田謙策 明田方介 町野玄龍 小林真世
- 石津唯介 金田実道 千葉三郎 宮原 齊

- 菅 恒男 井本龍齊 恒藤文哉 小野謙輔
- 山田文運 村田弘三 川田龍雄 河崎謙次
- 佐々木玄祐 中西令三
- 末廣愛三郎 三木謙造 吉田謙介
- 吉田良平

以上

会頭開会ヲ宣ス
 郡長高洲素介氏臨場

左記ニ諮案ヲ提出ス

一 郡内各地小学校ノ現状ニ就テ衛生上尤モ注意改良ヲ加フヘキ要點如何
 二 飲料水質試験以來各地方衛生上ニ於ケル現象如何
 右ニ件ニツキ郡書記野村氏ヨリ詳細説明アリ又傳染病患者死亡者病名表別表出産表各五ヶ年間ノ統計表ヲ示サル

会頭（宮原）諮問案中飲料水ノ件ハ各員之ヲ審議セラレタシ
 五十八番（吉田）水質試験後其結果ノ多數

ハ不明ナレトモ十名或ハ二十名ノモノニ就テ聞ク則ニヨレハ從來ノ持病ハ減少セリト云フ故ニ良結果アリト信ス 四十七番同感ト云フ

三十一番（安尾）此件ハ人民ノ注意ヲ促ス位ノ事ニテ水質試験後日尚ホ茂ク即今十分ノ現象ハ不明ノモノト思フ
 会頭ハ其答案ヲ如何スヘキヤヲ諮ルニ会頭ニ一仕スルト云フモノアリ各員賛成シ会頭ハ南部医会員ニテ之ヲ引受クト云フ
 会頭全役員ノ改選ヲ行フト宜シ投票ノ結果左ノ如ク決定

- 会頭 宮 原 齊
- 幹事 吉 田 良 平
- 西 島 豊 平
- 川 田 龍 雄
- 菅 恒 男

午後五時三十分終了閉会

諮問案答申

別紙ノ通り飲料水云々ノ御諮問本会ニ於テ議決致候間此致及答申候也

明治二十三年三月二日

會 頭 宮 原 齊

豊浦郡長 高洲素介 殿

飲料水試験以來各地方衛生上ニ於ケル現象如何ノ答申

飲料水質試験ハ郡内各地方ニヨリ試験実施ノ時日ニ差畢アリ且ツ試験以來年月猶ホ淺ク畢竟人民ノ衛生上注意ヲ喚起スル位ノコトニテ未タ十分ノ現象ヲ調査スルノ好機會ヲ得ス依テ其現象ハ不明ナリ然レトモ衛生上ニ在リテハ位ニ多少効アリシト信ス猶將來注目ヲナシ此件ニ關係ノ事項ヲ得バ御報告ヲナサント欲ス

小学校ニ關スル答申

本月二日日本郡医師總會之節郡内各地小学校

ノ現状ニツキ衛生上尤モ注意改良ヲ加フヘキ要點如何ノ御諮問ニ就テハ郡内各地方ノ會員一應各小学校内ヲ巡視調査致サス候テハ改良ヲ加フヘキ方法ヲ審議相成リ難ク候ニ付各校長村長へ各地方ノ醫師学校内ノ巡視ノ際調査ニ便宜ヲ與ヘラレ候様御通知相成リ置度此致奉願候也

明治二十三年三月二日

會 頭 宮 原 齊

第四回豊浦郡医師總會議事録

明治二十四年三月八日豊浦郡役所ニ於テ豊浦郡醫師總會ヲ開会ス出席者五十七名正記ノ通り

- 香取尚叔 鷺見泰治 小村舜一 河崎謙次
- 皇村玄與 菅 恒男 安尾清治 井本能哉
- 中西令三 河村玄與 上領静壽 和田文甫
- 黒川玄道 古野文齊 正田健助 岡村純造
- 村田弘三 伊佐剛軒 竹田浩哉 井上良哉

- 金田実道 太田孝一 吉田良平
- 佐々木玄祐 野村 信 田村文伸
- 山賀時章 野崎淳造 河野 中 飯嶋則策
- 石津唯助 菅 道種 井上苟哉 古谷晴亮
- 柴崎文碩 町野玄龍 亦村鳴太郎
- 吉田謙介 三井立策 恒藤文哉 明田方介
- 玉井景三 秋吉昌一 川田龍雄 南野謙庵
- 村田耕造 莊 直樹 木田又治 山崎化輔
- 宮原 齊 三木諱造 東 瑞夫 大岡尚齊
- 西 玄朝 山田文彦

午前十一時二十分開会

會頭開会ヲ宜シ次テ本會ハ多病ニシテ會頭ノ任ニ當リ難ク何卒辭任御承了ノ上改選ヲランコトヲ全会ニ希望スト定ブ

出ス

一本會ハ是迄會員一同出席ノ如今後ハ各部會頭幹事ヲ以テ組織スル事

ニ會場ハ順番又ハ中央トナスコト

會頭右ニ就キ御意見承リタシ

十二番(和田)大體ハ賛成デアリマスガ仗

員ノミニテハ余リ少敷故各部十名ノ委員

ヲ以テセバ如何

四十二番賛成 三十七番賛成

會頭本案ハ議題トナリマシタ

議論ノ未採決シ多數可決

會頭第二案會場案ニツキ意見ヲ問フ

七番(安尾)順番ヲ可トス 五番、四十二

番賛成ス

五十一番(莊)豊浦説ヲ主張ス 四十九番

賛成

採決ノ結果 五十一番説少數 七番説多數

二十五年ハ豊浦ニシテ二十六年ヨリ順番ニ

決定ス

時ニ午後七時三十分終了閉会

密日ノ臨場來賓ハ

部長 渡辺管吾殿

郡吏 岡田直百殿

主 岩井治之殿

明治二十四年三月現在會員

東部 十六名 西部 二十四名 南部 二十

七名 北部 二十二名 計八十九名

第五回郡医師總會議事録

明治二十五年三月六日郡役所議事堂ニ開催ス 出席正ノ通り

- 村田弘三 井上暁亮 山賀時章 千葉三郎
- 古野文齊 吉田良平 川田龍雄 西 玄朝
- 皇村玄與 和田文甫 井本能齊 正田謙策
- 別府玄三 安尾清治 西嶋量平 恒藤文哉
- 宮原 齊 林吉昌一 村田慎一 南野謙庵
- 亦村鴻太郎 中山欽爾 長岡節齊
- 石津唯助 山崎純一

午後開会

會頭(宮原)小生ハ昨年辭任ニツキ道ニ改選ヲ行ハレタキ旨ヲ告グ

会頭 安尾清治
幹事 吉田良平 古谷鵬亮 菅 恒男
西島量平

右当選ス

三十四番(山崎)ヨリ左ノ二建議案ヲ提出ス

一、準備一定ノ件

一、同業医甲合規則制定ノ件

会頭本建議案ニ先ナ郡長ノ諮問案アリ此ヲ先決セラレタシト計ル

諮問案

一、各地ニ於テ続発ノ寒暑ハ果シテ流行性ナルヤ

感情如何

右ニツキ議論ノ末二十四番(西島)ヨリ此答申ハ会頭ニ一任スベシト 審場一致可決
新時休憩 四時二十分再開

右及答申候也

第六回郡医師総会議事録

明治二十六年三月十二日西市慶雲寺ニ於テ開会ス当日出席者左記ノ如シ

菅 恒男 正田謙策 飯島剛策 和田文甫
山崎純一 野崎淳造 古谷鵬亮 西島量平
本田英太郎 重村玄興 町野玄龍
上野 傳 井上苟哉 角部謙庵 西 玄朝
江中俊隆 東 瑞夫 安藤 兼 村田良造
川田龍雄 三木謙造 大岡尚齊 村田弘三
榎田文齊 吉田謙介 川田哲藏 井上良哉
井本龍齊 井上昭亮 石井郁次 千葉三郎
山田文彦 立田今甫 浦生文碩 尼子精民
竹田浩哉 藤山三之助

以上

午後一時三十分開会 安尾会頭欠席ニツキ
西島幹事議長席ニツク
西島 安尾清治氏ヨリノ書面ヲ朗読シ同氏

一〇

会頭 山崎氏ノ建議案ハ協議会トシテ如何
会談ノ末宿題トナスニ決ス
次回開会地ハ川柳湯町ニ決定ス
午後七時三十分終了散会

答申書

第一 各月以來郡内各地方ニ於テ散在性ナル感冒アリテ流行性ヲ帯フルモノモアレトモ愈ク其性ヲ帯フルニアラス所謂單純ノモノアリ恐クハ時季ノ変動ニヨリ起リタル感冒ナラント診定ス

第二 消毒的清潔法ノ時季ニ適セルハ春期ヲ以テ最モ適當トス如何トナレハ未タ流行病毒ノ猛烈ナラサル場合ニ於テ該法ヲ施行セハ大ニ効驗アルカ如シ殊ニ其消毒法ニ就テハ吾人同業者モ直接或ハ向接ニ民衆ニ其必要ヲ諭示シ其消毒材料ニ乏シキ地方ハ其筋ノ保護ヲ仰ヤ以テ民間ノ衛生普及ナランコトヲ切望ス

山口病院ニ奉職セル以上ハ如何スヘキヤラ
清場ニ詔ルニ種々議論ノ後改選ニ決定ス
又同時ニ西部医会ヨリ本会ニ会頭副会頭ヲ
置クノ建議アリ異議ナク可決
直ニ正副会頭ノ撰挙ヲ行ヒ高橋ヲ正トシ次
点ヲ副トスヘク決シ其結果

十八点 菅 恒男 十三点 西島量平
十二点 古谷鵬亮 以下略
菅恒男幹事ヲ申出シモ清場面カス終ニ受諾
シテ会頭席ニ就ク

会頭(菅)挨拶アリテ後副会頭モ受諾ス
二十六番(村田)西部医会ヨリ建議案アリ

建議案

一、傳染病ノ通知書現症ヲ記入セサルコト
ニ一里以上ハ蒸餾現收ノ事

三、豊浦郡医師総会ニ正副会頭ヲ置キ幹事ハ
各部引受地ノ会頭幹事ヲ以テスルコト
会頭(菅)第三項ヨリ先ツ議題トスト告グ
種々意見出テ原案可決ス

一一

北部医会ヨリ提出案アリ此レハ本会ニ於テハ各部ヨリ委員ヲ出サスシテ総員全部出席スヘク規則改正ヲ望ムト西島氏其理由ヲ説明ス 右ニ関シ議論百出シ終ニ採決シテ原案通り可決ス

二十六番(村田)総員出席スル事トナルモ欠席ノ処置ヲナサバ矢張出席減少セシ故ニ但シ書ヲ加ヘテ欠席者ニ罰金ヲ料スル事トセント主張ス 欠席者ハ金貳拾五銭ヲ納入スルコト

二十八番(吉田)過台金ヲ一円トセン 二十三番(川田)余ハ三円トセン 四番(和田)元來徳義ヲ以テ主トナスモノナレハ罰則ノ如キハ文ヲ各部ニ委託セン 事ヲ望ム

八番(本田)四番ト同感ナリ由テ但書ヲ要セス 二十八番(吉田)表ニハ徳義ヲ飾リ裏面ニハ決シテ徳義ナキ事ヲシ故ニ罰金ヲ定メテ各部ニ托セン

二十六番(村田)其罰金ハ總會ニ出シ金一円トナスベシ

二十八番(吉田)改メテ二十六番ニ賛成ス 十番(重村)病氣ニアモ欠席者ハ罰金ヲ料スルヤ

十四番(南部)欠席サヘスレハ一円ハ酷ニ失ス故ニ病氣ハ診断書ニ他ノ事故ハ親族又近隣ノ保証ヲ以テ免除セン

十番(重村)公用又病氣ハ其部ノ会頭幹事ノ証明ヲ要スルコトニシテ免除スベシ 二十六番(村田)一徹欠席者ハ必ス徴収スルコト

九番(西島)五十銭ニテハ如何 二十六番(村田)九番ニ乞フテ七十銭トセハ如何

会頭(菅)討論既ニ尽キタリ採決ス 四番説各部ニ委託 九名 五十銭説 八名 二十六番一円説 十名

二十六番(村田)三説共ニ定數ニ達セス故

二各部二名死委員ヲ選ヒ協定スヘキヲ説ク

会頭(菅)全員ニ諸部ニ異議ナシト云フ此際五分間休憩

会頭(菅)委員附托説ヲ詰ルニ異議ナシ即チ委員在托中ハ西部ヨリノ建議案第一項ヲ議セン

二十六番(村田)説明シ厚状郡ニ於テハ実存シ居レリト云フ 種々議論ノ後会頭ノ名ヲ以テ懸知事ニ伺フ事ニ決ス

註考委員ノ報告アリ 委員長(村田)欠席者ハ欠席届ニ金五十銭ヲ添ヘ差出ス事 但六十五才以上ノ高令及長病ハ免除ス

右満場一致可決 然シテ其過台金ハ本会ニ納入ス

九番(西島)緊急勸議アリト前報シ許可ヲ得我北部ニテハ医会ニ加入セスシテ不正

ノ關係ヲナスモノアリ其節ニ訴ヘ出テタルモ今日迄何等処分ナシ故ニ何トカ本会ニ規則ヲ設ケテ一日モ早ク処分ノ出来ル様致シタシ

大津郡ヨリ久保正三ナル醫師田村ニ來テ問津セリ不正ノ事アリシニヨリ部会ヨリ説諭セシモ聞カス其後非医者ヲ雇ヒ入レ病院ト称シ死亡者アレハ久保正三ノ名義ニテ届ケ出ツ右ニヨリ懸懸ト警察署ニ届ケ出テタルモラニ処分ナシ

二十六番(村田)泉医師會ニ提案セン 九番(西島)年一回ノ泉医師會ニ在滿其期ヲ待ツヲ得ズ今日規則ヲ設ケテ所置セサレハ後來続々此ノ如キモ出テン

意見百出ノ後 二十八番(吉田)会期延長明日モ開会スベシト云フ

二十六番(村田)各部二名死委員ヲ出シ審議シテハ如何 賛成多数

十番(重村)建議アリ即各部ニ申台規約アリ之ヲ台一シテハ如何

異議ナシノノ声起リ
会頭(菅)十番説ニ異議ナシ依テ明日之ヲ

議題トナシ今日ハ之ヲ以テ閉会トシ明日ハ午前八時ヨリ開会ス

十三日午前九時三十分開会

会頭開会ヲ宜シ、北郡医会提出案ハ委員会中ナルヲ以テ十番ヨリノ提出案ヲ議題トナス

十番(重村)郡内各部医会ノ申台規約ヲ一定セン事ヲ望ム然レトモ其全部ハ今回ニ於テ一定スルノ時間ナク故ニ只其重要部ヲ議シ余ハ後会ニ送ル

二十六番(村田)十番ニ賛成ナレトモ今日ハ免テモ議決スルヲ得ズ故ニ今日ハ委員ヲ撰ヒ各部ノ申台規則ヲ持チ飯リア後日委員ニ於テ決議スル方ヨロシカラシ

右ノ件々ハ法律又ハ県憲ニモ可有之相心得居候得共已ニ豊浦郡北郡医会区域内其他在籍ノ事項往々有之候ニ付目下医風改良ノ状ニシテ衛生上容易ナラサル危害ヲ諱シ傍觀坐視スルニ忍ヒス且ツ向後心得方モ有之候間前件御取立ノ上至急何分ノ御指令被成下度依テ別紙参考書相添ヘ此致奉伺候也
尚此ニ対シ各部ヨリ一名ノ委員ヲ出シ郡内各部ノ實際的調査ヲナサシム方法ハ如何
議成者 野シ 採決可決
時ニ〇時三十分開会ヲ宜ス

第七回豊浦郡医師總會議事録

明治二十七年三月十三日日本会ヲ郡役所議事堂開催ス出席者左ノ如シ
三上玄誓 上領静壽 岡部恭三 石津唯助
村田弘三 和田文甫 南部謙庵 村田新造

二十八番(吉田)会頭ノ手元ニ於テ折衷取捨シ原案ヲ製作シ此ヲ各部ニ送ラレン事ヲ望ム

九番(西島)各部ニ於テ審議シ來会ニ於テ委員附托ヲ可トス

賛成ト呼フモノアリ 採決ノ上九番説ニ決定

会頭委員会ノ調査結了セルヲ以テ八番ヨリ報告セラレタシ

八番(本田)委員会ニ於テハ会頭ヨリ縣知事ヘ左ノ如キ何書ヲ提出スルニ決ス即チ

医務取締上ニ付御伺

一、無免許ニテ医術ヲナスモノ
ニ、医会準則ニ従ハス且ツ其地方医会ニモ入会セスシテ医風ヲ紊乱シ医会ノ体面ヲ汚スモノ

三、免許医ニシテ無免許者ニ自分ノ名義ヲ濫用シ瘡リニ病者ヲ診察治療スルモノ

- 山崎純一 山田文連 井上苟哉 吉田良平
- 箕山清二郎 田村文仲 松田守三
- 井本隆奇 上野 傳 菅 恒男 藤神久造
- 金田実道 香取前波 和田文甫 廣瀬祐益
- 井上良哉 吉田謙介 松田慎一 井上藤亮
- 中山欽爾 宮原 齊 莊 直雄 松岡茂章
- 野崎淳造 柴田隆安 田原純藏 明田方介

会頭開会ヲ宜ス
番外(豊浦郡役所書記三宅清朝代)挨拶ヲナス

会頭西郡医会ハ昨年夏退会届ヲ出シテ居リマシテ今日ハ西部ヨリ二名犬ケ出席シテ番外ニ居ラレマス故ニ退会ノ理由ヲ藤君ト共ニ承リ置ク必要ガアリマスカラ幸ニ出席ノ西部委員ノ説明ヲ乞ヒマス
番外(西部員)其理由ヲ説明シタサニ参リ
タノデアリマス
会頭 本日ハ出席三十三名ニテ過半数ニ充

チマセマが開会致シマスカ流会ニ致シマスカ

七番(和田)開会セラレンコトヲ望ミマス又西部ハ總會ニモ附セスシテ退会致スナゾハ大不賛成デアル

十一番二十一番二十番賛成ト呼ブ

九番(南部)西部会員ニ名ヲ会自ト見據メテ其退会ヲ許スカ許サマカラ宋スルガヨロシカラシ

七番九番二十一番賛成

会頭 一寸西部会員ニ尋ネマス今日ハ番外ニ居ラズシテ正席ニ着テ下サイ

番外(村田)今日ハ皆サント議論ニ来タノデハアリマセン退会ノ理由ヲ説明セント思ヒ来タノデアリマスカラ議席ニ着ヤマシヨウ

三十五番(吉田)此總會ハ何ノ役ニモ立タナイ只色々ノ医者が出来テ何ニモナラヌコトヲ云フテ居ルカ一旅費が黒益且患者ニ對シ不都合ヲ来ス故ニ本会ヲ交渉会

ガ規則ヲ作タ以上ハ行ハナケレハナラナイ

会頭 過飽食ハ飛シ後來ハ交渉会ニシタイト云フ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立 多数

三十五番(吉田)交渉会ノ方ニ賛成者多ク決定シマンタカラ各部ヨリ委員ヲ作り草案ヲ作ツテハ如何

六番賛成

会頭 草案説ハ如何

七番(和田)今日ハマダ交渉会テハナイカラ草案ハ後期ニスルカヨロシイ

二十番二十一番三十一番三十四番賛成

三十五番(吉田)今日議シテ置カネハ來年ハ出来ナイ

七番(和田)大不賛成ト呼ビ必聖ナント云フ

六番(村田)会頭ノ特權ヲ以テ決定ヲ願フ

会頭 委員ヲ選ビ草案ヲ作ルト云フ説ニ賛成ノ方ハ起立セヨ

ニシテモライタシ

六番(村田)今度日本医会トイフ会ガ東京ニ生レテ來マンタカラ私ハ其方ヘ入会シマシタ所デ此医会ニ出ルノヲ好ミマセヌ

三十五番説ノ如ク何ノ役ニモ立タス貴重ノ光陰ヲ費スノガ惜クアリマス耶總會ト云フモノハ全團一二位ノ事デアル秀退会致シマス

四十一番(莊)六番三十五番ニ大不賛成デアル本会ハ前会ニ於テ議決成立シタモノデアル

三十五番(吉田)而ラハ私ノ提出シタル議案ヲ附議シテモライタシ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

会頭 三十五番ノ云フ通り致シマシヨウカ

六番(村田)本会ノ規則ガ行ハレルト思ヒマス

豊浦郡交渉医会

第一条 本会ハ各部医会ノ意見ヲ交渉スル

タメニ散ケルモノトス

第二系 本郡各医会ヨリ五名死出席ノコト
会場ハ本郡役所トス

第三系 但シ臨時変更スル事アルベシ

第四系 会日ハ毎年三月ノ二日曜日トス

第五系 開会日ハ三日以内トス

第六系 出席委員ノ旅費日当ハ各委員ノ負
担トス 仕期ニケテ

第七系 会頭ハ出席委員中ヨリ互選ス

第八系 会場整理ハ開会地医会ノ負担トス

第九系 此規則ニ掲ケサルモ必要アルモノ
ハ前規則ヲ適用ス

豊浦郡医師交渉会

会場 郡役所

明治二十八年三月十日十時半開会出席左ノ
如シ

菅恒男 松岡茂章 井上苟哉 村田淳一
秋吉昌一 南部謙庵 西島重平 加藤準吉

松田慎一 河村玄昇 吉田良平
岡野球之助 村田弘三 西吉朝
以上

南部医会々頭松岡茂章立テ各員ニ告クルニ
本会ハ出席委員中ヨリ委員長ヲ互選スヘキ
規則ニツキ只今ヨリ選挙セラレタシ

改票ノ結果 八票 松岡茂章
右ニヨリ松岡氏当選議長席ニ着ク

十一番(西島)小生ハ昨年欠席セシ故交渉
会ト改称セラレタル理由ヲ知ラス説明ヲ
乞フ

六番(菅)前年度ノ未議ヲ説明ス

十一番(西島)交渉トハ一事件ノ起リタル
時甲乙相鞠ヒ相詰ル等ニシテ教議院ニ於
テモ種々向題ノ起リタルトキ各部ヨリ専
員交渉シテ其問題ヲ解決スルモノニテ本
会ノ如キハ何モ事件ナキニ交渉会ト名ツ
クルハ甚タ不当ナリ故ニ改称シテ豊浦郡
医会ト改メラレタシ

九番 二番醫成ス

此レニヨリ十一番ハ更ニ此交渉会ナル名義
ハ四部ノ提案ナル故ニ幸ニ出席ノ西部会員
十五番(河村)ニ其当否ヲ謀ルニ十五番モ
交渉ノ二字不絶当ナリト断シ即改称説ニ賛
成ス

会頭 孫次ス
酒場起立

依テ規則第七系ノ委員長ヲ議長ト改メ任期
ヲ二ケ年トナス事ニ決定シ他ハ該規則ヲ應用
ス

郡書記梶山涼平氏左記事項ヲ演示ス

(一) 死亡届中往々病名不明ノモノアリ統計表
暴定ニ否△仮令ハ過日(布屋)ナル病名
アリ甚タ処置ニ困ル所來州然ト記入ヲ乞
フ

(二) 各都集会ヲ予メ告知致慶一ケ年間一回ハ
心ス出席致慶候

(三) 傳染病消毒法ニツキニ三ノ注意アリ

右終ア湯浅郡長挨拶後退場

右終了開会後対任様ニ於テ懇親会ヲ開ク郡
長梶山書記参列部長ヨリ酒肴料トシテ一円
二十支寄贈

明治二十九年豊浦郡医会

明治二十九年三月八日郡議事堂ニ開催出席
者左ノ如シ

松岡茂章 秋吉昌一 南部謙庵 吉田謙介
莊 直哉 西島重平 村田淳一 井上良哉
別府玄三 重村玄興 江藤徹雄 吉田良平
岡崎郁次 飯島剛策 三木謙造

會頭(松岡)西部ヨリ左連議案ヲ提出ス

(一) 学校医ヲ各学校ニ置クコト
(二) ジフテリア血清ヲ町村費ヲ以テ購入シ置
クコト

右提出者 江藤 徹雄

右議場一致可決ス

午後三時終了 対五梅ニ懇親会ヲ開ク

明治二十九年慶臨時医会 十一月八日

会頭 本日臨時医会ヲ開催スルコトハ西部
 医会ノ請求ニヨリ他三郡ノ賛成ノ上兩催
 ス出席員八名在ノ如シ
 松岡茂章 林吉昌一 村田弘三 田原神造
 岡崎魯逸 吉田謙介 西島重平 石津唯介
 飯島剛策 矢田房雄
 西部ヨリノ建議案左ノ如シ
 一 近來万般ノ物價非常ニ騰貴シタル今日医
 師ニ於テハ從來ノ規定ヲ固守シ藥價診察
 料其他物價ト平均ヲ失スルカ故ニ旧習ヲ
 一流シ往診料診察料及藥價ノ改正ヲ斷行
 セン事ヲ希望ス
 会頭 此ヲ議場ニ議リシニ議場一致可決シ
 其規定書ハ各部一様トシ会頭ノ手元ニ於テ
 清書セシメ各部へ郵送スル事ニ決定ス

二〇

(兼備表ハ下遺骸発見スルコトヲ得ズ
 案スルニ水散丸各割共一貼ニ銀五匁
 ト規定セラレタルナラン 魯逸記)
 一 右ノ通旧習ヲ打破シ規定書ヲ編成スルニ
 際シ方一違犯者アルトキハ過怠金ヲ一回
 = 金拾圓料スル事
 三 各部会ニニ名宛調査委員ヲ互選シ此調査
 委員會ニ於テ犯罪確実トナルトキハ過怠
 金ヲ徴スル事
 診察料ハ各員開業地ニ応シ隨應タル事
 右可決

明治三十年慶豊浦郡医会

明治三十年三月二十一日長府小学校ニ兩催
 ス出席者十五名在ノ如シ
 松岡茂章 南部謙庵 重村玄與 今城巳之助
 村田淳一 松田慎一 中島 穉 江本後隆
 和田 文 津田太一 村田弘三 岡崎魯逸

菅 恒男 飯島剛策 江藤徹雄

会頭 会頭清期ニツキ改選アラシキ事ヲ乞フ
 ト用紙ヲ配布其結果

十四員 松岡茂章 一員 南部謙庵

石松岡氏固辞スレトモ來期迄就任スル事ヲ
 承諾ス

十二員(岡崎魯逸)本会出席員ニ旅費日当
 ヲ給セラレン事ヲ提案ス其方志ハ山口県
 医会ノ旅費日当ト均シク
 旅費行經老里ニツキハ銀 日当一日五十
 芝浦在日当金五十銀トス

右建議案ニ對シ西部会員ハ大不賛成トシテ
 大駭撃同意スル能ハスト云フ南部謙庵モ亦
 不同意ヲ唱フ終ニ起立ニ向フ

起立原案賛成多數可決ス

各部会場ノ位置里程左ノ如シ
 西市村ヨリ長府村迄 六里三四丁一間
 川棚村ヨリ長府村迄 六里一一丁三〇間
 瀬部村ヨリ長府村迄 十一里一五丁

川棚村ヨリ瀬部村迄 五里二十六丁

西市村ヨリ瀬部村迄 四里二十九丁

氏家豊浦郡長臨場左ノ訓示ヲナス

諸君本年ハ先々月來天然痘各県各地ニ發生
 シ既ニ本郡内ニモ多數名ヲ出シ先月來種痘
 ヲ強制シ諸君ハ多忙ヲ省ヌ御尽力ノ致感謝
 ニ堪ヘス而ルニ痘漿不足ヲ告ゲ東京大阪ニ
 多數注文不日到着スル筈ニ付何卒御高配ヲ
 乞フ且ツ近來旧來ノ刺種法ノ他加種法ヲ試
 ムルモノアルヨシ就テハ其効績ヲ御経核ノ
 上適宜御配慮ヲ乞フ

又昨年來諸君平先シテ衛生談話會御前催相
 成誠ニ他郡ニ對シ面目ヲ施シマス今後共可
 然願ヒマス

会頭 種痘ノ類數ヲ一定シ置カハ便益ナラ
 ント思フ茲ニ指名四委員ヲ定ム即チ

江藤徹雄 中島 穉 重村玄與 南部謙庵
 委員會ニ於テ左ノ通決定ス
 初種 三年未滿 左右三類宛

二一

十年未満 左右五顆究
 十年以上 左右六顆究
 二十年以上 左右七顆究
 検査針ハ度々アルコホールニテ消毒ノコト
 一顆毎ニ一針ノ液ヲ以テスル事
 入浴ハ一日間見合ハス事
 刃検査ニ在テハ編帯ヲ施スモヨロシ
 石可末ス
 会頭 終了、旨ヲ告グ

明治三十一年度豊浦郡医会

午前九時三十分開会(郡役所)出席者左ノ如シ
 松西茂章 重村玄典 南部謙庵 江藤徳雄
 菅 恒男 三木謙造 米島因太郎
 兼嶋善徳 村田淳一 林吉昌一 西 玄朔
 村田弘三 直島豊平 和田文甫 小林直世
 石津唯助 川田龍雄

会頭(松岡)本員ハ昨年会頭ヲ辞任セシモ強テ勸告セラレシニヨリ今日迄勤続セシニ付キ議事前ニ改選アラン事ヲ云フニ番(南部)改選ノ結果当選者ハ辞退スルヲ得ズト云フ條件ヲ附セラレンコトヲ乞フ

直ニ改選ヲ行ヒタル歟

十三員 松岡茂章 四吳首 恒男

石ノ結果ニヨリ松岡氏就任ス

会頭、三番(和田)ヨリ緊急動議ヲ提出セラレタリ此ハ田耕村ニ於ケル池谷治献ニカ、ル非医者行爲ノ件ナリ此件ハ重大向題ナルニヨリ本日直ニ此レヲ議決スルコト困難ナリ依テ十五番(村田)ノ意見ニヨリ簡成者続々有ルニヨリ委員ヲ選定シ調査スル事ニ決ス而シテ委員ハ各部一名宛ヲ出ス即調査委員ハ

東部 米島 西部 村田 南部 菅
 北部 西島

右四名ニ委託シ十分ノ調査ヲナシ進シテ検査長ノ名ニヨリ衛生局長ヘ照会スルコトニ決シ其上ニテ更ニ方針ヲ定ムル事ニ決ス
 六番(川田)山口県医会兼止ノ件提案
 十四番(菅)利害関係ヲ向ヒ
 右甲論乙駁議論百出ノ説六番ハ前説ヲ修成シ各部一名宛出席スル事ヲ提議スルコトニ決ス

会頭、山口病院医師ノ診察料二十銭ノ件ニツキ意見ナヤマラ向ヒシニ大会ノ模様ヲ見ルニ決ス
 八番(西島)遊病院往診料ノ件ニツキ諸君ノ意見ヲ聞キタシ
 会頭、長府村ハ患者ノ多少ニ兩ラス往診一回ニツキ金五十銭一日ニ回一円其他之ニ準ス
 十五番(村田)一回五十銭乃至一円ト決定シタシ
 十二番(米島)一日二円以上三円トシタシ

右番外郡吏ノ意見モアリ其他種々議論アリタルモ只討議ニ止リ決定ニ至ラス
 一番(重村)從來ノ茶佃一包又一貼ニ銀五聖トアルヲ改正シテ一日分八ヶト修正シタシ
 会頭、賛成者多数ニシテ異論ナキニヨリ決定ス
 右終了散会

明治三十二年度豊浦郡医会

明治三十三年三月十二日郡役所会議堂ニ於テ午前九時開会此日出席者左ノ如シ
 川田龍雄 雅賀善徳 重村玄典 江藤徳雄
 河村玄典 南部謙庵 津田太一 植田 司
 飯島剛策 林吉昌一 村田弘三 中島 梅
 村田淳一 蒲生政昭 菅 恒男 和田文甫
 松岡茂章

会頭同会ヲ宜シ昨年米池谷治誠許傷ノ件ニ付キ縣知事又ハ内務大臣ニ具申結果裁判確定シ免許取消ヲ命セラレタルモ尚医術ヲ行ヒ居ル由ニ付管轄警察へ申出ツル事ヲ告グ会頭 山口縣医会ハ規則ヲ改正シテ車馬賃一里十五ギトセシガ本会ニ於テハ如何スヘキヤト向フニ從來通ハギニテ可ナリトノ説ヲクシテ改定セス

一番(川田) 県令又郡令弄ノ慮示ハ其医事衛生ニ關スル事項丈ケヲ摘示シテ此ヲ印刷ニ附シ各会員ニ配布セラレン事ヲ發議ス

会員之ニ屬同ス

会頭、閉会後懇親会ヲ開クヤ否ヲ向フニ兩名各異論アリ五十錢說七十錢說アリテ終ニ六十錢ニテ不齊出席スル事ニ決ス

午後三時閉会後富春樓ニテ会費六十錢ニテ十七名出席ス

明治三十三年度豊浦郡医会

明治三十三年三月十八日郡衙ニ於テ午前十時開会 出席者左ノ如シ

香取尚淑 松岡茂章 井上龍間 村田弘三
菅 恒男 川田龍雄 南部謙庵 重村玄典
西島量平 津田太一 林吉昌一 三木謙造
船橋春造 吉田謙介 泛藤徹雄

会頭 西部医会ヨリ右ノ建議案アリタリ此ヲ附議ス

(一) 医師公務ノタメ旅行又ハ郡衙へ出張ノ際ハ村役場ヨリ支出スル日当ヲ増加スルノ件ヲ県医会へ提案スルコト

右附議ノ上縣医会へ建議ノ件可決ス

(二) トラホーム患者治療法ヲ醫師略一定スルノ件

右否決

(三) 傳染病患者ノ係リ醫師手当金最下級ヲ一定スル事

右日々往診料二円以上詰メ切り五円ト決定ス此レヲ県医会へ提出シテ賛成ヲ得テ各郡長ヲ經テ各町村長へ通知スルコト

(四) 系信現收ノ件

可成現收ヲ旨トシ場合ニ於テハ一ヶ年ニ回ニ徴收スルモ妨ナシ 可決

会頭、東部医会ヨリ提出案アリ即チ郡医師会ニ於ケル懇親会費ノ全額ヲ郡医会ニ於テ支出スルコト

右異論ナク可決

会頭、本年四月十五日神戸市ニ於テ開催ノ近府県医師懇親会へ出席スルモノアルトキハ一名金七匁五十匁宛郡医会ヨリ補助スルコト 但シ各部一名宛ニ限ル

右支出多端ノ折柄トテ否決

会頭、池谷治誠又ハ小林基ノ名義ノ下ニ田村村ニ出張所ヲ設ケ診察スルヨシ依テ此ガ処置方法ヲ互ニ調査シ各部一名宛ヲ定メ委託スル事ニ決ス

明治三十四年度豊浦郡医会

明治三十四年三月十日午前十時郡衙ニ於テ開会出席者左ノ如シ

井上苟哉 來島國太郎 山本鴻太郎
吉田謙介 南部謙庵 菅 恒男 香取尚淑
松岡茂章 泛藤徹雄 金田市太郎
河野敏雄 恒藤文哉 福永廣之助
飯島剛策 三木謙造

会頭(松岡) 兩会ヲ宜シ直ニ会頭満期ニツキ改選ヲ行フ事ヲ告グ

八番(吉田) 会頭改選ハ閉会前ニ致シタシト云フ

会頭、此處ノ慣例ニヨレハ開會券頭ニ枚票
 スル事ニ成リ居ル故只今懸等ヲ行フ
 八番(吉田)此医會存否ノ表ニツキ本島少
 シク意見アル故開會前ニ致シタシト云ヒ
 松岡兼誠ス
 会頭、北郡ヨリ池谷ノ件ニツキ報告ナス旨
 ヲ告グ
 十二番(河野)本日郡長警察署長ノ出席ア
 ルヤ
 会頭、郡長ハ病氣ニツキ郡吏出席シ署長ハ
 出席セスト
 十二番(河野)是非共郡長ト署長ノ出席ヲ
 乞ヒタシト主張ス
 会頭、十二番ノ請求ニヨリ而長ノ出席ヲ乞
 ヒシニ只今出席スト回答アリタリ
 而長挨拶アリ
 十二番(河野)郡長並ニ署長ハ各郡開會ノ
 当日出席セラレ会ト村トノ高敷衛生上ノ
 方針並ニ医務ニ関シ訓示弄アランコトヲ

諸フ
 郡長、毎次出席スル考ナルモ毎常通知未日
 ナキヲ以テ事務ノ都合上出席不可能ナル
 コトヲ申故ニ今夜ハ一週間位ニ開會通知
 ヲ得タン
 八番(吉田)本会出席員ノ日當ヲ増加セラ
 レンコトヲ望ム 九番 十二番 葛成
 八番(吉田)金一円トシテハ如何
 十二番(河野)一円五十銭ト呼ブ
 十番(菅)二円ト致シタシ
 会頭、三説共算成者ナシ
 八番(吉田)前説ヲ取消シ十二番ニ葛成ス
 終ニ起立ニ同フニ六番ヲ除ク外満場起立ニ
 ニ円ニ決定ス
 会頭、來会ヨリ実施スルヤ
 八番(吉田)本会ヨリ実施スベシト
 各員賛同可決ス
 会頭、本会ヨリ実施スルトセハ今會散收シ
 タル會費ニテハ不足故此處如何スルヤ

八番十番十二番ハ各會員ヨリ追徴スベシト
 連呼ス
 会頭、各郡會員一名ニツキ金二十五銭ヲ追
 徴スル事ニ決ス
 会頭、開會後懇親會開催ニツキ賛否面談ア
 リ且ツ其費用ヲ昨年通り全部會費ヲ以テ
 支弁スルヤ否ヤト
 此處ニツキ諸説百出ノ後
 会頭、宴會費全部ヲ會費ヨリ支出スルハ他
 日苦痛ノ恐レアルカ故ニ宴會費ノ補助ヲ
 支出シ即會費金一円中各自七十銭ヲ出シ
 三十銭ノ補助ヲ成シテハ如何
 葛成者多數決定
 会頭、來会ヨリ會期ヲ二日間トシ議事ノ余
 暇アレハ各自実験談或ハ質問等學術ニ互
 リ研究スル事ニ決定ス
 九番(福永)川棚ハ會場ノ準備困難ナリ依
 テ長府村ニ定メタシ
 六番(五藤)川棚ニハ會場ノ準備差支ナシ

却テ長府ヨリ勝ルト云フ
 会頭、各員ノ意向長府ヲ希望スルカ故ニ當
 分ノ内長府ニ決ス
 午後四時三十分終了閉會ヲ宣ス
 此ヨリ富者樓ニ於テ宴會ニ移ル郡長長野範
 亮、署長河島市太郎郡吏村野某出席ス
 因ニ郡長署長ヨリ銘酒ニ好死患贈
 会頭、金頭満期ニツキ撰等ヲ行フ
 改票ノ決果
 十點 松岡茂章 五點 菅 恒男
 石松圃氏就任ス
 明治三十五年度休會

第十五回豊浦郡醫師總會議事録

明治三十六年七月十二日午前十一時藤野村
 西泉寺ニ於テ開會当日出席左ノ如シ

精醫會 莊 直兼 金田市太郎
太田政三郎 岸田九平 小島真二
鈴木 直 朱島国太郎 大田淳一
岸田益太郎 木村智久 木田又治
三浦孝一 鷺海傍三郎 木見禮六
村田弘三 井上 衛 吉岡盛太郎
別府玄三 平田英太郎 川村玄昇
和田 文 恒藤文武 大藤儀三郎
板原幸一 松田博一 和田文甫
石井経三郎 五藤徹雄 吉田謙介
岡傳三郎 山田栄祐 井上良武

本日松岡会頭欠席ニ付正副議長ヲ選挙ス
正 吉田謙介 副 和田文甫
議長(吉田)松岡会頭許仕ニツキ兼設スル
ヤ舌ヤラ問七採用ニ決シ後仕者ヲ選挙ノ
結果
会頭 菅 恒男 副会頭 吉田謙介
副会頭(吉田) 西郡提出ノ死亡者ノ届ハ今

会頭(菅)多病非カニツキ辞任ラセフ
各員議カス本会開会迄就任ニ決ス
正午ヲ過ケルヲ以テ喫飯ヲナス事ニ決シ一
時間休会ス
午後一時四十分開会
会頭・郡役所ヨリ注意事項ト題スル書簡ヲ
各員ニ配布シ置キタリ此レニツキ郡長ノ
説明アリ
郡長中山修三登壇挨拶ノ後
流行性腦脊髄膜炎者取扱ニツキ説明
番外(南方)右届書ハ一定ノ用款アレハ便
利故ニ一定セラレン事ヲ望ム
会頭・西会区政変更ノ件
十八番(中屋)其必要ナル所以ヲ述ヘ述ニ
改正スヘシト云フ
十五番(吉田)各員ヲ各部ヨリ選定シ調査
スベシト 七番 四十番等成ス
十八番(中屋)調査スヘキ必要ナキ故ニ委
員ヲ設ケル必要モナシ

後死亡診断書ノミヲ提供シ別ニ死亡届ハ
廃スルコトニ決ス
次回ノ開会ハ川瀬村ト決定

明治三十七年度八休会

第十六回豊浦郡医会議事録

明治三十八年三月三日正午川瀬村ニ開会ス
出席者左ノ如シ
江藤徹雄 田中方正 香取尚淑 村田弘三
田村文作 田辺健助 山崎時章 吉田謙介
飯島剛策 山本地太郎 中屋敏夫
恒藤文武 石井経三郎 萩野義三郎
山田熊太郎 粕留善造 田原良平
板原幸一 松田博一 久保兼介 野崎淳造
菅 恒男 古谷鶴亮 和田文甫 三木謙造
三井立兼 岡 保二 河村玄昇
以上二十八名

番外(小串)分署長ノ区域変更ノ必要ヲ述フ
十五番(吉田)重大案ニツキ委員説ヲ主張
ス
採決ノ結果委員説ニ決シ各部二名宛議長指
名トナス

- 東部 粕留善造 飯島剛策
- 西部 村田弘三 山本地太郎
- 南部 中屋敏夫 田中方正
- 北部 和田文甫 石田博一

会頭・西郡提出案ニツキ議事ヲ開ク
提 出 議 案
一傳染病院担当医手当ヲ一定スル事
二 医士処方録ヲ一定スル事
三 乘價診察料ハ郡内一定ノ標準ヲ定ムル事
四 腸チフス・実状的里亞患者ハ場合ニヨリ
可成自宅治療ヲ許サレンコトヲ知事ニ請
願スルコト
右第一項ニツキ審議セラレタシ

十五番(吉田)理由ヲ説明シ本件ハ既ニ前
年本会ニ於テ決議セシモノナル故ニ之ヲ
勵行セラレン事ヲ乞フ

(注)住診料金ニ円 訪加金五円ナリ
十四番(山岡)前年ノ決議ハ稍高キニ失ス
ルガ如ク此際宜敷適當ノ規定ヲ得テ各村

長ニ通牒セラレンコトヲ乞フ
十五番(吉田)自説ヲ取消シ十四番ニ賛成
ス

三十六番(和田)今此レヲ決議スルモ村經
済上ニ碍スルコト故此儘ニ保留シ暫又ハ
県ハ補助ヲ申請スル方宜シカラン

十八番(藤成)ス
七番(村田)規定ノ必要ヲ説ク
会頭・而説ニツキ藤成ヲ向フ

十四番(山岡)各部ヨリ二名ノ委員ヲ撰ビ
審議ノ上草案ヲ作ラシメ委員ハ会頭ノ指
名 異議ナシト呼ブ

地方幹部調査員

難留勸進 三木謙造 吉田謙介 村田弘三
中屋敏夫 田中方正 和田文甫 松田慎一

以上八名
会頭 各委員ハ調査材料ヲ集メ統一のニ種
×会頭ニ報告サレタシ

四部提案中オ三項ハ撤回セラレタリ依テ
オ四項ニツキ意見ヲ聞キタシ

一番(五藏)チフテリアハ完全ノ治療法ア
リチチスハ輕症ノモノ多シ故ニ收容スル
ハ却テ危険ナリ故ニ此案ヲ提出ス

番外(南万郡書記)收容ヲ説明ス
七番 一番 十四番 経済上ト隣敵ヲ防ク
ノ主旨ニヨリ提出スト云フ

番外(角方)自宅療養取締ハ甚タ六ヶ敷且
ツ之ヲ他家ニ一任シテ完全ナル消毒予防

ハ到底望ミ難シ故ニ医師ノ提案トシテハ
了解ニ苦シム隣敵ヲ防クニハ吏司其他ノ
機関ヲ活動セシムレハ可ナリ

会頭 委員ヲ指名シマス
飯島剛策 三木謙造 吉田謙介 江藤衛雄
田中方正 岡 保二 和田文甫 松田慎一
以上八名

会頭 区域変更ノ件ニツキ委員会ノ報告ア
ランコトヲ乞フ

十八番(中屋)委員会ノ経過ヲ報告致シマ
ス即チ東南ニ部ノ委員ハ変更説ニシテ西
北ニ部ハ不変更即チ従前通りヲ主張シキ

否決定セス此上ハ速ニ無記名投票ニヨリ
決定セラレタシト云フ

会頭 此案ハ復廻シトシテ西部案第一項ノ
意見ヲ聞カン
十八番(中屋)改良スル位ノ処ニテ決定サ
レタシ

十七番(山本)調査委員ヲ檢ケテ檢々ノ好
材料ヲ集メ各自改良法ヲ講スベシ
十八番(藤成)

調査委員ハ各部ニ名宛トシテ会頭指名ニ決シ

十五番(吉田)衛生組合ノ有名無実寸効ナ
キヲ説ク

三十六番(和田)提出案ニ反対ノ意見ヲ述
ベタリ

十八番(中屋)重大問題ニシテ假令可決ス
ルモ其成果限ハシ宜シク沈思熟考スベシ
ト三十六番説ニ賛成ス

会頭 採決ヲ宜ス
三十六番説ニ可決シ第四項ハ提案トナル

会頭 第一項委員会ノ報告ヲ乞フ
十五番(吉田)委員会ニ於テハ従前ノ通り
ニスルコトニ決定ス

会頭 十八番(中屋)ノ建議アリ
十八番(中屋)本会ニ幹事四名ヲ置クコト

及ヒ本会ノ沿革大要及規則議事細則ヲ印
刷シ各委員ニ配布スルノ件ヲ建議シ四名

ノ整理委員ヲ設ケ之ニ依托スル事トナシ
タシ而シテ委員ハ議長指名ニ致シタシ
賛成者多数

中屋敏夫 宮原 齊 松岡茂章 莊 直樹
以上ヲ委員ニ指名ス

會頭、郡役所注青事項中匠会区域変更ノ件
ニツキ採決セン

十五番(吉田)來年ニ延期セン事ヲ乞フ
十八番(中屋)緊急大事件ナル故ニ延期ス
ベキモノニアラズ

七番(村田)夕刻ナル故ニ今日ハ休会シテ
明日ニ議ラレンコトヲ乞フ

会頭、先次問題トシテ明日開会スルヤ否ヲ
議セサル可カラズ

番外(南方)此区域問題ハ是非并述ニ議決
カラシコトヲ乞フ

会頭、夜ニ入ルモ今日中ニ議事ヲ終了スル
ヤ又ハ明日再開スヘキヤニツキ採決ス

今日中ニ終了閉会ヲ望ム者多数
会頭、区域変更ニツキ無記名投票ヲ乞フ

投票人 二十七名
三部変更説即原案 十一名

四部即不変更 十五名
無効 一名

会頭、区域変更案ハ否決ス
会頭、議事終了ニツキ閉会ノ旨ヲ告グ
時午後七時

第十七回豊浦郡医會議事録

出席員左ノ如シ
窪田 某 吉田謙介 菅 恒男

奥柴清兵衛 金田市太郎 萩野敏太郎
板根宰一 村田弘三 木村龍雄 猪野盛虎

渡辺 某 中屋敏夫 重村玄興 有光 某
山田熊次郎 井上荀哉 松岡茂章

山本鴻太郎 梶井林雄 田原良平
江藤徹雄 莊 直樹

番外未賓 郡長、署長、郡吏、
明治三十九年三月十八日午前十時開会

会頭(菅)開会ヲ宣シ左ノ報告ヲナス

日露戦役中軍務ニ厥シテ之ガタメ死セ
ラレシ会員岸田益太郎君ノ葬儀ニ会シ吊
文ヲ呈シタリ

昨年ノ本会ニ於テ議決セラレタル本会規
則ハ立委員会ヨリ提出アリシガ尙改正修
正ノ必要アリト思ヒ其草案ヲ各部会ニ向
テ送付セリ仍テ本日提案シテ各位ノ意見
ヲ聞カン

二十三番(松岡)今日各部ヨリ出席者姓名
アリタルヤ本規則ニヨレハ過半数ニアラ
ザレハ開会不相成トアリ此矣如何

会頭、全会員七十六名ニシテ本日ハ出席者
二十名ナルモ本日ノ出席者ハ其附定ノ半
數以上タルニヨリ開会セルナリ

二十三番(松岡)本会規則ニ改更ヲ要スヘ
キ項多キヲ以テ即委員ヲ各部ニ二名宛撰
定シ其案ヲ作ラシムベシ

四番(真柴)諸規則甚タ不完全ナリ依テニ

二十三番ニ議成ス

二十三番(莊)十五回即兼部ニ於テ各部半
數以上出席ヲ提案セシニ各部悉ク承認セ
リ然ルニ十六回並ニ今日モ共ニ実行セラ
レズ左スレバ南郡匠会ハ各部ヨリ是弄セ
ラレタルモノ、如シ今日此席ニ於テ規則
ヲ制定スルモ実行尙未ナシ故ニ來会ヲ期
シ平等ニ各部ヨリ出席シテ後議スベシ

十六番(眞柴)本席ニ於テ議セラレタシ
十六番議成

会頭、二十三番説、二十三番説、四番説ノ
三案アリテ採決ヲ宜シ

二十三番説多數ナリ

会頭、二十三番説成立ス仍テ八名ノ委員ヲ
要ス会頭此ヲ指名シテ可ナリヤ

異議ナシト呼ブ

仍テ庄記ヲ指名ス

雅賢 重村 村田弘 山本 松岡 中屋
窪田 泉栄

正午ニツキ一時間休憩
午後一時開会

会頭、二十九番ニ提案ヲ命ス
二十九番(江藤)陽チフスヲ傳染病院ニ入
院セシムルニ就テハ其診断ニ慎重ヲ要シ
尙時日ヲ要シ病者傳播ノ恐れアリ從テ主
治医十キモノ有病人十キモノ家族ト隔離
スルヲ得サルモノ其他予防取締上欠点ア
ルモノ、外ハ自宅療治ヲ成サシムルヲ以
テ傳染ナリトス故ニ此件ヲ県ヘ建議セン
事ヲ望ム
十六番(中屋)大ニ反對ヲ表ス
番外(南方)入院ノ必要ヲ述ブ
会頭、本日ハ本台ノタメ県ヨリ中原警部特
ニ連絡セラレタリト同代ヲ紹介ス
中原警部、陽チフスヲ入院セシムルコトハ
内務大臣ノ訓令ニヨリ必ス入院セシムル

モノナリ
十六番説ニ賛成多クシテ二十九番説否決
会頭、規則改正委員長ノ報告アリテ議論ノ
未決定ス

会頭、会頭、副会頭満期ニツキ改選投票ヲ
行フ

結果
十點 菅 恒男 六點 松岡茂章
二點 雅賢 二點 莊
右ニヨリ首会頭ニ就任ス
四點 中屋敏夫 三點 松岡茂章
三點 雅賢 三點 莊
右ニヨリ中屋副会頭ニ就任
右ニヨリ閉会ヲ告グ

豊浦郡医師会々則

- 第一條 本会ハ本郡内兩業ノ医師ヲ以テ組織ス
但官公立病院其他ノ醫師ト虽モ入会スルコトヲ得
- 第二條 本会ハ豊浦郡医師会ト稱ス
- 第三條 本会ノ目的ハ医事及衛生ニ關スル事ヲ研究シ其妨ノ諮詢ニ答ヘ併セテ会員ノ融和ヲ期スルモノトス
- 第四條 本会事務所ハ会頭ノ居室ニ置ク
- 第五條 本会ニ入会スルモノハ其住所代名年々ヲ記シタル届書ニ附添テ在籍及ヒ入会金貲圖ヲ添ヘ本會ニ提

出スヘシ
但兩業後十日ヲ経ルモ此手續ヲ履行セサルモノハ会則第三十二條ニ據リ処分スルコトアルヘシ

第六條 本会員ニシテ轉住及氏名族籍等ヲ変更シ又ハ会員タル資格ヲ失ヒタルトキ八十日以内ニ本会ニ報告スベシ

但死亡シタルモノハ本文期日内ニ家族若クハ親族ヨリ其旨ヲ通知スルモノトス

第七條 本会ノ役員名額及任期
役員ヲ置ク
会頭 一名
副会頭 一名
理事 八名

第八條 本会ノ役員ハ会員ノ互選トシ投票ノ多数ヲ得ルモノヲ當選者トス

但同敷ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 本会役員ノ任期ハニケ年トス満期再選スレモ妨ケナシ

第十條 本会役員ニ欠員ヲ生シタルトキハ次高者ヨリ補欠シシ任期ハ前任者ノ残期間トス

第十一條 本会役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス

・役員職務権限

第十二條 本会役員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 会頭ハ本会ヲ代表シ一切ノ会務ヲ処理ス

一 副会頭ハ会頭ヲ補佐シ会頭事故アルトキハ之レヲ代理ス

一 理事ハ会頭副会頭ヲ補佐シ會計其他ノ職務ヲ整理ス

第十三條 会頭ハ必要ニ應シ臨時ニ書記ヲ

置クコトヲ得其寸当ハ会頭之レヲ定ム

・事業

第十四條 本会ハ毎年定期又ハ臨時ニ總會及役員会ヲ開ク

第十五條 本会場ノ位置ハ本郡牧所々在地方トス

但時宜ニ依リ他所ニ於テ開会スルコトアルベシ

第十六條 本会ノ議事ハ別ニ定ムル所ノ議事規則ニ依ル

第十七條 定期總會ハ毎年四月トシ臨時總會及役員会ハ必要ニ應シ会頭之レヲ開ク其会場及期日ハ十日前ニ通知ス

第十八條 本会員ハ会務及事業上衛生上ニ関シ意見ヲ提出スルコトヲ得

第十九條 前條ノ意見採否ハ總會又ハ役員会ノ議決ニ依ル

第二十條 業務上特ニ本会ノ保護ヲ受クベキ必要アルトキハ其事実ヲ具シ本会ニ報告スベシ

第二十一條 医師台規則第二十條ニ依リ本会ノ意見又ハ辨疏ヲ要スベキ報告ヲ受ケタルトキハ總會ニ於テ審議シ其筋ニ具申スルコトアルベシ

但緊急ノ事件ハ役員会ニ於テ審議執行シ次ノ總會ニ報告ス

第二十二條 本会ノ決議事項ハ決議録ヲ以テ開会后ニケ月以内ニ各会員ニ報告ス

第二十三條 本会ノ議事ハ議事録ヲ作り署名委員ノ署名ヲナスモノトス

第二十四條 議事録署名委員ハ三名トシ母回会頭之レヲ推選ス

第二十五條 本会ノ書類ハ之ヲ編纂シ會計其他ノ帳簿ト共ニ保存ス

・議員

第二十六條 本会ニ議員候補名ヲ置ク

第二十七條 前条議員ノ選挙ハ郡内左ノ四区ニ分チ其区内各員ノ互選ヲ以テ各区五名ヲ選出ス

但選挙方法ハ第九條ニ同シ
一 豊泉村、西枝村、豊田下村、豊田前村、西市村、豊田中村 五名
二 豊田上村、田耕村、禰部村、栗野村、阿川村、神田下村、角島村 五名
三 宇留村、小串村、川棚村、樺崎村、内日村、黒井村、豊西村、豊西上村 五名
四 豊西中村、豊西下村、生野村、勝山村、長府村、王司村、清末村、小月村、彦島村 五名

第二十八條 会頭副会頭ハ議事ニ参加シ議員ノ資格ヲ有スルモノトシ且理事ハ議員ヲ兼マルモノトス

議員ヲ兼マルモノトス

但議員ノ任期ハ満ニケ年トス

・會計

第三十九條 本会々費ハ會員ノ負擔トシ一ケ年金額圖宛ヲ毎年定期總會前本会ニ納付其收支ハ決算書ヲ作り決議録ト共ニ会員ニ報告ス

第三十條 本会役員ニシテ会務ノ爲メ出張其他出費ヲ要シタルトキハ其費ヲ辨償ス

第三十條 會議ニ出席シタル議員ニハ左ノ通支給ス

但里數ハ本県ニ定ムル里程表ニ依ル

一 車馬費 一里 金貳拾錢

一 在假日当 一日 金壹圓五拾錢

二 里以上八里以内 ヲ以テ一日程トス

一 滞在日当 一日 金貳圓

第三十二條 本会々則及本会規定ニ違反シタ

ルモノハ總會又ハ役員会ノ決議ニ依リ百圓以内ノ過息金ヲ徴收ス

・附則

第三十三條 本則ハ總會出席員五名以上ノ同意ヲ得テ提出シ其三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニアラサレハ変更スルコトヲ得ス

豊浦郡医師會議事細則

議場整理

第一條 議事ヲ要スルトキハ會議ヲ開キ

會頭ヲ議長トシ副會頭ヲ副議長ト

シ議場ノ整理ヲ掌ラシムルモノト

ス

第二條 議事ハ議員其過半数ニ滿タサレ

ハ之ヲ開クコトヲ得ス

第三條 午前九時開會午後四時閉會ス

但時宜ニ依リ議長ノ見込ヲ以テ伸

縮スルコトアルベシ

第四條 会場ノ開閉ハ務員ヲ以テ之ヲ報

ス

第五條 会場ノ開閉及會中ノ事件ハ務

員議長ノ指揮ニ依ルベシ

第六條 議員ノ席次ハ毎回抽籤ヲ以テ之

ヲ定ム

但會頭副會頭ハ初席トス

第七條 議事ハ議員ノ代名ヲ唱ヘスシ

テ席次ノ番號ヲ用ユベシ

第八條 開會中ハ議員私語其他雜言會場

ヲ妨害スルノ舉動ヲナスベカラズ

第九條 開會中ハ議員漫リニ會場ヲ退ク

コトヲ許サズ

但退場スルモノハ議長ヘ其事由ヲ

述ヘ許可ヲ受クベシ

第十條 議員ハ議長ノ許可ヲ得テ着席ス

可シ

第十一條 議長疾病其他事故アリテ欠席ス

ルトキハ副議長ヲシテ代理セシム

但正副議長共ニ欠席スルトキハ出

席議員中ヨリ假議長ヲ選等ス可シ

此場合ニ於テハ年長者座長トナリ

其手續ヲ爲スベシ

議事

第十二條 議案又ハ報告書ハ議長之ヲ議員

ニ頒布スベシ

第十三條 議事ハ第一讀會第二讀會第三讀

會ニ區別ス

但議長ノ意見又ハ議員ノ建議ニ據

リ會議ノ決ヲ採リ第三讀會ヲ受セ

スシテ確定議トナスコトヲ得

第十四條 第一讀會ニ於テハ議案ノ大意ヲ

議シ又第二讀會ヲ開クヤ否ヲ決ス

ベシ

第十五條 第二讀會ニ於テハ議案ノ逐條若

ハ數條ヲ審議シ又第三讀會ヲ開ク

ヤ否ヲ決スベシ

第十六條 第三議會ニ於テハ第二議會ノ議案ヲ以テ議案トナシ全案ニ就テ議決スベシ

第十七條 修正説ヲ提出セムトスル者ハ録シテ文案トナシ之レヲ議長ニ出シ又ハ議席ニ於テ陳述スルコトヲ得但第二議會又ハ第三議會ニアラサレハ之レヲ提出スルコトヲ得ス

第十八條 修正説ハ賛成者アルニアラサレハ議題トナスコトヲ得ス

第十九條 議員提出ノ議案ハ議員五名以上ノ賛成者アルニアラサレハ採用セ

第二十條 賛成者ナキ説ハ各員之ヲ駁撃スルコトヲ得ス

第二十一條 已ニ議題報告后議員中ヨリ緊急動議起リタルカ又ハ議長ニ於テ緊急事件ト認めタルコトアルトキハ

之ヲ議員ニ諮ヒ議題ノ順序ヲ変更スルコトヲ得

第二十二條 一旦否決シタル議案ハ一會期中ニ再ヒ之ヲ提出スルコトヲ得ス

發言

第二十三條 發言セムトスルモノハ起立シテ議長ト自己ノ番號トヲ呼ヒ議長其番號ヲ呼ヒ回スヲ待テ發言スベシ

第二十四條 議員發言議長ニ於テ無用ノ議論ト認めルトキハ之ヲ中止スルコトヲ得

第二十五條 議長自ラ發言セムト欲スルトキハ副議長ヲシテ職務ヲ代理セシメ議員席ニ就クベシ又正副議長共ニ發言セムト欲スルトキハ議長ノ應見ヲ以テ議員中ヨリ假議長ヲ選定スルコトヲ得

但此ノ場合ニ於テハ議長ハ該議題ノ議決後ニ於テ議長席ニ復スベシ

第二十六條 総テ議場ノ言論ハ必ず議長ニ向テ之ヲ為シ議員相互ニ論難駁撃スルコトヲ得ス

第二十七條 修正説ノ否決スルモノハ之レヲ同議會ニ於テ提出スルコトヲ得ス

表末

第二十八條 出席議員ハ可否ノ數ニ入ラサルコトヲ得ス

第二十九條 議事ハ第三議會ヲ經テ確定スルモノトス

但事件ニヨリ此順次ヲ省略スルコトヲ得

第三十條 議事ノ可否ハ過半数ニ依テ決ス可舌同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

但可否ノ數ヲ定ムルハ起立ヲ以テスト至モ已ニ出席議員ノ多數ヲ表示タル議ハ直ニ之ヲ決ス

第三十一條 修正説ハ原案ニ先テ可否ヲ決ス

可シ其數多キトキハ最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニス

第三十二條 論辨未タ終ラスト至モ議長ニ於テ論旨已ニ盡キタリト認めルトキハ其議題ノ決ヲ採ル事ヲ得

第三十三條 可否ノ數ハ書記之ヲ點檢シ其次定ハ議長之ヲ報告スベシ

表末

第三十四條 修正案建議案其他ノ類查ラザルモノトキハ議長ノ意見又ハ議員ノ請求ニヨリ會議ノ決ヲ採リ委員ヲ選定スル事ヲ得

第三十五條 委員ハ議員中ニ於テ議長之ヲ指名シ若クハ議員ヲシテ之ヲ選舉セシムベシ

但過半数ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 委員會ノ意見ハ比較多數ニ依テ之ヲ決ス

第三十七條 修正説ヲ提出シタル者ハ委員會

ニ列シ其主旨ヲ聲明スルコトヲ得
但可舌ノ數ニ入ルコトヲ得ス

第三十八條 議員候場ニ出席スル時ハ必ズ洋
服又ハ羽織袴ヲ着用スルモノトス

附則

第三十九條 此細則ハ毎会之ヲ應用スベシ但
議長ノ意見又ハ出席議員過半数ノ
賛成者ヲ得テ文案トナシ提出シ出
席者三分ノ二以上ノ賛成者ヲ得ル
ニ非ラサレバ変更スルコトヲ得ス

豊浦郡医師会規定

第一條 會員間ニ於テ主治医不在ノ際患者

ニ在診スルモ必要ナル應處所置テナ
スニ留ム

但該患者ニ再診セントスル場合ニハ
主治医ノ承諾ヲ得ヘシ立会ヲナシタ
ル患者ニ再診セントスル場合モ本同

第二條 會員間ニ於テ患者転医スルトキハ
前医ノ證明書ヲ持参スルモノニアラ
サレバ在診スルヲ得サルモノトス

但危急ノ患者ハ此限ニアラズ

第三條 左ノ表ニ依リ診察治療費及薬價ヲ

一定ス

一 初回診察料 金参拾錢以上

二 在診料 金五拾錢以上

但里程一里ニ付金壹圓以上ヲ増加
ス尚車馬賃ハ患者ノ負担トス

三 会诊料 金壹圓以上

但会诊医ハ枚取セサルモノトス

四 診断書料 金参拾錢以上

五 傳染病院擔当医日當

金貳圓以上五圓以下

トス

六 死亡診断書料 金貳拾錢

七 出產届書料 金貳拾錢

明治四十年七月一日

明治四十年豊浦郡医師会議事録

明治四十年十一月九日豊浦郡医師会役員

豊浦郡牧師會議所ニ於テ開散ス

本会出席員左ノ如シ

一 番	長 府	松 岡 茂 章
二 番	〃	音 恒 男
三 番	瀧 部	和 田 文 治
四 番	長 府	中 屋 敏 夫
五 番	神 玉	本 多 英 太 郎
六 番	豊 西	江 藤 敏 雄
七 番	豊 東	雜 賀 會 逸
八 番	川 棚	吉 田 健 介
九 番	豊 田 中	今 城 己 之 助
十 番	長 府	莊 直 禎
		以 上

八 処方箋料 金貳拾錢

九 鑑定并ニ死体検査書料

第五條 會員傳染病ヲ診察スルトキハ成ヘ

ク速ニ其區ノ理事ニ通知シ理事ハ直

ニ会頭ニ報告スルモノトス

但会頭ハ場合ニ依リ一敏ノ會員ニ通

知シ役員会ヲ開キ相当ノ措置ヲ成ス

コトアルベシ

第六條 開会ノ當日出席員ハ其時間ニ遅刻

シ若クハ缺席スル時ハ其事故ヲ記載

シ開会前会頭ニ届出ツヘシ若シ無届

ナル時ハ左ノ過怠金ヲ出スモノトス

一 無届遅刻 金壹圓

二 無届缺席 金拾圓

三 正當ノ事故ニ依リ缺席スルモノ

ハ理事ノ證明書ヲ要ス

第七條 會員死シタルトキハ形意ヲ表シ

金参圓ヲ遺族ニ寄贈スルモノトス

明治四十二年豊浦郡医師会議事録

明治四十一年四月十九日豊浦郡役所備内会議所ニ於テ豊浦郡医師会開設本会出席者氏名及其席次左ノ如トシ

- 一 番 長 府 菅 恒 男
- 二 番 豊 田 下 來 島 四 太 郎
- 三 番 西 市 聖 村 玄 興
- 四 番 川 棚 吉 田 謙 介
- 五 番 王 司 金 田 市 太 郎
- 六 番 内 日 山 本 鴻 太 郎
- 七 番 岡 川 山 本 繁 亮
- 八 番 長 府 小 林 龜 太 郎
- 九 番 〃 中 屋 敏 夫
- 十 番 豊 東 雜 賀 喜 彦 次
- 十一 番 〃 飯 島 剛 策
- 十二 番 小 月 南 部 謙 電
- 十三 番 岡 川 中 島 龍 藏
- 十四 番 長 府 莊 直 繼

- 十五番 吉 見 江 藤 徹 雄
- 十六番 小 串 吉 岡 森 太 郎
- 十七番 泉 野 眞 柴 清 兵 衛
- 十八番 豊 田 中 今 城 巳 之 助
- 十九番 黒 井 窪 田 茂 介
- 二十番 藤 部 和 田 文 甫
- 廿一番 長 府 松 岡 茂 章
- 欠 席 本 多 英 太 郎

決 議 録

一 会 則 へ 但 書 追 加 ノ 件
 提出者 江藤徹雄 外五名
 豊浦郡医師会規則第二十九條ニ左ノ
 但書ヲ追加スヘシ
 但病氣其他ノ事故ニテ一ケ年以上休養
 スルモノハ医師会費金ヲ免除スルコト
 右 否 決 ス
 二 學校医会開設ノ件
 提出者 今城巳之助外五名

理由 学校衛生ノ実ヲ考ケ學童ノ健

康ヲ図ルノ目的

右 可 決 ス

三 業務上ニ關シ使用スル用款ヲ製シ之レヲ
 各会員ニ販売シ其利益金ヲ以テ医学会ヲ
 設立スル件
 提出者 和田文甫 外五名

右 宿 題 ト ス

四 豊浦郡医師会規則中ハ職員ノ職務権限ヲ

明示スルコト

提出者 川林龜太郎外五名

右 否 決 ス

五 種痘料ノ件

提出者 莊 直繼 外五名
 一 自宅種痘料 一人ニ付 金拾拾錢以上
 二 種痘ニ関シ町村ニ雇聘セラレタルトキ
 日富 金五圓
 三 平時種痘料ハ假令春秋二期ニ施セルモ
 ノヲ云フ 一人ニ付金拾錢トス

但此場合ニ於テハ痘苗及種痘材料并ニ種
 痘ニ關スル手数料ハ町村ノ負担トス

右 可 決

六 町村ニ雇聘セラレタルトキノ日當ノ件

提出者 莊 直繼 外五名

公衆衛生ノ爲メ業務ニ關シ町村ニ雇

聘セラレタルトキハ 日當金五圓

七 豊浦郡医師会議事細則中改正ノ件

提出者 小林龜太郎外五名

議事細則中ノ第三十八條ニ礼服トアリ

ヲ洋服及羽織袴ト修正セラレンコトヲ

望

右 可 決

八 住診料中修正ノ件

提出者 小林龜太郎外五名
 住診料規定中宅里ニ付金壹圓ヲ増加シト
 アルハ宅里ニ付壹圓以上ヲ増加シト修正
 ラ望ム
 右 可 決 ス

九豐浦郡医師会規則中改正ノ件

提出者 吉田謙介 外五名
本則第三十一條第二項ニ六里以上十里
以内ヲ以テ一日程トアルヲ二里以上八
里以内ト改正ヲ望ム
但当日ヨリ行施ス

明治四十一年四月十五日

明治四拾叁年豊浦郡医師会議事録

明治四十三年四月十七日豊浦郡役所内議事
堂ニ於テ開会ス出席者及ビ席次左ノ如シ

- 一 番 今城巳之助 七 番 江藤 敬雄
- 二 番 中屋 敬夫 八 番 欠 席
- 三 番 末島 四太郎 九 番 。
- 四 番 吉田 謙介 十 番 。
- 五 番 萩野 幾太郎 十一 番 。
- 六 番 井上 衛 十二 番 田村 文伸

- 十三 番 和田 文甫 十七 番 窪田 幾介
 - 十四 番 梶 柴清兵衛 十八 番 中島 義
 - 十五 番 重本 儀介 十九 番 重村 正彬
 - 十六 番 松井 邦勉 二十 番 山本 眞亮
- 本日午前九時二十分今城巳之助議長席ニ就
キ開会ヲ宣告シ且ツ左ノ諸件ヲ報告ス
会員ノ異動

入 會 者

- 彦 島 村 中 野 正 一
- 川 棚 村 山 井 省 之
- 黒 井 村 清 水 宗 介
- 豊 田 中 村 石 田 芳 亮
- 清 末 村 多 久 正 賢
- 一ノ 俣 村 田 松 五 郎
- 豊 東 村 藤 村 理 一
- 小 月 南 部 友 也
- 神 王 村 大 藤 研 二
- 勝 山 村 武 島 守 一
- 安 岡 出 張 岡 崎 一

黒井村 天田部 會一

吉村 三郎

轉出 休會 死亡

死亡 南 部 謙 庵

轉出 大藤 儀介 休會 河村 玄昇

山田 熊太郎 奮取 尚淑

中野 正一

本日病氣又席者

宮 原 脩 藏 本多 英太郎

飯 島 剛 東 山本 鴻太郎

議長(今城)這回本県医師会ヨリ割戻金ヲ
受ケマシタ之レガ與分ハ如何致シマンヨ
一カ諸君ニオ諮リ致シマス
二番(中屋)只今議長ヨリ報告サレタル如
ク県医師会ヨリ割戻シタル百貳拾余円ハ
私ガ手許マテ送り來リタルニヨリ其時直
ニ会頭ニ報告致シテオキマンタガ併ナカ

ラ此金ノ性質タル其当時ニ於ケル会員ノ
義務上出金シ積ミ立テタモノデ現会員中
全ク此金ニ關係ノナイモノモアリ今之レ
ヲ本会基金ノ一端ニ編入スルハ相當ノ規
置デナイト思ヒマスカラ宜ロシク当時ノ
会員名簿ニヨリ出金者ハ返金サレンコト
ヲ希望致シマス
十四番(山本)只今二番議員ノ才説モアリ
マシタガ今過去ニ遡リ出金セシ会員ノ取
調ベヲナシ割戻ト云フヨリモ本会ガ存立
シアル以上ハ此会ノ基金トシテ積ミ立テ
テ可然モノト考ヘマス
十二番(田村)ニ番説ニ賛成イタシマス
二十番(山本)県医師会ヨリノ割戻金処分
出金会員ニ割戻マト云フハ面倒ナリ尚又
一人ニ当ル金額モ些々タルモノデアロー
ト思ヒマス十四番説ノ如ク本会ノ積出金
トナサンコトヲ希望致シマス
四番(吉田)ニ番説ノ如ク此金ニ就テハ現

会員中関係ナキモノモアリマスカラ之レヲ本会ノ積立金トナス以上ハ現会員中出金セサルモノニ対シテハ一人ニ対スル割戻金ニ相当スル出金ヲナサシメ然シテ右本会ノ積立トナスノガ正当デアロウト思ヒマス

二番(中屋) 尚前説ヲ主張致シマス假令一人ニ対スル割戻金ハ少ナリト留モ之ンヲ本会ノ積立金トナスハ正當ノ処分テナイト思ヒマス殊ニ亦出金会員中生計困難ナルモノモアルヨリニ見受ケマスカラ是非共割戻ヲナシ餘金ヲ積立ツル事ニ致シタイ考ヘデアリマス

三番(来島) 四番説ニ賛成イタシマス
討論終末採決々々ト呼ブモノアリ
議長(今城) 別ニ御意見モナイヨリデスカラ採決致シマス
四番説ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立 三名

十四番説ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス
起立十二名多数本会ノ積立金ニナスコトニ決ス

議長(今城) 前会ニ於テ一問題トナリシ非
。 医者非道行爲ニ就テハ本会ノ決議ニ基キ
。 面人ヘ対シ注告書ヲ發シマシタ然ルニ千
葉三郎ハ本会ノ注告ニ従ヒ門生ヲ解雇致
シマシタガ獨リ鹿沼琢史ハ頑トシテ應セ
ス本会ノ忠告ニ対シ左ノ如キ回答ヲ齊ラ
シマシタ此故報告致シマス

本月十六日付ヲ以テ門生芳賀吉輔解雇方
態々御注告ノ趣件補仕候願ル徳加ナル御
注告ニ対シテハ何弄謝スルノ辭無之依然
ルニ本件ノ問題ハ事坂田氏ヨリノ宿題ニ
シテ昨今ノ事ニ非ラス必意スルニ成ル一
部野心家ノ嫉妬心ヨリ医会ヲ利用シテ芳
賀ヲ排斥スルモノト認メ申候況ンヤ非医
者ナルガ爲メニ免許医ノ許ニ介助者トシ

テ使用スル何等法規上差阻無之モノト認
メ居候間乍遺憾甚高辭解致シ難クニ付右
御承知被成下度此致御答申上候也

追テ小弟傳ハ本會以來家族一同当地ヘ
移転全所ニ於テ芳賀ヲ使用致來居申候
節一出張所ト誤解ナキ様申添候

四十一年十二月十七日 夜認

鹿江 琢史

豊浦郡医師会頭今城巳之助殿

十三番(和田) 彼ノ非医者ノ件ニ就テハ前
。 会ニ於テ当警察署長ノ臨席ヲ請ヒ之レガ
。 事實ノ調査ヲ求メシニ爾后今日ニ至ルモ
。 之レガ檢査ノ端緒ヲ見ルニ至ラサルハ甚
。 遺憾ニ堪ヘナイノデアアル依テ本日臨席ヲ
。 請ヒ之レガ事實調査ノ経過ニ付キ明瞭ナ
。 ル回答ヲ得タク尙又各年トラホーム予防
。 法其他実扶の利亞血精購入ノ件ニ付テモ
。 本郡長ヨリ臨時会ヲ開キ矣レトノ事デア

番外(郡書記ノ回答)

此間ニ三議員同趣意ノ發言アリシモ畧ス

御答致シマス郡長ガ冷淡トカ後慢トカ暗
ニ攻撃的ノ御質問ヲ受ケマシタガ本郡長
ハ曾テ衛生上ノ事ニ付キ事ヲ弄限ニ付シ
タル事ナシ既ニ其当時本件ニ向ツテ訓令ヲ
令ノ命スル所ニ從ヒ各村ニ向ツテ訓令ヲ
發シ爾來之レガ勵行ヲ促シツ、アル事ハ
現ニ各村ヨリノ報告書ニ就シテモ明ラカ
テアリマス(茲ニ於テ報告書ノ要領ヲ示
ス)ソコデ冷淡デアアルカ後慢デアアルカハ

之レヲ以テ御承知アラシムコトヲ
四番(吉田)此同建議致シマス只テ問題ハ
開会前会頭ノ手許マテ提出スル客ナルニ
モ係ラス先申開会当日席上ノ問題ガ多イ
ヨリデスガ折來議事ノ進行上果タ亦秩序
上是非規定ノ命スル如ク開会前迄提出サ
ル、様希望致シマス

十九番(重村)

四十二年四月定期医会ニ於テ医学会開設
案ハ宿題トナツテ居マシタガ別ニ本日提
出案モナイヨリデアリマスカラ、案ヲ審
議サレンコトヲ望マス

二番(中屋)

医学会開設ノ趣旨ハ前回は於
テ陳述セシニヨリ今更改メテ述ブル必要
ハアリマセマガ社会ノ事物ハ日ニ月ニ變
々ナリトシテ發展ノ進歩ヲ呈シツ、アルウ
日使ニ費用ノ点ノミヲ顧慮シ躊躇スル時
デナイト思マス宜ロシク時局ニ処スル活
動ト云フ事ニ着眼サレテ賛同サレン事ヲ

希望致シマス

十九番(重村)ニ番説ニ賛成意見アリシマ
タ署ス
二十番(山本)医学会開設ノ趣旨ニ於テハ
決シテ反対ノ意見ヲ持タナイノテスガ未
タ時期ガ早イト思ヒマス依テ次回マテ宿
題トサレン事ヲ

此間四番、十四番、二十番説同意見アリシ

モ署ス
議長(今城)医会開設ノ問題ニ付テハ二説
ニ分シテ居マスガ宿題説ニ賛成ノ方ハ起
立ヲ願ヒマス

起立 九名 宿題説ニ次ス

于時午前十一時十分柏村署長臨場茲ニ於
テ十四番(卓栄)ハ前説ヲ繰リ返シ非医者
非道行爲ニ付署長ヘ説明ヲ求ム
番外(署長)
非医者之件ニ付キ御答致シマス分署長ニ
於マシテモ無油助之レガ事案ノ調査ニ着

キシテ居リマシタガ事案ノ等ガラナイ内
ニ交代致シマシタ新仕分署長ハ就任後未
ダ日モ茂イコトヲ事案ノ調査ニ取掛ル暇
カナイト思ヒマス今日ハ幸ヒ富地ニ於テ
開催ノ演説大会ヘ臨ミマシタカラ能クホ
談シテ置キマスカラ左様御承知アラシム
事

議長(今城)

本日御臨場ノ戸川技師ヨリ改
正痘痘法ニ付吾々医師ノ注意スベキ事柄
ニ付キ御話ガアルソリデスカラ暫ク静聽
サレン事ヲ

戸川技師ノ説明

本日私が本会ニ臨席ヲ命セラレマシタノハ
署長ニ警務長ヨリ趣意志ノ改正ニツキ医師ノ
義務及ヒ心算ニ付キ打合せカル、様会頭ヘ
通牒セラレタル次第モアリ本日ノ医師総会
ニ於テ御協議ニナルコト、存ジマシテ其備
議ノ模様ヲ伺ヒ自然該法及ヒ規則ニ於テ御
疑義ノ尖モアラバ説明致サン為メ出席シ防

務上ニ付キ希望ヲ述ベマシキ御注意ナリ御
参考ニ寄セント思ヒマス

種痘法施行心得第九條ニ依リ今后ハ絶対ニ

加種式ヲナケレバナラマコトハ言フマテモ
アリマセマガ京都大学デ行ヒツ、アル痘種
ノ状態ヲ見マスルニ痘種スベキ部位即チ上
唇ヲ先ツ石破水ニテ拭洗シ次テアールヲ
以テ拭淨シ更ニ酒精ヲ以テ拭淨シ其樽蓋ヲ
併ツテ相当量ノ痘苗ヲ切種針ニ採取シ先ツ
接種スベキ位置ニ塗布シ后其部ヲ切り更ニ
種痘針ヲ以テ痘苗ヲ擦入シテ其部ヲ施シ
掻破及部ノ傳染ヲ防キ居リマスガ其部ヲ成
施スコトハ外部ヨリノ刺撃ヲ防キ接種ノ成
績ヲ佳良ナラシムルモノデアロイト思ヒマ
スルカラ出来得ル限リ京都大学式ニ倣ヒ種
帯ヲ施サレテ其成績ヲ試ミラン事ヲ希望致
シマス
種痘法第三十六條ニ虚偽ノ種痘證ヲ交付シ
又ハ檢診セズシテ種痘證ヲ交付シタルトキ

ハ五十圓以下ノ罰金ニ処セラルコト、ナ
 リ居マス被診セシテ種痘証ヲ渡サル、手
 ハアリマスマイガ重傷ノ種痘証ヲ誤テオ渡
 シニナル場合カアロト存シマス即チ渡ス
 ベカラサル者ニ対シ交付セラレタ場合ハ虚
 偽ノ種痘証トシテ処分ヲ受クルコトニナル
 ノデアリマスカラ御注意ヲ要シマス
 ソコテ種痘証法第一條ノ定期種痘ハ勿論法
 第十條ノ定期種痘ト有做スベキ者ニモ交付
 スベキモノト致シマス之レヲ交付スベキ者
 ヲ掲ケレハ

(一) 去第一條ノ定期種痘者
 (二) 教ヘ厥七オマデニシテ未種痘又ハ種痘ノ
 証跡不明ナル者ノ種痘ハ善感不善感ニ拘
 ハラズ第一期ト見做ス
 (三) 教ヘ厥八オ九オニシテ未種痘又ハ種痘ノ
 証跡不明ナル者ノ種痘ハ不善感ナレハ第一
 期第一回ト有做從テ次年ノ一定ノ期日
 迄ニ第二回ヲ行フノデアリマス

(四) 教ヘ厥八オ九オノ者ノ種痘善感ナレハ第一
 期ノ了否ニ拘ハラズ第二期完了ト見做
 ス
 (五) 教ヘ厥十一オ乃至満二十オ(第一期ノ了
 否ニ拘ハラズ)ニシテ第二期種痘未了若
 クハ其証跡不明ナル者ノ種痘ハ善感不善
 感ニ拘ハラズ第二期ト有做ス
 新法施行前即明治四十三年一月一日以前ニ
 於テ教ヘ厥八オ後ニ種痘ニ種痘ヲ受ケ又ハ
 其証跡(善感不善感ニ拘ハラズ)アル者ハ
 第二期完了ト見做スベキヲ以テ本年十オナ
 リトモ種痘ヲ行フヲ要セス從テ若シ任意種
 痘ヲ受クルモ法律上定期ニアラサルヲ以テ
 種痘証ヲ交付スルコトハアリマセン
 尚防疫ノ事ニ付御話シ致度ト申スノハ余ノ
 義デモアリマセン既ニ御承知ノ如ク昨年ハ
 諸君ノ御同業間ヨリ傳染病予防法違反ノ処
 分ヲ受ケラレタル者ガ多数デアリマシタガ
 早々犯罪者ノ出ナイト云フ事ノナイノハ医

師團ニ於テハ勿論ニ於テモ甚タ遺憾ニ甚
 ヘナイ次第デアリマスガ其犯罪行為ハ孰レ
 モ診断上醫師タルノ常識ヲ失ハレルカラデ
 アリマス甚タシキハ本県ニ於テハ他県ノ如
 ク疑似ノ範圍ヲ示サレテ居ラヌコトヲ奇貨
 トシ疑似トシテ届出ツベキ程度ガ分カラヌ
 例令ハ直腸加答兒或ハ大腸加答兒ノ如キモ
 赤痢疑似トシテ届出ルモノナルカ否判明セ
 ズトノ口実ヲ故ケ他縣ノ例ヲ引キ医学上ノ
 素養ヲキ去官ヲ請着シテ幸ニ罪ヲ免レタル
 モノガアリマスガ是ハ單リ身分ノ技術ノ價
 値ヲ低クスルノミナラズ一般醫師ノ技能ヲ
 傷ケ技術上ノ信用ニモ關係スル事ト思ヒマ
 スガ万一モ其例ニ倣ヒ彼レノ行為ヲ繰返ス
 者ガアツテ多クノ犯罪者ヲ出シ防表上防害
 ヲ生スルコトガアリテハナラヌト存シマシ
 テ本県ニ於テ疑似ノ範圍程度ヲ示サバ
 處旨ノアル所ヲ述ベテ御注意ヲ仰キタイノ
 デアリマス抑モ疑似ナル文字ハ博士學士大

家ガ審議ニ審議ヲ重ネ傳染病予防改正ノ際
 規定サレタルコトニテ此發ヒアルモノ臨床
 上似タル病ノ届出義務ヲ負ハシメタナラハ
 病者ノ所在ヲ速カニ発見スルヲ得マシテ予
 防上同然スル所ナキモノトセラレタルモノ
 デアリマシテ多クノ傳染病ニ於テ臨床上確
 診シ難キ所謂疑似非ナル病ニ假令バ大腸加
 答兒直腸加答兒ノ赤痢ニ於ケルカ如キ答跡
 瞭然トバストニ於ケル如キ又赤痢ナリ虎列
 拉ナリ其他ノ傳染病ニ疑ヲ置キ診断スベキ
 (假令赤痢虎列拉流行地ノ輕症腸加答兒)
 長病症促細大洩サス絶テ成書ニ示サレテア
 ルノデアリマスカラ常識ヲ有セラルル醫師
 ハ其疑似症トシテ届出ベキ疾病ハ救クニ御
 承知ノコトデアリマスカラ其範圍或ハ程度
 弄ラ示ス必要ヲ認メザルノミナラス知事ト
 シテ其範圍程度ヲ指適スルカ如キハ神聖ナ
 ル技能ヲ有セラル、醫師ヲ應弄スルコト、
 ナリ一面ヨリ言ヘハ県下醫師ノ無能ヲ世ニ

発表スル様ノモノデアリマスカラ知事ニ於テ採ク其点ヲ顧慮セラレ医権ヲ重ンジ他県ノ如ク其範圍ヲ示スコトヲ敢テナサスシテ醫師諸君ノ技能ヲ信シ軍ニ疑似トシテ県令ヲ發セラレタル譯デアリマスカラ諸君ニ於テモ知事ノ好意ニ対シ益々医権ヲ重ンジ技術ノ神聖ト云フコトヲ十分ニ保ツテ去ノ制裁ヲ受ケラル、様ノ事ナキヤウ互ニ警戒セラレン事ヲ切ニ希望致シマス
次ハバラチフスノ事ニ付キ御注意申上マスガ御承知ノ如クバラチフスハ今日迄ハ病理學上腸チフスト異ナル点ハ発見セラレマセマゲ原因ノ異ルガ爲メ腸チフストハ別種ノモノトナリ居ルモ臨牀上ニテハ確診困難ナルノミナラス其傳染力ハ腸チフスヨリ以上ニシテ公衆衛生上ヨリ製レバ其害ハ腸チフスニ優ルカラ内務省ニ於テハ腸チフスト同一ニ取扱フベキ方針ナルモ其取扱方法ハ各府県共区々ニナリ居リマシテ或是ハバラチ

フスヲ腸窒扶斯トシテ或是ハバラチフスヲ不全チフストシテ届出ヲ命シタル例モアリマスガ前陳ノ如ク現ニバラチフスト稱スル一種ノ疾病アル以上ハ之ヲ腸チフス或ハ不全チフストシテ届出ヲ命スルハ疑似ノ範圍ヲ示スト同様ニテ絶当チフス去リトテ腸チフス疑似症トシテ去ヲ適用センカ其範圍広溥ニシテ諸君ニ於テ御迷惑ノ点ナキニシモアラズ加之バラチフスト診定セラレタル以上ハ疑似トシテ届出ベキモノニアラズトシテ其届出ラセラレサル者モアルベシ知事ニ於テモ其県令發布ノ方法ヲ研究セラル、爲メ本県ニ於テハ今日迄何等命令セサレザル爲メ其取扱区々ニナリ居リマシテ醫師已ナリ醫師會ヨリ取扱方ニ付キ問合ハセラレタル向キモアリマシタガ今回腸チフス疑似症ハバラチフスモ含ムトシテ赤痢疑似症ト同一ニ去ヲ適用シテ県令ヲ發セラル、事ニナリマシタカラ早晚發布ニナル事ト信シ

マスカラ今日バラチフス患者ヲ御診察ニナリマシタナラバ腸チフス疑似症又ハバラチフストシテ届出ニナル様希望致シマス
本部デハ疫癘ガ多クアル様デアリマスガ其疫癘ナルモノハ御承知ノ如ク病理學ノ上カラモ臨牀上ニ於テモ將テ疫字上ヨリ觀テモ小兒赤痢ト異ル所ハナイノデアリマシタ疫癘菌ヲ發見シタ方モアリマスガ未ダ公認セラレマセンカラバラチフスト違ヒ疫癘ハ赤痢ト原因ヲ異ニスル特種ノ疾病トハ未ダ認めラレマセヌ疫癘ハ福岡ニ於テ稱スル石ニシテ名古屋ニテハ之レヲはやてト稱シ全一疾病ニシテ現ニ依リ其稱ヲ異ニスルノデアリマシテ小兒赤痢ノ異名ヲハアルマイカ現ニ疫癘症狀ヲ呈シタルモノニシテ幸ニ三日乃至四日経過ヲ保チタルモノニシテ固有ノ赤痢便ヲ洩ラシ純然タル赤痢症狀ヲ呈シ恢復セシモノニ例アリ又疫癘ト診定セラレタル患者ノ系統ニ依リ赤痢患者ヲ統括セシ例

ハ故多アリマシテ實際疫癘ト小兒赤痢ノ差別ハ難事デアロウト信シマスソコデ防疫上疫癘ハ赤痢疑似症トシテ御取扱ニナル方法ヲ精神ニ適フコト、存シマスカラドウカ今日ハ疫癘ハ赤痢或ハ疑似赤痢トシテ届出ニナル様希望致シマス夫カラ赤痢腸チフス虎列拉等傳染病ニ對スル予防消毒ハ可成簡便ニシテ確實ニ行ヒ是家畑ヲ副キ圓滿ニ消毒方法ヲ施シ其予防ノ目的ヲ達スル様患者ニ對シ消毒方法ヲ指揮スベキコトヲ醫師ニ命セラレタノデアアル然ルニ醫師ハ消毒ノ必要ヲ認メラル、ニモ拘ハラス家人ニ指揮消毒セラレタ事ハ殆ンド無イノデアアルニ醫師傳染病患者ヲ治療セラレタル時ハ直チニ消毒方法ヲ家人ニ示シ適切ニ執行セシメ去ノ命スル如ク民間ノ衛生官トシテノ責ニシテ盡サレタナラバ當該官ガ雙ニ消毒方法ヲ施行スルコトナクシテ患者ノ煩累ヲ劇クト同時ニ町村ノ經濟上ニモ關係シ當該官ニ於

テモ大ニ便宜ヲ得マシテ圖漸ニ予防消毒法
ヲ行フ事ガ出来ル次第デアリマスカラ今右
傳染性患者ヲ御診察セラル、場合ハ法ノ示
ス所ニ基キ医師的常識ヲ以テ完全ニ消毒方
法ヲ執行セシメラレ同時ニ公衆衛生上ニカ
ラ尽サレ医師タル技術ノ声価ヲ揚ケラレン
事ヲ希望致シマス (終リ)

茲ニ至リ副会長吉田議長勝ニ就ク
副会長(吉田)本日会長今城氏ヨリ辞表ヲ
提出サレマシタガ如何処置致シマシヨ
カ満場ニオ詰リ致シマス

満場一致留任ヲ勸告シ終ニ留任ノ事ニ決ス
ニ番(中屋)私モ今日迄理事トシテ本会
ノ事務ノ整理ニ従事シマシタガ到成此ノ
繁雜ナル事務ヲ全フスル事ハ難事デアリ
マスカラ是非辞任致シマス
満場一致留任ヲ勸告シ臨時有給書記ノ雇入
シラ是ガ事務ノ整理ヲナサシムルノ條件付
ニテ留任ヲ乞フ然レトモ中屋氏容易ニ諾セ

又時ニ今城会長ハ大声疾呼シテ曰ク若シ君
ガ辞任セラルレバ余輩ハ凡テノ点ニ於テ不
便利ナル位置ニアリドシテ本会ノ事務整
理ガ出来得ワレヨカ然レバ更ニ余輩トテ
モ辞職トノ事ニ付キ中屋氏起立シテ然ラバ
今期間丈ケ留任ストノ事ニ決議ス
会長(今城)開会ヲ宣告ス于時午後二時三
十分トス

明治四十四年豊浦郡定期医師會議事録

明治四拾四年四月拾日豊浦郡役所内議事室
ニ於テ開会ス出席者及ヒ席次左ノ如シ
一 番 欠 席 七 番 菅 恒 男
二 番 重 本 儀 助 八 番 宮 原 啓 藏
三 番 吉 田 謙 介 九 番 重 村 正 彬
四 番 中 島 鐵 十 番 松 井 邦 雄
五 番 末 島 国 太郎 十一 番 井 上 金 次
六 番 欠 席 十二 番 山 本 眞 亮

三番 石丸又藏 七番 後藤興一
四番 村田弘三 八番 和田文甫
五番 萩野茂太郎 九番 今城巳之助
六番 江藤敏雄 十番 中屋敏夫
本日午前九時三十分前会頭今城巳之助会頭
席ニ就キ開会ヲ宣告シ且ツ曰ク私モ任期満
了ニ付本会ニ於テ会頭及ヒ副会頭ノ撰挙ア
ラン事ヲ願ヒマス然シテ在職中ニ於ケル会
員ノ異動ヲ報告致シマス

豊西上村字永田 津井源之丞
内 日 村 下村高里
安 岡 村 安村勉介
以上入会者
内 日 村 山本鴻太郎
西 市 村 重村玄興
豊東村字田部 飯島剛策
豊西上村字吉母 龜田信
以上死亡者

本日病氣欠席者
本 田 英 太 郎 田 辺 健 介
二十番(中屋)会頭ノ報告ニ引続キ會計ノ
報告ヲ致シマス
(會計報告略ス)

二十番(中屋)会頭及ヒ副会頭ハ已ニ任期
満了ニ付本会ニ於テ改撰セネハナリマセ
又下併会頭副会頭ノ極マル迄ハ行掛リ上
前会頭ニ於テ議場ノ整理アラン事ヲ
茲ニ於テ今城巳之助満場ノ請ヲ容レ假会
席ニ就キ之レカ撰挙ヲ行フ
十二番(山本)会頭副会頭撰挙開始前五分
間ノ休憩アラン事ヲ
假会頭(今城)然ラハ十二番ノ請求通り五
分間休憩致シマス
二十番(中屋)撰挙前ニ方リ諸君ノ御参考
迄ニ一言致シタイト思ヒマス從來ノ經驗
ニ散スルニ会場ハ会頭ノ所在地ナラテハ
総テノ点ニ就キ余程不便ヲ感スルコトカ

多イノテ例令バ本日選挙スル会頭カ北部ナル場合ニ在ソテハ北部ニ会場ヲ設定スルヤウニ若シ東部ナレハ東部ニテ開会致シタイ考テアリマス何ントナレハ会場設置ニ付キテハ開会ノ期日及付議事項ノ届出弄其他理事ニテハ済マサル会頭ノ権能ニ届スルモノカ非常ニ多ヒカラ只テ会長ニ相談セネハナラヌ事急メニ事勞カ進捗セマノミナラス突ニ馬鹿ラシイカラ將來ハ会頭ノ所在地ニ会場ヲ設ケタイモノアス

四番(吉田)醫師会規則第十五條ニ会場ハ郡役所所在地ニ設クトアリ然ラハ規則ノ修正ヲナサ、レハ勝手ニ変更スル事ハ出来マノテアル
 假会頭(今城) 只今ヨリ正副会頭ノ選挙ヲ行ヒマス
 假会頭(今城) 夫レテハ開票致シマスドウ

カ宮原中島ノ面君ニ立会ヲ願ヒマス
 假会頭(今城) 所票ノ結果ヲ報告致シマス
 十二 矣 和 田 文 甫
 四 矣 中 屋 敏 夫
 一 矣 吉 田 謙 介
 一 矣 菅 恒 男
 一 矣 宮 原 脩 藏
 假会頭(今城) 所票ノ結果和田文甫君ガ多数デスカラドウカ御承諾アラン事ヲ
 假会頭(今城) 次ハ副会頭ノ選挙ヲ行ヒマス

假会頭(今城) 開票致シマス來島江藤ノ君ニ立会ヲ願ヒマス
 假会頭(今城) 開票ノ結果ヲ報告致シマス
 十二 矣 中 屋 敏 夫 三 矣 吉 田 謙 介
 一 矣 中 島 謙 一 矣 菅 恒 男
 一 矣 今 城 巳 之 助
 假会頭(今城) 中屋君ガ多数デスコウカ御

ケニナル種類ヒマス

假会頭(今城) 是レ私ノ職責ハ済ミマシタカラ退席致シマス
 会頭(和田) 併退致シマシタケレドモ開入レガアリマセンカラ止ムナク此席ヲ讓シマス只菅諸君ノ御補助ヲ願ヒマス
 廿番(中屋) 近來私ハ神經衰弱症ニ罹リテオリマスカラ副会頭ノ職責ヲ果ス事カ出来マセンカラ是非御コトワリ申マストハ多数会員ハ異口同音ニ免ニ角今回丈ケハ是非御尽力ヲ願ヒマストノ事ニテ有無ヲ云ハセズ為メニ二十番不承ナガラ承諾セラル
 会頭(和田) 夫レテハ重村正彬君ノ建議案ニ就キ審議アラン事ヲ

議 案

提出者 重 村 正 彬
 賛成者 山 本 碩 亮
 外 四 名

一各町村ノ衛生費ヲ以テ浅川氏賜望伏斯診斷求及ヒバラチフス診斷求ヲ購入常備シ必要ニ應シテ新鮮ノモノヲ供給スルコトヲ郡長ヨリ各町村長ヘ達シ直ニ実行セシムベキコト

会頭(和田) 提案者ニ説明ヲ願ヒマス
 九番(重村) 腸チブス及バラチフスノ確診并ニ早期診斷上ニ於テ該診斷求ノ有カナル一材料タルコトハ争フベカラサル事デアリマス今ヤ該病各地ニ發生シテ其跡ヲ絶タス此際各町村役場ニ之レヲ常備シ新鮮ノモノヲ供給スルハ予防撲滅方策上一大急務デアリマス四十二年本県医師会ガ知事ノ諮問ニ対スル答申書中ニモ細菌検査所ノ設ナキ町村役場ニ浅川氏診斷求ノ常備必要ノ事項ガアリマス早晚縣下一敏ニ実施サル、事ト信シマス本郡ニ於テハ統計上患者數モ多数デアリマスカラー日モ早ク率先之レガ実施ヲ要シマス答申

書ハ只浅川氏診断案ノミ記載シアルモ学
術上同様ニパラチフス診断案モ必要ナル
ガ故ニ同時ニ之レモ常備スベキモノト信
シマス

会頭(和田) 本案ハ滿場異議ナイヤウニ認
メマスカラ其筋ハ請求ノ上実行スル事ニ
決シマス次ハ左ノ建議案ニ移リマス
マ 六〇六号注射手術料ヲ一定スル事

提出者 魚村 正 彬
賛成者 中 島 権

外 五 名

会頭(和田) 五番議案ノ建議案ニ移リマス
十二番(山本) 私モ賛成者ノ一人デアリマ
スガ凡ソドノ位ト云フ見極リデアリマス
カ提案者ニ質問致シマス
九番(重村) 十二番議案ノ質問ニ対シ御答
致シマス拾圓位ノモノト思ヒマス
廿番(中屋) 他ノ実例ヲ徵スルニ拾五圓ト
シテモ決シテ高クハナイト思ヒマス一回

ノ注射ヲ施行スレバ爾后本病ノ治スル迄
永ク面倒ヲ見ネバナラヌ場台モ辱カアル
事ニ付拾五圓ノ價格ハ正当ト思ヒマス
三番(重本) 函説ヲ折衷シ拾貳円トシタナ
ラ宜シカラウト思ヒマス
九番(重村) 成程有効ナル治療法トハ云ヘ
未ダ大ニ研究時代デアリマスカラ最初ヨ
リ余リ高クセヌ方ガ宜シカラフト思ヒマ
ス

十四番(村田)

二十番(中屋) 前説ヲ取消シ拾貳円以上ニ
改メマス是レハ形勢不慮ノ様ニ見受ケマ
スカラ只ダ以上ト云フニ字ヲ入レアモラ
ヘバ私ニハ差支ハアリマセン

五番(中島) 色々ト御意見ガアリマシタガ
私ハ手術料ハ五圓ト定メ乘價ヲ実收スル
事ニ致シタイ考デアリマス

六番(末島) 五番説ニ賛成致シマス
会頭(和田) 本案ニ付テハ別ニ御異論ハナ

イヤウデアリマスカラ殊来致シマス
五番説ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立 三名

会頭(和田) 二十番説ニ賛成ノ方ハ起立ヲ
願ヒマス

起立 十四名

多数デアリマスカラ十二円以上ト致シマ
ス

四番(吉田) 将来本会ニ於テ議スベキモノ
ハ予メ刷物トナシ議案トシテ各員ニ配付
サルニ様ニ願ヒマス

十九番(今城) 前会ヨリ宿題トナツテ居リ
マシタ所ノ医学会側問題ヲ本会ニ於テ
審議ヲ尽サレン事ヲ希望シマス

九番(重村) 医学会側設ニ付キマシテハ昨
年ノ定期医師会ニ於テモ熱心ニ議成ヲ表
シター人デアリマスガ何時モ經費ノ点ニ
付成立ヲ見ルニ至ラナイノハ甚ダ遺憾ニ
堪ヘマセン併シ大シタ事ハナカウト思

ヒマスカラ其會金ハ會員ノ負担トシテ是
非明年ヨリ開設サレン事ヲ希望致シマス
二十番(中屋) 私ハ医学会側ノ主唱者デ
アリマス今日マデ成効ヲ見ルニ至ラナイ

ノハ最も遺憾トスル所デアリマス今ヤ医
術ノ進ハ日ニ月ニ變々トシテ大ニ發展ノ
勢相ヲ呈シツテアリマス彼ニ費用ノコト
ノミヲ顧慮シ躊躇スル時期デハアルマイ
ト思ヒマス宜シク本会ニ於テ可決セラレ
ン事ヲ

十六番(江藤) 本件ハ重要ナル問題デアリ
マスカラ十分間ノ休憩ヲ願ヒマス
会頭(和田) 然ラハ十分間ノ休憩ヲ致シマ
ス

四番(吉田) 斯ノ医学会側設ノ趣意ニ就テ
ハ素ヨリ賛成デアリマスガ今部會員ノ意
向ヲ明確メス茲ヲ取極メク咫尺ニ将来永遠
且ツ確實ニ持續実行ガ出來ルヤ否ヤト云
フ矣ニ就テハ甚遺憾デアルカラ部會員ノ

意見ヲモ聞キ資金支出ノ方法ヲモ講シタ
 上取極メタ方カ得策デアラウト考ヘマス
 五番(中屋)日進月歩ノ今日医学会ノ必要
 ラ認メテ居リマスガ費用ノ点ニ付キ私モ
 甚ク懸念シテ居リマスカラ有志ノ組織ト
 シ毎年一回開催ニ方リ本郡医師会ヨリ十
 米宛ノ補助ヲ受ル事ニシタナラバ各自ノ
 負担モ幾分カ軽クナリ大ニ都合ガ好カラ
 フト思ヒマス
 二十番(中屋)費用ノ点ニ付キ色々御懸念
 ガアルヨウデスカラ今此席デ調査委員ヲ
 設ケ之レガ諸般ノ調査ヲ遂ゲタナラ宜ロ
 シカロウト思ヒマス
 九番、十四番、三番ノ議成アリ
 会頭(和田)廿番説ノ李買付社ト云フ事ニ
 就テハ道場異議ハナイヨウニ認メマスカ
 ラ委員ニ付托調査スル事ニ致シマス
 二十番(中屋)会頭ニ於テ四名ノ委員ヲ指
 名サレン事ヲ願ヒマス

六二
 会頭(和田)夫レデハ委員ヲ指名致シマス
 南部デ中屋若栗郡デ今城君四部デ村田君
 北部デ中島君以上四名ニ仰依願致シマス
 最早十二時過ギマスカラ晝食ニ致シマス
 会頭(和田)午前ニ引續キ只今ヨリ開会致
 シマス御歸場ノ奥山豊浦警察署長ガ何ニ
 カ御話ガアルソウデスカラ暫ク御静養ア
 ランコトラ
 番外(奥山署長)
 昨年当警察署ヘ奉職致シマシタ奥山デア
 リマス本日医師会ヲ才開キニ成ル御通問
 ラ受ケマシタカラ幸ヒ此時期ヲ利用シ希
 望ヲ述べマスカラ暫ク御静養ヲ煩ハシマ
 ス自今医師会ノ事業トシテ左ノ要項ヲ実
 行サレン事ヲ希望シマス
 一、地方病ニ関スル件
 二、腸壁扶斯患者ニ関スル件
 三、ジフテリア血清注射備付ノ件
 四、医師去來六條ニ依ルレセット整理ノ件

五 精神病者ノ痲状ヲ具体的ニ明記スル件
 六 酸化シタル藥品取締ニ関スル件
 七 病室診断所患者控所弄ニ唯豊備付ノ件
 八 衛生談話会ニ関スル件
 九 トラホーム予防ニ関スル件
 十 傳染病患者発生ノ際患者ニ対スル注意
 ノ件
 十一 傳染病流行時ニ方リ医学会トシテ注意書
 ヲ印刷ニ付シ配付ノ件
 十二 貧民患者ノ施術施薬ニ関スル件
 此間奥山署長ト各議員ノ間ニ箇問應答アリ
 シモ略ス結局傳染病流行時ニ際シテハ本医
 師会ヨリ傳染病ノ発生、予防、衛生養ニ注
 意スル様ニ注意書ヲ作り該病発生地方町村
 ノ人民ニ知ラシムル事其他傳染病発生ノ虞
 メニ公開的ノ衛生演説ノアルトキハ其地方
 関係ノ医師ハ元ヨリ郡医師会ヨリ便宜ト適
 当ノ医師ヲ派出センメテ其ノ公費者ノ列ニ
 加リテ郡医師会トシテ予防撲滅ノ策ヲ講ス

ル事其注意書ノ起草等ハ二十番(中屋氏)
 ニ依托シ郡衙ノチヲ経テ町村ヘ送り町村ニ
 於テ印刷ニ付シ適宜配付サル、様那役所ヘ
 其取計ヒテ依頼スルコトニ次シ衛生談話会
 ノ如キモ町村役場トノ聯絡ヲ取リ可成出席
 講話スルコトニ次ス其出席者ハ費用ノ点ヤ
 又開会地ノ医師ニテハ其効カウスヤ実例モ
 アルニ付キ之レヲ参照シテ会頭カ副会頭
 ヲリ出席委員ヲ撰定スル事ニ次ス
 九番(奥村)從來会則ノ修正等ハ其筋ヘ報
 告シ其都度許可ヲ得アルヤ否会頭ニ箇問
 致シマス
 二十番(中屋)九番ノ箇問ハ前会頭ニ於テ
 答辨スベキモノナルモ只今前会頭ハ欠席
 シテ居リマスカラ從來ノ行掛上大小トモ
 私ガ処理シテオリマスカラ理事ノ私ガ答
 辨致シマス何レモ當局者ヘ報告シ其都度
 許可カ得テアリマスカラ左様御承知ヲ願
 ヒマス

九番(重村)会員ノ現時ナシツ、アル広告
中册ニ言ハバ法文ニ反スルモノアルカ如
シ会頭ハ是等会員ニ向ツテ注告アラシキ
ラ
会頭(和田)宜シウゴザリマス自今注告致
シマス

九番(重村)本部ニ於ケル各学校ハ皆校医
ヲ設ケ居ルヤ尚学校医会兩設ハ四十一年
四月可決セルニモ拘ハラズ其右之レニ附
スル協議ヲ向カス会頭ヨリ之レカ説明承
リタシ

会頭(和田)各村ニ於ケル各村ノ状況ヲ承
知致シマセン幸ヒ御書記カ御出席テアリ
マスカラオ尋ネ致シ御答致シマス
番外(大島郡書記)私ハ衛生主任テアリマ
スガ本件ハ学事ニ関シテ居リマスノテ能
ク事情ヲ承知致シマセンカワ関係者ニ尋
ネ后刻御答致シマス

番外(西原郡視学)学校医会兩設ハ最モ此

致シタナラ会頭ノ手許迄御通知ニナル様
希望致シマス

二十番(中屋)私ハ学校医ニ関シテ從來私
カ兒隔シタル事ト又私ノ考察ノ一部ヲ西
原郡視学ニ申上ケテ將來御参考ノ一端ニ
迄御開取リ置テ御願申タイモノテ是
レハ先年防長教育ト云フ雜誌上ニ載テモ
オキマシタ又前ノ松浦郡長ヤ目下在職ノ
中津井郡書記ニモ御話シテ事カアリマス
カ学校医ハ置テアルケレトモ各地学校医
ノ実績ヲ尋クル事カ少クナイトノ評判テ
スカ是レハ校医トシテモ其活動カ鈍イデ
モアリマシヨウカ学校トシテモ其校医ヲ
待遇スル事カ冷淡ナルニモ由ルモノナラ
ント考ヘラレマス元ヨリ今日ノ学校ヲハ
校医迄ニ多額ノ手當ヲ拂フ事ハ出来マス
マイ夫レトテモ甘園ヤ松拾園ノ年手當テ
突隨トハ無理テハアルマイカ夫レトテモ
人ハ金錢ノ爲メニノミ働クモノテモナイ

要ト認メテオリマスカ前郡長ノ時ニモ皆
サンカラオ話カアツタソウテスカ其右郡
長及ヒ郡視学ノ更迭カアリマシタ爲メニ
其趣ニ至リマセヌ殊ニ私モ就仕右日茂ク
未タチラ着ケテ居リマセン何レ本問ニ就
テハ現郡長ノ御意見ヲモ聞キ且ツ各町村
長共協議ヲ遂ケ確實ナル方法ヲ設ケル考
ヘテアリマスカラ左様御承知ヲ願ヒタイ
向ホ徳々ノ準備ノ爲メ今日迄校医ヲ設ケ
ナイ興カ六ヶ村アリマス其他ハ夫々校医
ヲ設ケテ居リマス然シテ其手當ノ如キモ
年手當參拾圓支給スル村カ三ヶ村貳拾五
圓カ三ヶ村貳拾圓カ三ヶ村拾五圓カ三ヶ
村拾四圓カ一ヶ村拾貳圓カ一ヶ村拾圓カ
四ヶ村八圓カニヶ村七圓カ一ヶ村六圓カ
ニヶ村四圓カニヶ村ト云フ如キ例ニナツ
テ居マス御参考迄ニ御話致シマス
九番(重村)只今ノ御説明テ各村ノ現状ヲ
承知致シマシタカ尚將來ノ御方針カ確定

故ニ若シモ相當ノ手當ヲ施ス事カ出来ナ
イトスレハ之レニカユルニ相當ノ待遇ヲ
與ヘラレタイモノト思ヒマス今此ニ其氏
名丈ケハ申サレマセンガ次ノ如キ事ヲ聽
キマシタ事ガアルノテス或ル学校ノ校医
ハ余程不快ノ念ヲ懷テアル事ノ事案ガア
ルテス爲メニ其学校ノ仕事テモ活動スル
勇氣ガナイト申ス事アス之レハ全校ガ其
校医ヲ待遇スル事ガ甚タシイトカノ事テ
又假令ハハ平素其学校ノ教員善ガ其校医
ニ出会スル事アルトモ他国人視スル様ナ
ル感ガアルタマタマ紀念式トカ祭日トカ
ニ出校ヲ命セラレ登校セルトキニモ校長
ヲ始メ其他教員善ハ凡ハシキト云フニモ
アラネトモ殊々ニ挨拶モセサル事ガ多キ
ノミナラス式場ニ臨ンテモ殆ント小使的
ノ位置ニ列席セシムル事ガアリシトノ事
テス私ガ相當ノ待遇ト申スノハ此事アス
勿論客待の待遇ヲ望ムト云フワケニモア

ラネトモ救医ハ救医トシテノ相當ノ位置ニ列席セシメ救医トシテノ相當ノ敬意ト待遇ヲ與ヘタナラハ其救医モ学校ノ爲メニ相當ノ実績ヲ挙クルノ決ヒヲ以テ働クモノテアルト思ヒマス今前ニ陳ヘマシタノハ只夕其待遇ニ関スル一实例ニスキナイノテスガ視学ノ職ニアルルハ書下ニ下妻心御参考迄申上ケタノテ不慮御醫察アラシキ事ヲ願フノテス

苗外ハ西原即視学ノ誠ニ結構ナル御話ヲ聞キマシタ今右救医ニ関シテヨキ参考テアルト考ヘマス

二十番(中屋)医学会附設ニ關スル委員會ノ結果ヲ報告致シマス其要領ハ大畧左ノ通りテアリマス何卒御同アラン事ヲ希望シマス

一 本会ノ目的 日新医学研究及ビ医識ノ交換ヲナン且ツ親睦ヲ計ルヲ目的トス

二 入会員ノ資格 豊浦郡医師会ノ附屬トシ本郡医師会員タルモノハ何人モ入会スル事ヲ得

三 名 稱 豊浦郡医学会ト稱ス

四 開 會 地 郡医師会ノ開會地トス但シ準備委員ハ開會地ノ郡医師会役員トス

五 開會期日 開會ハ毎年一回定期郡医師会附設ノ前日トス

但シ場合ニ由リ変更スルコトアルハシ此場合ニハ會長カ又ハ副會長ヨリ前以テ会員ニ通知スルコト

六 役 員 是レハ郡医師会ノ会頭ヲ會長トナシ郡医師会ノ副会頭ヲ副會長トナシ會計ハ郡医師会ノ會計ニ嚮托ス故ニ自然其任期モ郡医師会ト同一任期タルコト

七 會 費 本会ノ費用ハ毎会郡医師会ヨリ金拵圖ヲ補助シ其他ノ不足ナル

所ハ毎会出席會員ニ於テ其實費支出スルモノトス

八 會費徴收方法 開會前予定額ヲ出席會員ヨリ前納セシメ開會当日若クハ布日以内會計ヨリ會員ヘ報告スルモノトス

九 講 演 者 講演者ハ開會前廿日迄會長カ副會長ノ手許迄報告スヘキモノトス

附 則

第一 經費ノ許ス限リ名士或ハ大家ヲ招聘シテ斯道ノ研究ヲナスコトヲ得

第二 本会ハ金銭、物品ヲ寄贈スルコトヲ得ルモノトス

但シ寄贈者ハ本会ノ記録ニ載セキ其芳名ヲ記シ本会トシテ誠ニ敬意ヲ將フモノトス

第三 會長ノ意見ニ由リ會員外ノ者タリトモ入場ヲ許スコトアルヘシ元ヨリ此場合

會費ヲ徴收セサルモノトス

此善ニ對シテ稱密ナル説明ヲナスヤ異議ナシ異議ナント呼フモノハ多数ナリ

会頭(和田)医学会附設ニ就テハ満場一致ノ大賛成ト認メマスカラ委員會ノ決議通りニ明年定期医師会ノ前日ニ開クコト、シテ開會地ノ役員諸君ノシナラス同地ノ醫師諸君ニモ其準備ノ御尽力ヲ御願シマスコトニシマス夫レテハ是レニテ開會シマス

決議事項

一、腸室沃斯井ニパラチナフス診断液ヲ町村役場ニ寄附スルノ件

提出者 豊村 正 彬

外 五 名

右 可 決 ス

二、六〇六号注射手術料ヲ一定スルノ件

提出者 中 島 巖

外五名
 三既ニ積手ノ宿題タル郡医会ヲ設置ノ件
 見立者 皇村 正彬
 右来年度ヨリ開設ト可決ス

退会者 多久正 醫

大正貳年豊浦郡医師会議事録

大正貳年四月二十四日豊浦郡長府町役場議事堂ニ於テ開会ス出席者及ヒ席次左ノ如シ
 一 席 中席 堀 八番 松井 邦穂
 二 席 今城巳之助 九番 吉田 謙亮
 三 席 中屋 敏夫 十番 南部 友也
 四 席 宮原 修藏 十一番 窪田 次介
 五 席 吉岡 森太郎 十二番 重村 正彬
 六 席 石井 唯助 十三番 石津 唯助
 七 席 米島 國太郎 十四番 重本 儀介

十五番 横田 祐介 十六番 山本 實亮
 十七番 大田 三郎 十八番 奥柴 清兵衛
 十九番 井上 衛 二十番 和田 文甫
 会長(和田)不肖医師会長ノ重任ヲ擔ヒ久敷会劣ニ従事セシガ今マ期滿チ退職スルニ當リ一言辭謝ヲ述ヘマス在職中幸ニ大過ナク無事ニ経過セシハ全ク諸君ノ寛容ト好意ノ然リシムル処ト深ク感謝致シマス尚ホ併セテ昨年来取扱タル事項ノ概要ヲ報告致シマス

一、 済生会事業ノ施行ニ付前本県知事渡辺氏ハ昨夏郡市医師会長ヲ泉慶ニ召集セラレ親シク事情ヲ述ヘテ実施上ノ便宜ヲ図ラレタリ依テ吾輩ハ無論同シテ各自ノ意見ヲ吐露セシニ泉知事モ大ニ歡喜シテ満足ノ意ヲ表セラレタリ詳細ハ其当時印刷物ヲ配付シテ置キタルニ依リ充分御了知ノ事ト信ス
 二、 三郡聯合医学会ハ済生会ノ件ニ付山

ノ御厚款郡ヨリノ文券ニ依リテ同意セシモノナリ勿論費用ノ負担ナキニ依リ賛同セリ若シ不同意ナレバ何日ニテモ分離スルコトヲ得ベヤモノナレバ左様御承知アリタシ
 一、 本郡医学会ハ郡医師会ノ前名ニ於テ開催スル筈ナレドモ本年ハ都合ニ依リ秋季ニ開催マル事ニナリタリ
 二、 花柳病講習会ニ於テ研究セシモノハ北部ノ津田太一君「トラホーム」講習会ニ於テ研究セシモノハ同シク北部ノ中島君ナリシ
 三、 会員中死亡者ハ北部ニ於テ本多英太郎君ト松田幸一君東部ニ於テ山崎化轉翁ナリ其他ニハ報告ニ接セス以上三名ナルベシ
 四、 此開会期ハ実ハ桜花爛漫ノ好時節ニ於テ開催スル考ヘナリシモ中屋君病氣ノ爲メ其運ビニ至ラス漸ク月未殊ニ秋風景ノ

時ナルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘサル処ナリ只タ小学校医集會ノ統キニ尚催スルコトヲ得タルニ依リ多少校医諸君ノ便宜ヲ得ラレタルコトト信ス併シ是レモ電報ニ依リテ変更ノ通知ヲマルコトナレバ理事諸君ニ於テハ非常ニ御迷惑ナリシ事ニ思ヒマス是レテ報告ガ終リマンタカラ引続キ正副会長ノ選挙ニ移リマス然シテ投票ハ正副各別ニ選挙サル、様ニ願ヒマス乍御迷惑今城君ト重本君トニ立会ヲ願ヒマス
 会長(和田)簡潔ノ結果ヲ報告致シマス
 正副会長
 十四点(當選) 中屋 敏夫 君
 参点(次点) 吉田 謙介 君
 貳点(次点) 井上 衛 君
 壹点(次点) 宮原 修藏 君
 此間拍手起ル
 会長(和田)次ハ副会長ノ選挙ニ移リマス
 前同様四君ニ立会ヲ願ヒマス

会長(和田)開票ノ結果ヲ報告致シマス

十七点(當選) 吉田 謙介 君

一点(次点) 宮原 修藏 君

一点(次点) 重村 正彬 君

一点(次点) 井上 衛 君

拍手起ル

会長(和田)夫レテハドウゾ御両君ニ御承

諾ヲ願ヒマス

会長(中屋)御推薦ニ依リ此席ヲ譲スコト

ニナリマシタガ素ヨリ其任ニ適シマセン

乍併御請ケシタ以上ハ誠ニ誠意本会ノ為

メニ盡ス考ヘデアリマス夫レテハ只今ヨ

リ開会致シマス十一番議員窪田茂介君ヨ

リノ振出案ニ係ル第一議会ヲ開キマス

議案

一 兼備修正ニ関スル件

提出者 窪田 茂介 外九名

会長(中屋)御協議ハナイ條ニ見受マスカ

ラ第二議会ニ移リマス

ott

十八番(眞柴)私モ賛成者ノ一人デアリマ

ス當時只テノ物価暴騰シ從來ノ兼備ヲ其

修ニ維持スルノハ甚タ當ヲ得ナイ他都市

ノ例ヲ見アモ何レモ兼備ヲ高メツ、アリ

マスカラ提案者ノ意見ノ如ク総テ二割以

上即チ從來十錢ノ者ハ十ニ錢以上ト修正

スルコトニ致シタイ考ヘテアリマス

十四番(皇本)我地方ハ下岡市ニ接近シテ

居リマス然ルニ同市ニ於テハ既ニ増徴ヲ

実行シツ、アルノデ一搬住民モ兼備ノ上

リシ争ハ認メテ居リマスノテモ何弄差支

ハナイ條ア二割以上値上説ニ賛成致シマ

ス

会長(中屋)本案ニ就テハ満場異議ハナイ

ト認メマスカラ三議会各署ニ議会ヲ以テ

確定議ト致シマス

二番(今城)之レヲ実行スル時期ニ付キ各

自ノ御意見ハ如何本員ハ來ル五月一日ヨ

リ実行スルコトニ致シタイ考ヘテアリマ

ス(此間秘言スル者ヲ或ハ年度説ヲ主
張スル者アリ)

六番(石丸)私モ五月一日ヨリ施行スル事

ニ賛成致シマス乍併過去ニ通り徴收スル

ト云フ争ハ總當ノ処置テナイト思ヒマス

十一番(窪田)此議場ニ於テ決定シタ者ヲ

前ニ通り徴收スル事ハ總當ナラス何ント

ナレハ投票者モ十錢ノ意思ヲ以テ盛り治

療ヲ受クル者モ亦然リ吾々ノ年度ト定ム

ル則ハ議会ヨリ議会ノ間ヲ年度ト認メマ

ス意之既在ニ遊ラス五月一日ヨリ実行説

ニ賛成致シマス

会長(中屋)最早討論終結ト認メマスカラ

併次致シマス兼備ハ総テ二割以上ヲ増徴

シ之レガ実行期ハ五月一日ヨリト云フ事

ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス(満場起立)

会長(中屋)此間御臨場ノ奥山曹滿警察署

長ヨリ本会ニ対シテ何ニカ御話ガアルソ

ウデスカラ暫ク御静聽アラシコトヲ

署長(奥山) 本日御会合ノ時期ヲ利用シ

私ノ希望ヲ述べマスカラ暫ク御静聽ヲ煩

ハシマス客年虎列拉病流行ニ際シ郡医師

会諸氏ノ活動ニ依リ予防上得タル所ノ効

果對ナカラサルヲ信ス本年モ各種傳染病

予防及ヒ一救公衆衛生ノ思想上願望ノ一

層尽カ下ラシコトヲ望ム

虎列拉病望伏斯赤痢等ノ病毒ノ存否ヲ調

査シ之レガ撲滅ノ策ヲ講スル爲メ本年山

口縣訓令第十號發セラレタリ其要ニ項

ニ於テ医師會又ハ医師ニ交渉シ下痢患者

ノ檢便ヲ爲スベキ規定アルニ付テハ各医

員ニ於テ今右之レガ実行ニ尽カアラシコ

トヲ望ム「トラホーム」患者ハ県下ヲ通

シ本郡最モ多キガ如キ統計ヲ示セリ此狀

勢ニ放任セバ今右倍々猛烈ナル傳播ヲ見

ン故ニ此際各個人ラシテ治療及ヒ傳染予

防ノ方法ヲ講セシムルハ斷モ急務タルヲ

信ス望ムラクハ医学会ニ於テ治療及ヒ予防

上ノ心得書ヲ作成シ印刷ニ附シ加ク之レヲ配付シ本病ノ予防思想ノ普及ニ尽カアラシコトヲ望ム但シ無補ヲ得ハ町村長ニ交渉印刷セシムルモ可ナリ

二 醫師傳染病患者ヲ診断シ若シクハ其死体ヲ検査セシ時ハ十二時向以内ニ届出ヲ要スルコトハ予防法第七十條ノ規定スル処ナリ然ルニ在々届出時向ヲ違滞セントスルノ実例ナキニアラズ本條ハ罰則ノ制裁アレバ特ニ欠期ナカラシコトヲ望ム

三 下痢症熱性患者トシテ傳染病ノ疑アル時ニ於テモ亦速ニ届出ラレタシ

三 死屍死胎ノ解送及ヒ之レガ保存ニ付テハ四十四年本県令第四十八号ノ規定ニ依リ所轄警察署ノ許可ヲ受ケサルベカラズ誤解ノ行爲ナカラシコトヲ要ス

四 各年医会ノ際希望ヲ表セラレタル宿屋料理屋理髮業者其他ノ健康診断施行ニ付テハ其師ノ訓令ニ依リ保健組合ヲ組織セ

シメ毎月一四以上健康診断ヲ受ケシムルコトナリシニ付当署下ニ於テ來ル五月ヨリ実行ノ予定ナルニ付診断上医会ニ於テ組合ヘ便宜ヲ與ヘラレタリ且ツ診断料ノ如キモ可成其額ヲ低廉ナラシメ公衆衛生上貢獻サレシコトヲ望ム

但シ健康診断ヲ施行スベキモノハ藝妓娼婦宿屋料理屋飲食店芸妓置屋理髮業者及ヒ営業ニ従事スル家族雇人等トス

五 傷害事件ニシテ被害者ガ告訴ノ材料ト爲サンガ爲メ診断ヲ要請スル際醫師ニ於テ往々之レヲ拒ミ又ハ遅ニ之ヲ與ヘサル弊アリ爲メニ司法警察上勤ナカラサル弊害ヲ來タス事実アルニ付將來斯カル不都合ナキヲ期セラレタシ

此間署長ト各員トノ間ニ於テ種々問答アリシモ省畧ス

会長(中屋)最早十二時ヲ報シマシタカラ是レニテ爲食ニ致シマス

午後一時三十分開會

会長(中屋)午前ニ引續キ只今ヨリ開會致シマス然シテ直本君ヨリ提出ニ係ル左記議案ノ一讀会ヲ開キマス

一 「トラホーム」予防上經木眞田ヲ生徒ニ相マシムルハ害アリト認ム

提出者 重 本 儀 介 外三名

此間ニ三議員ノ質議アリシモ省畧

会長(中屋)本間ニ就テハ強イテ質議ハナイヨウデアリマスカラ第一讀会ニ移リマス

十八番(奥菜)現ニ私地方ノ学校ニ於テモ患ツテ居ル様デスガ眼疾者ニハヨイトハ云ハナイガ此仕事ガ忍テ眼疾者ニ着シク害ヲ加フル程ノ事ハアルマイト思ヒマス

九番(吉田)本間ハ本会ニ於テ決議スルモノデハアルマイト思ヒマス何ントナレバ学校ニ於テ爲サシムル仕事ヲ返リニ吾々が有害ト認メタ処デ之レヲ全廢スルコト

ハ不可能所請職權外デアリマスカラ

会長(中屋)十八番議員ノ意見ノ如ク本案ハ本会ニテ決議スルモノデナイ依テ本件ニ就テハ他日郡当局者ノ意見ヲ聞ク事ニ致シマスカラ左様御承知ヲ願ヒマス

会長(中屋)次ハ左ノ議案ノ一讀会ニ移リマス

三 山口県医学会ヲ県医師会ノ前夜ニ開會スル様県医師会ニ建議スル事

但シ本議実行ノ上ハ郡医学会ヲ消滅セシムル事

提出者 中 屋 敏 夫 外三名

此間二番(今城)十二番(重村)十六番(山本)質議アリシモ省畧

番外(中屋)本案ヲ提出シタ理由ヲ簡單ニ述ベマス本年開設サルベキ県医師会場ヲ当地ニ開設希望ノ旨ヲ県医師会ヘ申込ミ置キタリ然ルニ下関市ニ於テモ同様同市ニ於テ開設ヲ熱望シア居ル様子デアリマス

ス乍併此目的ヲ達センニハ相当ノ設備ト
 同時ニ较多ノ費用ヲ要スルノデアリマス
 先例ニ徴スルモ防府町ニ於テハ大々的
 迎ノ誠意ヲ表シタノデ若シ當北ニ尙故ス
 ル事ニナレバ第一本郡ノ名譽ト共ニ具
 体的歡迎ノ方法ヲ請シナケレバナラン
 實ハ京田長府町長ヘ内々協議ヲ致シマ
 タ然ルニ町長モ大ニ同情ヲ表セラレ此
 間故ノ町会ニ於テ若シ開催サル、事ニ
 レバ歡迎會ヘ三十圓ヲ補助スル事ニ決
 サレタソウデス從來郡医学会尙故ニ際
 テハ郡医師会ヨリ補助スル事ニナツテ居
 マスカラ若シソウナレバ郡医学会ヲ止
 テ其金ヲ廻セバ相俟ツテ相當ノ金ガ出
 ル訳デスカラ本案ヲ提出シテ理由デア
 マス

ニ番(今取)本間成立ノ上ハ郡医学会ヲ消
 滅セシムル事トアリマスガ実行スル事ニ
 ナツタ処ガ切角成リ立ツタモノヲ今更
 滅セシムルノ理由ナシ仍而但書ヲ削除サ
 レン事ヲ希望致シマス

十四番(豊本)郡医学会ヲ尙故スルニ付
 ハ非常ノ苦致ト困苦トヲ以テ生シ出シ
 会デアアル年月モ立タサル今日之レヲ
 スル事ハ絶体ニ反対致シマス仍テ之レハ
 存立セシメ但書削除サレタシ

十一番(豊村)ニ番十四番尙ノ如ク郡医
 会ヲ創設スルニ際シ我々ハ諸君ト共ニ熱
 血ヲ流イデ此会ヲ起シ就中中屋君ノ如
 ハ主導者デ心膽ヲ碎カレタ事實ハ愈々
 離レシムルコト、思ヒマスソレヲ今更消滅
 シムルガ如キハ絶体ニ反対致シマス仍
 郡医学会ハ永久ニ維持シ但書ヲ削除サ
 レンコトヲ

此向十八番豊本十六番山本其他ニ三

同ノ発言アリシモ省署

会長(中屋)最早議論モ尽キタ様ニ認メ
 ス但書ヲ削除シ若シ早医師会ヲ本町ニ於
 テ尙故スルコトニナツタ以上ハ大レト同
 時ニ医学会尙故ノ事ニ賛成ノ方ハ起立ヲ
 願ヒマス

満場総起立

会長(中屋)夫レデハ提出案モ尽キマシ
 カラ閉会致シマス

山口県豊浦郡医師会人名簿

東部会員

- | | |
|--------|--------|
| 山崎 敏一 | 町野 玄龍 |
| 千葉 文一 | 吉村 三郎 |
| 兒玉 璋 | 重村 正彬 |
| 井上 尚哉 | 蒲生 藏六 |
| 今城 巳之介 | 石田 芳介 |
| 來島 国太郎 | 河崎 謙次 |
| 行延 利助 | 荻野 茂太郎 |

西部会員

- | | |
|-------|--------|
| 藤村 理一 | 石丸 又三 |
| 橋田 裕介 | 仁壽 勉造 |
| 安澄 文平 | 古谷 晴亮 |
| 井上 衛 | 吉岡 森太郎 |
| 木村 舜一 | 影山 三次 |
| 西村 源次 | 矢田 貞介 |
| 村田 弘三 | 吉田 謙介 |
| 清水 宗介 | 津田 茂介 |
| 山岡 州介 | 矢田 富一 |
| 洪本 國松 | 三井 玄東 |
| 高宮 義雄 | 津森 源之丞 |
| 藤瀬 祐益 | 岡村 純造 |
| 黒川 貞造 | 石井 経三郎 |
| 下田 正人 | 中島 哲 |
| 藤田 一郎 | 近藤 佐一 |
| 田辺 健介 | 江藤 徹雄 |
| 北部会員 | 水津 脩 |
| 上野 佛 | |

和田 文 井上 良哉
大藤 研二 細 保
和田 文 小林 眞世
石津 唯介 眞柴 清兵衛
中島 崑 西島 量平
山本 崑 鹿江 琢史
中島 崑 山田 文達
山田 崑 兒玉 環
福永 謙之助 津田 太一

有光 武夫 永島 寛
尾畑 国雄 安村 辨介
松井 耕造 池田 久吉
田阪 耕造 重本 儀介
石井 弄昭 福原 竜司
高老ニテ医業休止ニ付会
費免除セルモノ 宮 原 奇

南部会員

掛井 林雄 南部 友也
岡 保二 田村 文仲
木村 荒雄 江本 寛治
多記 修三 金田 市太郎
莊 直繼 林 伊ワ
宮川 琴次 猪野 逸
中屋 敬夫 宮原 儀藏
菅 恒男 豊多 平
野崎 淳造 武島 宇一

大正三年三月十五日豊浦郡医師会ヲ長府町
牧場講事堂ニ於テ開会ス出席者及ビ席次左
ノ如シ
一 番 重本 儀助 二 番 吉岡 森太郎
三 番 吉田 謙介 四 番 井上 衛
五 番 欠 六 番 欠
七 番 石丸 又藏 八 番 今城 巳之助
九 番 十 番 橋田 詒介
十一 番 窪田 友介

大正三年豊浦郡医師会議事録

三番 石津 唯助 五番 和田 文甫
五番 大田 三郎 六番 重村 正彬
七番 中屋 敬夫 八番 宮原 儀藏
九番 来島 国太郎 十番 松井 邦穂
十一番 山本 崑亮 十二番 南部 友也
本日午前十時会長中屋敬夫大会長席ニ就キ開
会ヲ宣告ス

ヒマス尚ホ一言致シテ置キマス社会ノ認
メテ居ル公共團體ヨリノ照会デアリマス
カラ医師会ノ規定ニ差異アリト虽モ承認
スルガ至當デアラウト思ヒマスカラ宜シ
ク御賛同ヲ願ヒマス
十二番(窪田)成程日本赤十字社ハ社会ノ
認メテ居ル慈善事業ノ團體トハ謂ヘ医師
会ノ規定シタ業種ヲ左右スル以上ハ若シ
モ此レト同様ノ團體ヨリ斯ル照会ニ接シ
タ場合モ承認セネバ成ラマ様ニナリマ
カラ大ニ考慮スベキ事ト思ヒマス
八番(今城)個人的事業デナイカラ承認シ
テモ何事差支ハナカラウト思ヒマス
三番(吉田)本員ハ八番説ニ賛成致シマス
四番(井上)私モ八番説ニ賛成致シマス
(此間ニ三議員ノ発言アリシモ省略)

議長(中屋)本会ハ桜花爛漫ノ時期ヲ利用
シテ開キ諸君ノ慰勞ノ一助ニ資スル構リ
デアリマシタケレトモ彼レ此レ差急ギオ
盛リヲ要スル事項モアリマスノデ少シ時
期ハ早イケレトモ本日開会スル事ニ致シ
マシタ飛シカラズ御諒承ヲ願ヒマス

議長(中屋)八番説ニハ三名ノ賛成ガアリ
マシタ誠会ヲ省時シハ八番説ニ賛成ノ方ハ
起立ヲ願ヒマス

一 日本赤十字社結核病療養取扱上乗價共
他ハ郡医師会規定ノモノト差異セル所多
ク有之從ツテ同社ヨリ本会ヘ対シ照会セ
ルニ付提出候也
議長(中屋)本問ニ付キ御意見ノ發表ヲ願

議長(中屋)本問ニ付キ御意見ノ發表ヲ願

起立多数

議長(中屋)夫レデハ多数デアリマスカラ
赤十字社ノ照会ヲ承認スルコトニ決シマ
ス

議長(中屋)次ハ和田文甫氏外二名ノ提出
案ニ移リマス

一、郡医学會開催之件

提出者 和田文甫

山本尊亮

石津唯助

議長(中屋)提出者ニ説明ヲ願ヒマス
十四番(和田)大正二年并ニ三年共期医学

会ハ中絶致シマシタガ明四年度ヨリハ継
続シテ開催スル事ヲ切望致シマス併シナ
ガラ今白ハ医師会ヲ午前中ニ開キ兼イテ
午右ヲ利用シ医学会ヲ開催スル事トシ可
成算案ヲ旨トシ裝飾ヲ廢シ講演ノ筆記ヲ
爲サシメ以テ一做会費ニ配付シ会員ノ満
足スル様ニ致シタイ考デ本案ヲ提出セシ

所以デアリマス

十六番(重村)御注意迄ニ一旨致シマス斯
医学会開設ノ事ハ前回ニ於テ清場一致ヲ
以テ可決シタノデアリマス然ルニ会長ノ
誤解ノ爲メ有益ナル同会ヲ一ケ年モ休ミ
マシタノハ甚ダ遺憾トスル所デアリマス
本年ハ致方ナク明年ヨリハ斯ル事ナク胸
催サレン事ヲ希望致シマス併シナガラ以
前ノ如ク無用ノ裝飾ハ全然廢シ吾々ノ爲
メ最モ有益ナル方法ニ依リ実行サレン事
ヲ希望致シマス

十九番(來島)本年モ止メズニ他日ヲト
シ開設サレン事ヲ希望致シマス

八番(今城)本員モ十九番説ニ賛成致シマ
ス

三番(吉田)本員ハ十四番説ニ賛成致シマ
スガ明年ヨリハ代議員会ヲ止メテ総会ヲ
開イテ舊イタイ最モ規則ニ批議スル処ガ
アレバ修正ヲ加ヘアゾモ吾々同業者ノ爲

メニ希望致シマス

(此間発言スルモノ多ク議場騒然タリ)

議長(中屋)提出者ノ意見ノ如ク明年四月
ニハ日ヲ期シ必ズ医学会ヲ開設スル事ニ
致シマス尚ホ不肖会長ノ職ニアル以上ハ
出来得ル限り微力ヲ奮ヒ本会ノ爲メニ尽
ス考ヘデアリマスカラ左様御承知ヲ願ヒ
マス

議長(中屋)次ハ南部友也氏外一名ノ提出
ニ係ル建議案ニ移リマス

一、傳染病予防治療ニ関シテハ從來各地ニ
於テ種々紛擾ノ状態ヲ出顯スルハ吾等斯
道者ノ憂ニ遺憾トスル所ニシテ此等ハ多
ク隔離病舎又ハ診療病舎担當医擬定方法ノ
如何ニ由ルモノニシテ町村當局者ニ協議
ノ上是レガ改善ヲ計ルハ亦焦眉ノ急ト信
ズ此致建議候也

提出者

南部友也
中屋敏夫

(本間ニ就テハ提出者南部中屋両氏ノ説明
アリシモ省略)

十六番(重村)提出者ヨリ御説明モアリマ
シタガ吾ニ改善ノ方法ヲ講ズルハ目下ノ
急務トノミニテハ本会ニ於テ討議スルノ
価値ガナイ依ツテ具体的ニ改善ノ方法ヲ
明示サレン事ヲ希望シマス其方法ノ如何
ニ依ツテハ或ハ実行困難ノ村モアリ隨ツ
テ同一歩調ヲ取ル事ハ六ヶ敷カラウト思
ヒマス

三番(吉田)本員モ十六番説ト同意見デ提
出者ノ憂慮カ那辺ニアルカ具体的ニ明示
サレン事ヲ望ミマス

十二番(窪田)建議案ノ文面上カラ見テモ
何等討論スル必要ヲ認めズ統一の方針ニ
スルナラバ改善ノ方法ヲ明カニ指摘シテ
具体的ノ議案トナシ提出サレタシ然ラガ
レバ何時掛ツテモ論局ヲ結ブ事ハ不可能
デアロウト思ヒマス

(比間二十一番 十番 八番其他ノ意見アリシモ省巻)

三番 十四番ノ質問ニ対シ番外内田郡書記ノ答辯

番外(内田郡書記)町村医ハ各員ノ已ニ御承知ノ如ク傳染病予防法ヲ根基トシ果ノ傳染病予防細則ノ命ズル処ニ従ヒ各町村ニ一名又ハ数名ヲ設置スルコト、ナリ居レリ而シテ一朝町村ニ傳染病患者ノ発生スルコトアラシカ法ノ範圍内ニ於テ之ヲ当該町村ノ傳染病院又ハ隔離病舎ニ強制収容スルコトニナルハ今更申ス迄モナキコトナリ此場合ニ於テ町村ハ予防ノ目的ヲ達成シ且ツ救済ノ統一ヲ図ル爲メ町村医ヲシテ専ラ之レニ當ランメツ、アルハ即チ之レ其設置ノ趣旨ニ基キタルモノト信ズ今提案者ノ言ノ如ク収容シタル各患者毎ニ其主治医ヲ異ニスルガ如キハ表面ニ於テハ然ルベキコトナカルベシト雖モ

之ヲ表面ヨリ論ズル時ハ統一ヲ欲グノミナラズ町村立ノ病院病舎ニ於テ或ル場合治療ニ與スル責任ノ飯スル処ヲ失フニ至ルヤモ計リ難キヲ憂フルモノナリ併シ從來ノ施設方針ニ依ルモ各町村共ニ町村医(病院病舎担当医)ヲシテ專ラ治療ニ當ラシムルト雖モ患者又ハ患者ニ於テ他ノ医師ノ診治治療ヲ要求シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ快諾シ敢テ拒絶シタル体ノコトハ絶テナキモノト信ズ此等ノ点ヨリスルモ本員ハ建議者ノ言ノ如ク患者毎ニ主治医ヲ異ニセントスルハ極當ナリト謂テ得ザルモノト堅ク信ス

議長(中屋)最早正午ヲ三十分許リ過ぎマシタカラ午前ハ是レデ開會致シマス午後正一時三十分ニ御出席ヲ願ヒマス
午後一時四十分開會
議長(中屋)只今ヨリ開會致シマス
二十二番(南部)午前中ニ於テ討議サレマ

シタ本員ノ提出致シマシタ問題ハ都合ニ依リ撤回致シマス

議長(中屋)オ聞ノ通り二十ニ番議員ノ提出ニ係ル傳染病治療ニ關スル問題ハ都合ニ依リ提出者ニ於テ撤回サレマシタカラ五棟御承知ヲ願ヒマス次ハ菅恒男氏外三名ヨリ提出ニ係ル左ノ建議案ニ付御意見ノ御発表ヲ願ヒマス

建議案

一 規定通りノ準備其他ヲ徴收スルハ勿論ナレドモ官公署ヨリ請求スル鑑定料検査料等ニ対シテハ從來之レガ実行上困難ヲ感スル場合多々有之モノト信ズ此段建議候也

- 菅 恒 男
- 宮 原 脩 藏
- 中 屋 敏 夫
- 雅 賀 會 逸

十八番(宮原)本問ハ書類ハシタ文字ノ通

リデアリマシテ別ニ説明ヲ要スル程ノ事ハナイト思ヒマスカラ省略致シマス

番外(中屋)私モ提出者ノ一人デアリマス宮原君ノ言ノ如ク別ニ喋々説明スル程ノ事ハナイカモ知レマセンガ唯カ其理由ヲ述べマス普通民間ニ於テハ規定通り徴收スルハ勿論ノ事デアアルガ官公署ノ如キ事案上徴收サレヌ場合ガアルデアラウト思ヒマス例今バ変死者ノ檢視ヲ行フ場合ノ如キ警察署ノ如キハ予算少額ニシテ人ガ支出上余程困難ヲ感シテ居ル状態デアリマスカラ其辺ヲ御酌量アワン事ヲ希望致シマス

八番(今城)警察署ト昂モ之レガ費用ハ県費ヨリ支出サル、モノナレバ別致之レヲ変更スル程ノ事ハアルマイト思ヒマス依テ規定通り徴收スル事ヲ主張致シマス
二番(吉田)本問ニ就テハ追加ナル実例ガアリマス私ノ居村ニ於テ客年変死者ガア

リマシタ其場合檢案書ヲ作りマシタガ今ニ支辨イラ受ケテハ居リマセン此点ヨリ考ヘテ見マスト經費欠乏ノ爲メカ或ハ他ニ理由ガアルカ了解ニ苦ンデ居ル次第デアリマス

二十一番(山本)本員ハ八番説ト同意見テ郡医師会ノ規定シタ料金ヲ徴收シテ何等ノ差支ハアルマイト思ヒマス

十二番(窪田)本向ハ前ニ撤回サレタ向題ト同様其方法ガ明示サレテ居ナイ所謂基礎ノ強固ニナイ問題デアリマスカラ撤回サレテハドウデスカ

議長(中屋)本問ニ付テハ色々議論ガアリマスガ幸ヒ署長ナリ郡書記ナリガ御出席ノ事デスカラ一應ノ説明ヲ要求スル事ニ致シマス

奥山警備警察署長ノ説明

鑑定料又ハ変死人檢案料ハ警察費ヲ以テ支出スル場合多シ然ルニ之レニ対スル予

算少額ニシア從來各世ノ伏諾ヲ辨テ普通変死人ノ檢案ニ在リテハ医師会規定以下ノ請求ニ止メテ暮ヒ居レリ而カモ尚ホ經費ニ不足ヲ生ゼントスルノ虞アリ故ニ例外ヲ設ケ減額ノ途ヲ開カル、コトヲ希望ス若シ此ノ現行規定通り請求ヲ受クルニ於テハ忽チ予算ニ不足ヲ生ズルニ付県産溶ノ爲メ忍バレン事ヲ切望致シマス

次ハ内田郡書記ノ説明

本員ハ此ノ場合從來町村ガ取扱ヒ来リシ行旅病死人及ビ精神病者又ハ全変死者ニ要スル檢案書料等ニ就キ御参考迄ニ説明セントス御承知ノ通り行旅病人若クハ精神病者ノ檢案書料等ニ付テハ県ハ或ル限度ヲ規定シ県令ヲ以テ発付シ限度ヲ超過スル場合ハ予メ知事ノ認可ヲ申請セシメ又ハ事急ヲ要スルモノニアリテハ決行後報告セシムル等ノ手段ヲ採リ居レリ然シテ其ノ制限額ナルモノハ地方ノ状況ト又

県經濟ヲ斟酌シテ規定シタルモノニシテ

物價騰貴ノ今日ニ至ルモ尚甚シキ増額ヲ

急サズ急メニ御希望ニ副フコト能ハサル

モノアルハ願ル遺憾ニ堪ヘサル所ナリ由

來定善ノ矣ニ就テハ毎々郡長ヨリモ其ノ

筋ニ対シ増額ノ詮議方ニ就キ且申シタル

所アリト雖モ如何セン何時モ県經濟上ノ

關係ヨリシテ否認セラレ僅カニ昨年食料

其他ニ於テ少額ノ増額ヲ実行シタル如キ

ノ状態ナリ依テ今之ヲ県ノ医師会ヲ經由

シテ知事ニ御上申セラル、トスルモ容易

ニ実行ヲ見ルコトアラザルベキヲ信ズ希

クハ龍大ノ資金ニモアラザルヲ以テ建議

ヲ中止シ今暫ク御忍ビアラン事ヲ切ニ希

望スルモノナリ

十八番(宮原)都合ニ依リ本問ハ撤回致シ

マス

議長(中屋)本問ハ提出者ニ於テ撤回サレ

マシタカラ左様御承知ヲ願ヒマス次ハ山

本員ノ提出向題ニ移リマス

一 結核病療養所指定ニ際シ支部長ハ何故

ニ県医師会ニ諮問セザルヤ支部長ノ答辨

ヲ求ム

山本 稔 亮

外 眞 石

二十一番(山本)結核病療養所及診断所指

定ニ際シ苟モ県医師会ト諮フ公核所ノア

ルニモ係ハラズ之レニ諮問セズ勝手ニ指

定シタルハ公核所ヲ無視シタ処置デアラ

ウト思ヒマス依テ本問ヲ提出セシ次第デ

アリマス宜シク県医師会ニ提出サレンコ

トヲ希望致シマス

七番(石丸)本員ハ二十一番説ニ賛成致シ

マス

二番(吉田)本問ハ本会ニ於テ決議スルハ

機密デアアルマイト思ヒマス

二十二番(南郎)本員ハ二番説ニ賛成致シ

マス

（此間議論百出議論雖然タリ）

十四番（和田）本員ハ字句ニ機當ヲ欠ク点
アラバ修正ヲ加ヘ県医師会ニ提出サレン
事ヲ希望致シマス

議長（中屋）二十一番説ニ幕成ノ方ハ起立
ヲ願ヒマス

起立 十三名

会長（中屋）多数デアリマスカラ字句ニ修
正ヲ加ヘ県医師会ニ提案スルコトニ致シ
マス

臨席内田郡書記ノ注意

（内田郡書記）結核療養所ノ設置ニ付キ
御参考迄ニ一言セントス赤十字社ノ事業
トシテ山口支部ニ於テモ結核療養所ハ
県下各郡市ニ設置シ其場所ハ支部長ノ指
定ニ依ルコト、シタルハ已ニ各員ノ皆知
セラル、咫ナリ而シテ此ノ療養所ハ各郡
市ニ一ヶ所ヲ置クコト、ナリ居レリ只今
二十一番ノ陳述セラレタル通り一郡内ニ

於テモ敷ケ所ノ設置ヲ見ルニ至ルヲ望ム
ハ当然ノ事ナリト深ク信シテ疑ハサル所
ナルモ支部ニ於ケル経費ノ関係モアリ尚
又今回ノ争創設ノ場合ニモアレバ先ツ一
ヶ所ヲ設置シ経営ニ着手シタル次第ナリ
又目下本郡ニハ二ヶ所アルモ彦島村ニ於
ケル一ヶ所ハ都濃郡虹ヶ浜ニ指定シアリ
タルモノガ都合ニ依リ取消サレタルヲ以
テ其補収ニ充テラレタルモノナリ其辺御
名ニ置キテ布フ次第ナリ

議長（中屋）次ハ左ノ提出案ニ移リマス
一 壯丁ノ花柳病及トラホーム症ノ予防治
療ヲ嚴行スル様郡當局者ニ建議スル事

十六番（重村）トラホームハ漸次減少ノ緒
ニ就キタルヤノ感アルモ花柳病ノ如キハ
減少所ロデハナイ仲々多イノデアル私居
村ニ於ケル造り方ハ唯形式ニ流レテ更ニ
其奥効ガ薄ガラナイ様ニ思ヒマス之レヲ
此際ニ看過スル時ハ由々シキ状態ヲ現出

スルニ至ルデアラウト思ヒマス宜ロシク
郡當局者ニ建議シ之レガ豫防方法ヲ完全
ニ其奥効ヲ奏スル事ニカメラレン事ヲ切
望致シマス

（満場異議ナク可決）

会長（中屋）幸ヒ郡書記ガ御出席ノ事デア
リマスカラ其方針ヲ承ル事ニ致シマス
（内田郡書記）只今ノ建議案ニ対シ目下本
郡長トシテ如何ナル施設ヲナシツ、アル
カニ就キ御参考ノ爲メ一言セントス本件
ハ從來間接ニ町村長ヲ介シテ予防ノ励行
ヲ奨励シツ、アリシモ昨年十月頃ヨリハ
出番巡回ノ好機ヲ利用シ其翌年壯丁年令
ニ達スルモノヲ招集シ郡長若クハ其代理
者出席シテ親シク指示奨励ヲ加ヘツ、ア
リ而シテ今尚ホ継続実施中ニアレバ其効
果ノ如何ハ直ニ文レヲ知ルコト能ハサル
モ定メテ好結果ヲ得ルニ至ルベキハ信ジ
テ疑ハサル所ナリ此建議案カ成立シテ郡

長ニ上申ノ曉ハ尚ホ益々之レガ督励ヲ嚴
ニシ建議ノ趣旨ニ副フベク努ムル処アル
ベシ

議長（中屋）次ハ左ノ建議案ニ移リマス
一 腸空扶斯自宅治療ノ件

第三部 提出

三番（吉田）腸空扶斯病ハ発熱ニ余程加減
ノアル新氣ヲ病院ニ収容シ病院医ガ之レ
ヲ治療スルニ方リ以前ノ経過ガ不明ノ爲
メ治療上甚タ困難ヲ感スル事ハ御同感ト
信ジマス兼屋貨家ノ如キ共同便所ノ個所
ハサテ置キ隔離方法ノ行ハル、者ニ対シ
テ自宅治療ヲ許ス事ニシタナラバ発熱以
來ノ経過モ判然シ却テ予防法ガ行届クデ
アラウト思ヒマス依テ本問ハ郡医師会ヨ
リ県医師会ヘ提出サレン事ヲ切望致シマ
ス

（十二番 十六番 八番等ノ賛成意見
アリシモ省略）

議長(中屋)建議案ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

議長 起立

議長(中屋)夫レデハ県医師会ニ提出スルコトニ致シマス

議長(中屋)次ハ左ノ建議案ニ移リマス

一、兼務上ノ過失投傷ノ被告人タル河内山ドクトルニ同情文ヲ呈スル事

十六番(重村)河内山君ハ温厚篤実十人デ

アル殊ニ兼務上失体ノナイト謂フ事ハ神

デナイ以上ハ誰シモ保証ハ出来ナイノデ

アリマス県下否全国ノ医師ニシア斯ル事

件ノ出来タ時ニ方リ同情ヲ寄セルト謂フ

事ハ其人ニ対スル礼且ツ吾々同業者ノ權

能ヲ奪奪スル上ニ於テ當然ノ義務デアラ

ウト思ヒマス依テ郡医師会トシテ慰問狀

ヲ贈呈シタイ考ヘデアリマスカラ何ウカ

御節同ヲ願ヒマス

十八番(宮原)疑点ノ有ル物ニ対シ宮原個

人トシテモ同情ヲ表スル事ハ思ハシクナ

イマシテ郡医師会トシテ紙上ノミノ動作

ニ依リ同情文ヲ贈ルト謂フ事ハ輕卒ノ処

置デハアルマイカト思ヒマス今少シ事実

ノ調査ヲ逐ケ其上ノ事ニシテモ遅クハア

ルマイト思ヒマスカラ充分ノ調査ヲ遂ゲ

ラレン事ヲ希望致シマス

三番(吉田)十八番説ノ如ク會長ニ於テ事

実ノ審査ヲ遂ゲラレン事ヲ望ミマス

十二番(窪田)本員ハ十六番説ニ賛成致シ

マス

議長(中屋)採決致シマス十六番説ニ賛成

ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立 十一名

議長(中屋)多數デアリマス夫レデハ慰問

狀ヲ贈ル事ニ致シマス

議長(中屋)関西医師大会ヲ四月ニ開会サ

ル、サウデスガ同会ヘ加入スルヤ否諸君

ニオ諮リヲ致シマス

山口縣豊浦郡医師会人名簿

東部會員

山崎敏一 町野玄輔

千葉文一 吉村三朗

兒玉環 重村正彬

井上尚哉 浦生藏六

今城巳之介 石田芳介

來島国太郎 河崎謙次

行延利助 萩野茂太郎

藤村理一 石丸又三

横田論介 仁鼻勉造

西部會員

安澄文平 古谷鵬亮

井上衛 吉岡森太郎

木村角一 影山三次

西村源次 矢田部貞介

村田弘三 吉田謙介

清水宗介 窪田茂介

十四番(和田)費用モ入ル事デアルカラ時

期ヲ待ツト謂フ事ニ致シタイ考ヘデアリ

マス

三番(吉田)本員ハ十四番説ニ賛成致シマ

ス

七番(石丸)今ヤ既ニ日本聯合医師会モ起

リカケテ居ル時期デアリマスカラ十四番

説ニ賛成致シマス

八番(今城)八番モ十四番説ニ賛成致シマ

ス

議長(中屋)夫レデハ本問ハ時機ヲ兎合ハ

セ他日大日本医師会ナルモ、ガ成立セシ

曉ハ入会スルト謂フ事ニ決シマス

議長(中屋)最早問題モ尽キマシタカラ開

会致シマス

(于時四時五十分)

山田 栄 祐
中島 進
山本 寛
中島 寛
石津 唯介
和田 文甫
大藤 研二
和野 傳
上野 傳
北部会員
村田 鳳策
田辺 健介
藤田 一郎
下田 正人
藤川 清道
高宮 義雄
高宮 義雄
山田 純造
石井 経三
中島 哲
近藤 佐一
五藤 徹雄
水津 稔
井上 良哉
穂上 保
小島 眞世
奥柴 清兵衛
西島 量平
鹿沼 琢史
山田 文彦
児玉 環

津田 太一
南部会員
掛井 林雄
岡保 二
木村 荒雄
多記 修三
莊直 繼
宮川 琴次
中屋 敏夫
菅恒 男
野崎 淳造
有光 武夫
尾畑 乙藏
松井 邦穂
田阪 耕造
石井 弄昭
名和 次郎
高老ニテ医業休止ニ付
会費ヲ免除セルモノ
宮原 齊
津田 友世
南部 文仲
五本 寛治
金田 市太郎
林 伊ワ
雜原 魯遠
宮原 脩藏
喜多 軍平
武島 宇一
永島 辨介
池田 久吉
重本 儀介
福原 龜司
林 官介

衛生五三三二券

山口縣警察部長

豊浦郡医師会長殿

医師ニシテ歯科医業ヲ為ス
モノニ関スル件

医師が口腔並歯科ノ治療ニ從事シ得ルハ差支無之ト認メ候ヘ共特ニ免許ヲ受ケズシテ歯科医師ト稱スルコトヲ得サルハ勿論ノ義ニ有之又歯科ヲ特別ニ研究セルコトナキ医師ニシテ單ニ歯科医院又ハ歯科治療所并歯科医師ニ紛ハシキ標札ヲ掲クルコトハ好マシカラズ尚醫師ノ口腔並歯科ニ関スル治療費ハ歯科医師会ノ規定有之場合ハ可成之ニ準據スベキ様諭達方其筋ヨリ通牒有之候条此旨書ク會員ハ徹底候様致度此致及通牒候也

時下晩春ノ候学兄各位益々御隆昌奉恭賀候御承知ノ通先月小郡町ニ於テ山口県医学会ヲ開催致候宛実ニ予想以外ノ盛會ニテ参考百名以上ノ會員ヲ有シ其外形ノ裝飾ハ申マズモナク内容ノ充実セル実ニ生舞ヲシテ無限ノ討論及附帯ヲ許セシニ或ハ実地上ヨリ或ハ学術上ヨリ甲論乙駁加フルニ大家ノ熱心ナル殊別講演アリシト斬新精致ナル医療器械等ノ陳列ハ実ニ會員ヲシテ無限ノ利益ト妙味トヲ與ヘタル事ニテ恰モ帝都ノ各分科学校以上ノ盛況ニ有之申候我々豊浦郡医師会本郡代議員ハ協議ノ上次回開會地ヲ長府町ト相定メ既ニ学会ノ承諾ヲ得申候折柄我郡ニ於テハ來春郡医学会ヲ開設セントセル計思中ニ付更ニ大ナル県医学会ヲ以テ之レニ代ヘント致候間會員各位漏レナク御當同且ツ開會地ノ本郡タル名実ノ上ニ或ハ斯道ノ為メ絶大ナル御尽力ノ程只管奉懇願候

追テ開会ノ期日及び方法ハ臨機御通
知可申上候

向ホ参考品御所持ノ御方ハ御出品ナ
度願上候

日 日

中屋敏夫

各位

大正四年豊浦郡医師会議事録

大正四年四月廿拾五日豊浦郡医師会ヲ長府
町役場議事堂ニ於テ開会ス出席者及ヒ席次
左ノ如シ

- 一番 欠
- 二番 欠
- 三番 泉 柴清兵衛
- 四番 車村 正彬
- 五番 和田 文甫
- 六番 藤村 理一
- 七番 中島 巖
- 八番 末島 國太郎
- 九番 中屋 敏夫
- 十番 宮原 修藏

- 十一番 江藤 若雄
- 十二番 吉田 謙介
- 十三番 菅 恒男
- 十四番 龜本 徹介
- 十五番 石津 唯助
- 十六番 三井 玄策
- 十七番 今城 巳之助
- 十八番 井上 衛
- 十九番 石丸 又三
- 二十番 吉岡 森太郎
- 二十一番 山本 賢亮
- 二十二番 南部 友也

本日午前十時會長中屋敏夫會長席ニ就キ開
会ヲ宣告ス

會長(中屋)多年會長ノ席ヲ流シマシタガ
本期ガ満期デアリマス在職中幸ニ大ニ
カリシハ只管諸君ノ御援助ノ然ラシムル
所ト厚ク感謝ノ意ヲ表シマスドウカ開會
ニ先ダ今正副會長ノ御投票ヲ願ヒマスガ
併シ正副會長選舉ノ前ニ当リ重要ナル事
務ノ引続上(尤モ會計ノ報告ハ會決ヲ以
テ報告スレバ茲ニ省略)ノ一部トシテ本
年長府ニ於テ県医師会ヲ簡催スルニ付キ
特ニ金八拾圓ヲ県医師会補助スル事其目
的ハ県医学会ハ県医師会ノ開會地ニ於テ

開会スルト云フ医学会ノ規定ニ依リ所謂
医学会ヲ長府ニ於テ開会スルト云フ意味
ニナリマス諸君ハ郡医学会ヲ昨年休會セ
シ事ニ就テ非常ナル御不満ノ様子デアリ
マシタカラ郡医学会ノカワリニ更ニ盛大
ナル県医学会ヲ本郡内ニ於テ開会スルト
云フ事ハ郡医師会ガ八拾圓位ノ金員ヲ寄
附スルト云フ事ハ(尤モ此医学会ヲ愈々
長府ニ簡催スルニ就テハ更ニ相当ノ寄附
ノ必要モ起リマセウガ)元ヨリ御承認ノ
事ト愚考致シマス併シ此八拾圓ノ中ニテ
モ名目ハ如何ニナルカ知レマセヌガ金五
拾圓ト云フ金額ハ学会歡迎ト云フ意味ニ
於テ当然ヨリ奇附シア矣レルト云フ事ニ
ナツテ居リマス然ラバ計算上故ニ於テ金
五拾圓ヲ県医師会ニ寄附スルト云フ御承
認ヲ願フテ置キマス然ラサレバ郡医学会
ニ代ル県医学会ガ開設セラレマセヌハ
昨年県医師会ニ出席セル本郡医師会員全

部ガ協議ノ結果デアリマス尤モ此八拾圓
ハ何カラ割リ出シタカト云ヘバ今後ハ知
リマセヌガ從來ハ県医師会ノ開會地ハ防
府町ニ開会スル事ガ旅費日當ガ一番廉ク
テ小郡ニ開会スレバ防府ヨリ参拾圓高ク
ナリ更ニ山口ニ開会スレバ五拾圓高ク
ナリ殆ンド長府ト同等ノ費用ヲ要スルト
云フ県医師会ニ於テ會計ヲ司ル理事ノ予
算デアリマス長府ハ余程西ニ偏シア居マ
スガ鐵路ガアル為メニ出席員ノ旅費ガ比
較的減少シテ居ルソウデス是等ノ問題ニ
関スル説明ハ後ニ医学会引受可否ノ際ニ
県医師会出席者並ニ私ヨリモ説明シマセ
ウガ先ツ之レ夫ハ今改選ノ正副會長並
ニ出席員諸君ニ一言シテ置キマス尚從來
小郡ヤ防府町ニ於テ開会セシ時ハ町ハ元
ヨリ医師会ヨリモ相当ノ奇附ヲシテ居ル
ソウデス

會長(中屋)夫レデハ先ツ會長ノ簡催ヲ致

シマスカラ三番眞柴君二十番南野君ノ
御立会ヲ願ヒマス直ニ結果ヲ報告致シマ
ス

正会長

十 菅 恒 男

五 吉 田 謙 介

二 中 屋 敏 夫

一 官 原 修 藏

一 井 上 衛

十三番(菅)不肖ノ私ガ会長ニ当選シマシ
タノハ誠ニ名譽デアリマスガ先年モ病氣
ノ爲メニ辞シタ様ナ次第デアアルニ本年モ
又々御推薦下サレマシタガ到底此病氣デ
ハ重仕ラ全フスル事難シ殊ニ近頃ハ自分
ノ業務モ曲リ成ニ執ツテ居ル様ナ次第デ
配徳力モ乏シク勇氣モ沮喪シ兎テモ重仕
ニ堪ヘマセンカラ有爲ノ方ヲ御推薦下サ
レマシテドウカ私ノ如ハ事情御酌量アラ
ンコトヲ願ヒマス
十九番(石丸)十三番ハ非常ニ氣隨ナ御方

ト思ヒマス何ントナレバ吾々ノ見ル處デ
ハ病氣トハ認め難シ是レヲ聞入ル、時ハ
又タ当選シタ人ガ辞スルト謂フ事ニ成ル
ト会長ノ選挙ノ爲メニ貴重ナ時間ヲ費ヤ
ス様ニナリマス殊ニ十三番君ハ先輩デモ
アルシ是非トモ就仕アラン事ヲ希望致シ
マス
十三番(菅)先程カラ述べマス通り宋シテ
作病ニアラス實際病氣デアリマス中屋君
モ能ク承知シテ居リマスカラドウカ御聞
答レ下サル様ニ願ヒマス
此間十四番七番三番等ヨリ發言多ク議
場騒然タリ

四番(重村)十三番サンニ申シマスガ兎テ
モ解決ハ付キマセンカラ是非共一応御請
ニ成ル様ニ願ヒマス然シテ副会長ノ選挙
ヲ致シマシタナラバ本何ントカ方志モア
ロウト思ヒマスカラ何ウカ御承諾ヲ願ヒ
マス

会長(中屋)夫レデハ副会長ノ選挙ヲ行ヒ

マス直ニ開票致シマスカラ二十一番議員

ト四番議員ニ立會ヲ願ヒマス其結果ヲ報

告致シマス

八 重 村 正 彬

五 中 屋 敏 夫

二 吉 田 謙 介

一 井 上 衛

一 南 部 友 也

一 來 島 國 太 郎

一 官 原 修 藏

一 五 藤 吾 雄

會長(菅)議長等ニ就キ只今ヨリ議事ニ移
リマス第一號議案ニ就キ御熟考ノ上御研
究アラン事ヲ
議案第一号
集合同体坂令ハ学校其他会社等ノ治療ニ
當リ兼價其他診察料等ノ減額ヲ請求スル
時ハ其減額ヲナスコトヲ得

但此場合ニハ郡医師会ニ届出ツベン

提出者 中 屋 敏 夫

重 本 俊 助

本問ニ付提出者中屋君ノ説明アリシモ省署
ニ十一番(山本)提出者ノ説明ニ依レハ郡
医師会ノ許可ヲ得ベントアリ問題ニハ届
出ツベントアリ何レノ意見ナレヤ
十番(官原)單ニ減額トアルモ其最減額ヲ
一定シタイ考デアリマス
六番(藤村)集合同体坂令ハ学校其他会社
ト謂フ曖昧ノ字句ヲ正シ團體トハ学校会
社其他何々ト其一定ノ範圍ヲ明示スルコ
トニ致シタイ考ヘデアリマス
十九番(石丸)單ニ届出ツルト謂フコトニ
スルト種々ノ弊害ガ起リマスカラ郡医師
会ノ許可ヲ得ルト謂フ事ニ修正サレン事
ヲ希望致シマス
二十一番(山本)私モ十九番員ノ如ク許可
ヲ得ルト謂フ事ニ賛成致シマス

此間三番四番五番七番等ノ発言アリシモ省署

議長(首)最早諭旨モ盡ヤタ様ニ思ヒマスカラ採決致シマス十九番説ノ如ク郡医師会ノ許可ヲ得ルト謂フ事ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立 多 敬

議長(首)起立ヲ致シアリマスカラ減額スル場合ハ郡医師会ノ許可ヲ得ルト謂フコトニ但書ヲ修正シ其他ハ原案ニ決シマス農早十二時ヲアリマスカラ晝食ニ致シマス午台ハ正一時ヨリ開会致シマス

午台一時十分開会

副会長(重村)只今ヨリ開会致シマス直ニ次ノ問題ニ移ル迄之処會長皆君ヨリ辞表ヲ提出サレマシタガ如何致シマセウカ一應才語り致シマス

辞 職 願

前年来腸神經衰弱症ニ罹リ心思爽快ヲ

欠キ記性減之シ到底複雑ノ重職ニ堪ヘス仍而辞職致候此致御許可被成下度候

月 日

首 相 男

十九番(石丸)再三ノ辞退ニ依リ事情ヲ酌ミ承認シテハ如何デスカ

賛成タタノ声起ル

副会長(重村)満場御同意ハナイヤウニ認メマスカラ許意ヲ承認スル事ニ致シマス隨テ會長ノ後任者ヲ選挙致シマス直ニ兩票致マスカラ三番ト十九番ノ兩君ニ立会ヲ願ヒマス其結果ヲ報告致シマス

十三点

中 屋 敬 夫

二 点

吉 田 謙 介

一 点

宮 原 脩 藏

一 点

江 藤 杏 雄

一 点

井 上 衛

一 点

重 村 正 彬

會長(中屋)私ハ先刻モ申シマシタ通り是非共會長ハ御辞退申スト云フ決ビテ会場

ニ出マシタガ此モ本日ノ會議ハ編リマスマイカラシテ自己ノ素志ヲ任ゲテ御受ケ致シマセウ次ハ第二問ニ移リマス御意見ノ發表ヲ願ヒマス

此間 會長選挙問題ノ爲メ非常ノ時間ヲ要シタルニヨリ議事ヲ進行スベシト叶ブ者多シ

第二問 建 議 案 (第二問第三問合

案トス)

三菱造船所彦島工場ニ於ケル役員職互及ビ家族ニ対スル兼備ニ割引

提出者 重 本 儀 介

第三問

豊浦中学校教職員生徒並鉄道罷職員従業員及其家族ニ対スル兼備ニ割引ノ件

提出者 中 屋 敬 夫

異議ナシタカノ声起ル

會長(中屋)本問ニ就テハ別ニ御異議ハナイヨウニ認メマス議會ヲ省署ニ採決致シ

採決致シマス原案賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

満場 総 起 立

會長(中屋)次ハ第四問ニ移リマス是レニ付テノ御討議ヲ願ヒマス

第四問 建 議 案

郡長ヨリ小学校生徒ニ優待金ヲ授與セラレ、場合授賞者ノ身体健康狀況ニ顧慮セラレレンコトヲ其筋ニ建議スルコト

提出者 重 村 正 彬

賛成者 今 城 巳 之 助

全 山 本 義 亮

全 末 島 國 太郎

全 中 島 權

本問ニ付提出者重村議員ノ説明アリシモ省署

異議ナシタカノ声起ル

會長(中屋)本問ニ就テ御異議ノナイ方ハ起立ヲ願ヒマス

遺囑後起立

会長(中屋)次ハ第五問ニ移リマス是レニ付テ御意見御発表ヲ願ヒマス

第五問 建議案

彌子ブス及バラチブス患者自宅療養ヲ許可アルベク其節ニ建議ス

提出者 莊直 継

菅恒 男

中屋敏 大

島夕 平

宮原 慎 藏

提出者ノ説明アリシモ省署

異議ナシタカノ声起ル

会長(中屋)別ニ御意見モナイヨウデスガ

御審成ノ方ハ起立

着場続起立

会長(中屋)次ハ第六問ニ移リマス是レニ付テノ御意見御発表ヲ願ヒマス

第六問 議案

非医者取締ノ勵行ヲ豊浦警察署長ニ建議スル件

理由

豊浦郡岡枝村居住吉本沖之進ナルモノ居住地ハ勿論各地ニ渡リテ窃ニ医業ヲ営ムコトヲ手殊ニ近來其行爲益々甚シク公衆衛生上ニ関スル事重大ナリト認ム由テ之ガ取締ノ勵行ヲ乞ヒ掲根ヲ絶タントシ之ヲ提出ス

提出者 第一 部 會

本問ニ就テハ尚実例ヲ掲ケ三番六番十九番等ヨリ詳細ナル説明アリシモ省署

十七番(今城)幸ヒ署長ガ御臨場ニナツテハ

居リマスカラ御意見ヲ承ルコトニシテハ

如何デスカ 賛成タカノ声起ル

加藤豊浦警察署長ノ説明

要求ニ依リ早見ヲ陳ズベシ之ニ先ダチ一言シタキハ本月初メテ会见セシ方モアリ自今ハ昨年十月ヨリ豊浦署ニ勤務シ居レリ今后共御懸情ヲ乞フ

次ニ御要求ノ非医者取締ニ付テ述ベン所
枝村吉本沖之進ハ嘗テ非医者ノ行爲アリテ兜介ヲ受ケタルコトアリ其右尚ホ改悛セズシテ全一行爲ヲ継続シ居ルノ聞ヘアリ警察ハ注意取締中其犯跡ヲ認メタルヲ以テ本月初旬取調ノ上事件ハ下関区裁判所ニ送致セシモ遺憾ナガラ証憑不十分ノ故ヲ以テ不起訴トナレリ如斯警察ハ全人行爲訂動ニ付テハ注意シ居ルモ今右一層其取締ヲ勵行セン尚ホ且行動ニ付テハ其監督ヲ嚴ニスベキコトヲモ言明ス
会長(中屋)次ハ左ノ詰問案ニ移リマス
是レニ付テ御発言ヲ願ヒマス

第七問

豊浦郡医師會提出 大正四年四月廿五日

詰問事項 豊浦郡役所

一肺結核予防ニ兩スル施設ニ付意見ヲ略フ

説明

現下肺結核ノ傳播漸次増大セントスルノ

傾向アルハ頗ル憂ヒニ堪ヘザル所ナリ依テ適切ナル予防ノ施設ヲナシ之ヲ未だニ防遏センコトヲ凶ルハ衛生上緊要ノコトナリトス之レ本案ヲ提出スル所似ナリ
三番(東柴)本問ハ重大ナル事柄テ即決スルコトハ難事デアリマス宜シク調査委員ヲ設ケ充分ナル調査ヲ遂ケラレントヲ希望ス
同感タカノ声起ル
会長(中屋)夫レデハ該詰問ハ一先ツ私ガ預リ置キ他日充分ナル調査ヲ遂ケ回答スルコトヲ致シマス
会長(中屋)次ハ左ノ問題ニ付御意見ノ御発表ヲ願ヒマス

第八問

県医学会ニ金壹百円以内補助ノ件

提出者 南 部 医 会

異議ナシタカノ声起ル

会長(中屋)本問ニ就テハ別ニ御異議ハナ
イ様ニ認メマス御感成ノ方ハ起立ヲ願ヒ
マス

起立ヲ致

会長(中屋)多数デアリマスカラ壹百圓以
内補助スル事ニ致シマス

会長(中屋)又ハ第九問ニ移リマス

是レニ就テ御討議ヲ願ヒマス

第九問

豊浦郡医師会々則改正案

第五條 ヲ左ニ通改正ス

本会ニ入會セントスルモノハ入会届書

ニ履歴書開業免状寫及入会金式圖ヲ添

ヘ部会ノ理事ヲ經テ本会ニ提出スルモ

ノトス

但シ開業後十日ヲ経ルモ此手續ヲ履行

セザルモノハ其筋ヨリ勸告ナサシムベ

第七條 ヲ左ノ通り改正ス

会頭 一名
副会頭 一名
理事 四名
會計 一名
但シ會計ハ会頭所在地ノ理事ヲ以テ之レ
ニ任ス

第十二條 ヲ左ノ通改正ス

一 会頭ハ本会ヲ代表シ一切ノ会務ヲ理

理ス

一 副会頭ハ会頭ヲ補佐シ会頭事故アル

トキハ之レヲ代理ス

一 理事ハ会頭副会頭ヲ補佐シ會計其他

ノ庶務ヲ整理ス

一 會計ハ本会ノ收支計算ニ從事スルモ

ノトス

第二十七條 ノ名稱ヲ左ノ通り改正ス

前條議員ノ選挙ハ郡内ヲ左ノ四部ニ分

テ其部内会員ノ互選ヲ以テ各部五名ヲ

選出スルモノトス

- 一 東部 (一區)
- 一 北部 (二區)
- 一 西部 (三區)
- 一 南部 (四區)

以上

理由口述

提出者 北部医師会

異議ナシ感成々々ノ声起ル

会長(中屋)本問ニ就テハ別ニ御異議ナイ

マウニ認メマス御感成ノ方ハ起立ヲ願ヒ

マス

起立ヲ致

会長(中屋)最早御提出ノ問題ハ是レニテ
議了ヲ告ケタリ就テハ來ル五月中開散ス
ベキ県医師会へ出席代議員並ニ引続開散
ノ県医学会ノ準備ニ付御協議申上ゲ度ヤ
事ガマアリマス先ヅ縣医師会へ出席ス
ベキ代議員ノ選定及ヒ縣医学会開散ノ準
備委員長ノ推薦ヲ遂行ナレン事ヲ

該協議事項ニ就テハ各員ノ意見発表アリ
シモ省略

結局其編末ヲ記センニ縣医師会へ出席議員
ハ左ノ如シ

- 東部 末島國太郎
- 北部 和田文甫
- 南部 中屋敏夫
- 西部 吉田謙介

縣医学会開散準備委員ハ左ノ如シ

- 重村正彬
- 藤村理一
- 末島國太郎
- 行延利助
- 吉村三郎
- 石丸又三
- 和田文甫
- 吉田謙介

右ノ外長村在任ノ医師

因ニ記ス準備委員長ニ菅恒男代ヲ推薦セシ

川 小 宇 神 角 神 神
 棚 串 留 王 島 玉 田
 村 村 村 村 村 村 下
 村 村 村 村 村 村 村

豊浦郡西 吉 恒 西 影 小 吉 井 安 部 古 津 山 山 中 橋 石 鹿
 田 田 遠 村 山 村 岡 上 澄 川 田 田 田 島 永 津 江
 謙 弘 時 源 三 舞 森 文 太 榮 文 儀 義 琢
 介 三 磨 次 次 一 郎 衛 平 喃 一 祐 達 進 助 忠 史

豊浦郡西 豊 豊 黒
 西 西 井
 上 村 村 村

藤 田 今 中 下 大 石 岡 近 廣 黒 津 龜 高 三 三 矢 窪 清
 田 辺 藤 島 田 田 井 村 藤 瀬 川 弁 田 宮 井 井 田 水
 市 健 佐 萬 三 經 純 徹 祐 清 源 六 義 盈 立 富 幾 宗
 郎 助 一 哲 里 郎 郎 造 雄 益 道 丞 郎 雄 之 策 一 介 介

豊 豊 豊 岡 豊
 田 田 田 枝 東
 前 中 下 村 村 村 村

吉 十 石 今 薄 吉 河 來 藤 萩 行 橋 石 藤
 村 葉 田 城 生 村 崎 島 井 野 延 田 丸 村
 三 文 芳 巳 藏 竹 國 幾 利 詔 又 理
 郎 一 介 助 六 郎 次 郎 吉 郎 介 介 藏 一

豊浦郡西 豊 豊 豊 岡 豊
 西 野 部 耕 居 市
 川 村 村 村 村 村

山 西 中 奥 石 小 和 森 繼 井 和 上 北 豊 井 町 山 兒
 本 島 柴 津 林 田 岡 上 田 野 村 上 野 崎 王
 尊 豊 清 唯 奥 文 五 良 正 奇 玄 敏
 亮 平 權 衛 介 世 甫 二 保 哉 文 傳 彬 哉 龍 一 環

モ固詩ンテ受ケズ隨テ準備委員長ハ決定ヲ
 告グルニ至ラザリヤ 開会午後五時十分

豊浦郡南部
 小月村 井林 二雄
 岡部 友也
 南村 荒友
 水村 荒友
 江本 寛
 宮川 琴
 莊川 直
 雜賀 魯
 中屋 敏
 宮原 修
 菅多 恒
 島多 軍
 重本 儀
 田坂 耕
 名和 次
 福原 亀
 尾原 乙
 安岡村 有光 武夫
 安岡村 安村 辨介
 勝山村 野崎 淳一
 王司村 林官 宇一
 王司村 林官 宇一
 生野村 池田 久二
 高老ニ付会費免除
 長府町 宮原 齊
 大正四年五月入會
 長府町 藤永 正一
 計九拾四名

豊浦郡医師會議事録

大正六年四月貳拾九日豊浦郡医師会ヲ豊浦郡川棚村字湯町妙音寺ニ開会ス
 出席者及席次左ノ如シ

一 山本 賢亮
 二 奥柴 清兵衛
 三 中屋 敏夫
 四 和田 又南
 五 欠上 衛
 六 井原 脩
 七 宮原 脩
 八 中島 穉
 九 重本 儀
 十 菅恒 儀
 十一 工藤 徹
 十二 吉田 謙
 十三 藤村 謙
 十四 千原 文
 十五 石丸 文蔵

十六 番 莊直 細
 十七 番 重村 正 彬
 十八 番 吉田代理
 十九 番 中島 耕 三
 二十 番 欠上 進
 本日午後二時半会長中屋敏夫議長席ニ就キ開会ヲ宣ス
 會長(中屋)開会ニ先キ郡医師会ノ昨年度ニ於ケル事業ノ報告ヲナス
 一、先年賜キーブス弄隔愚セザルト云フ問題ハ郡長ニ開見シテ竟見ヲ疎ベマシタガ此レハ縣令ニアラズ内務省ニ付キ縣ニ於テ変更スルコトハ出来マトノ意見デアリマシタ
 一、学校医会マ催ノ件
 此レハ郡長ニ數回會見シマシタガ元ヨリ郡長ニ於テモ事業ハ甚成ナレトモ費用ノ出所研究中デアリマシタガ幸ヒ本年ハ該

会成成立シマシテ皆様ノ内ニモ御出席ナ
リマシタ諸君モアリマシヨウ

マ 郡医師会ノ事務トシテ衛生講話会開
催ノ件

此レハ時宜ニ適シタルモノト考ヘラレマ
ス余程有益ナルコト、思ハレマス漸ク先
日はニ豊浦郡全部ヲ一巡シマシタ中ニハ
地方ヨリノ希望モアリマシテ郡医師会ガ
ソシナ有難ナルコトヲセラル、ナラバコ
ナ善ノ希望スル時季ニ於テ御出張セラレ
テ講話ハ願ハレマスマイカト云フ村落モ
アリマシタ定ニ南郡医師会ハ只ダ御互医
師ノ利益ノ爲メニ会合スルノミニアラズ
一面ニ於テ社会ノ爲メ活動シ地方衛生上
ノ爲メニ示導スルト云フコトガ根柢ノ様
ニナリマシタ

八番(中屋)ヨリ詢問アリシモ答ス
会長(中屋)種々各部ヨリ詢問アリシモ事
業上ノ事ハ会長ニ一任シア新馬決ス

立會人 一 番 山本 算 亮
十九番 中 島 進

開會ノ結果ヲ報告致シマス
左ノ如シ

八 点 井 上 衛
七 点 莊 直 繼
一 点 菅 恒 男
一 点 和 田 文 甫
一 点 宮 原 脩 藏

井上衛氏當選ス
會長(中屋)鳥渡五分間休憩ヲ致シマス
此間五分休憩ヲナス
會長(中屋)次ニ副會長ノ投票ヲ致シマス
直ニ投票ニ移ル
開票致シマスカラ拾七番トニ番サントニ立
会ヲ願ヒマス
立會人 十七番 重 村 正 彬
二 番 梶 柴 清 兵 衛
開會ノ結果ヲ報告致シマス

ア二
七番(宮原)ヨリ郡医師会ノ會計報告ヲナ
ス

會計報告ハ別紙印刷ニ附シ明記ス
會長(中屋)講評ニ移ツルニ先ツテ拾分間
ノ休憩ヲ宣ス
時ニ二時五十分

會長(中屋)開會ヲ宣ス時ニ三時直ニ議事
ニ移ル
會長(中屋)去ル四月八日郡医師会ヲ開催
セシモ出席人員多數欠席ノ爲メニ流會ニ
致シマス

會長(中屋)只今ヨリ會長及副會長共任期
満了ニ付キ改選投票ヲ致シマスカラ諸君
ドローカ投票ヲ願ヒマス
直ニ會長ノ投票ニ移ル

會長(中屋)只今開票致シマスカラ一番(山
本)ト拾九番(中屋)ニ立会ヲ願ヒマ
ス

十五点 宮原 脩 藏
三 点 重 本 健 助

宮原脩藏氏當選ス

會長(中屋)私ハ葦オノ身ヲ以テ年久シク
此ノ會長ノ重職ヲ就シマシタ趣願スレバ
本会ノ役員ニナリマシテヨリ拾有四年ノ
久敷ニ涉リマス人生ヲ五十トシマスレバ
殆ンド其ノ三分ノ一ニ當リマス此ノ久敷
ノ間多大ノ過失ナクシア今日ニ及ビマシ
タノハ誠ニ會員諸君ノ御同情ノ厚キ賜デ
アリマス既ニ故年來毎回辭職ヲ願ヒ出デ
マシタガ會ノ統治上又種々ノ事情ノ爲メ
ニ余義ナクサレテ今日ニ及ビマシタ譯デ
御座イマス此処ニ此ノ職ヲ去ルニ臨ンデ
一言ノ御挨拶ヲ申シマス更ニ將來本会ノ
発展ト各位ノ御健康ヲ祈リマス
副會長(重村)私モ副會長トシテ永ラク皆
サンノ御世話ニナリマシタ去ルニ望ンデ
一言御挨拶申上マス

正副会長ノ任満了ノ挨拶ノ了リタル時突

然

七番(宮原)ノ会長(中屋)ヲ呼ンデ
私ハ前回此ノ會計ニ當ル時ニモ實ニ身体
モ弱ヒシ此職ヲ取ル事ガ六ヶ敷イケレト
モ畢竟此ノ会ノ責任ニナツタ心持テ新ク
取リマシタ其レニ今又副会長ニ皆サン
カラ稱賛ニナリマシタガ是レハ迎モ私ノ
如キ者ノ出来得ル職デアリマセン其ノ上
健康モ許シマセンカラ諒レカ外ノ御方ニ
御譲リ下サイ私モ此ノ上責任ニナレマセ
ンドーカ私ヲアワレト想フテ他ニ宜敷ク
御決定ヲ願ヒマス

六番(井上)ノ会長(中屋)ヲ呼ンデ私ノ如
キ無暗短才ノ者ガ此職ニ就ク事ハ不可能
デアリマス但モ議場ノ整理知カ会長ノ事
務ハ全然取レマセンカラ此ノ会長ノ職ハ
御断リ致シマス
右八番(村田)ノ只今會長ハ御辞退ナリマシ

タガドーカ是迄モ医師会ニ於テ皆サンガ
御迷惑ナカラ職ヲ取ツテ御出ニナリマシ
タカラ御迷惑デハアリマシヨウガ御願ヒ
致シマス

會長(中屋)ノ只今御両名カラ御辞退ノ言ガ
アリマシタガ而君ニ是非御就任ヲ願ヒマ
ス私ガ会ヲ代表シテ一言御願ヒ致シマス
七番(宮原)六番(井上)ヨリ辞退スル旨
ヲ會長(中屋)ニ切リニアリシモ省略ス
拾貳番(吉田)ノ而君ニ就任セラレンユトヲ
勸告セラル

拾貳番(吉田)拾七番(重村)ト七番(宮
原)ト問答アリシモ略ス
會長(中屋)ヨリ六番(井上)ニ會長席ニ
着席ヲ迫リ中屋氏三番席ニ就ク
六番(井上)ノ會長席ニ着席ス
先刻モ申上マス通り無暗ノ私ガ此ノ任務
ヲ全フスル事ハ到底不可能デアリマスガ
併シ貴重ナル時間ヲ費スニ忍ビマセンカ

ラ今日ノ処文ヶ席ヲ汚シマス
六番(井上)ノ會長就任挨拶アリ
七番(宮原)ヨリ新任會計拾貳番(吉田)
ニ會計ノ引継キヲナス為メ退席セラル

會長(井上)ノ會員諸君ヨリ建議案ガアリマ
スレバ御提出ヲ願ヒマス外ニアリマセン
ケレバ只今出テ居リマス案ニ付テ御討議
ヲ願ヒマス

建議案

- 提出者 千葉文一
藤村理一
石丸文藏

是迄ノ議事録ニ於ケル議事條項採否ヲ一目
瞭然タル様ニセラレタク尚今更ノ議事録ニ
ハ毎冊末尾ニ並列記載サレタシ
右建議ス
會長(井上)書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム
拾四番(千葉)建議案ノ説明ヲナス(省署
馬場昇議ナク可決ス

會長(井上)ノ只今ノハ異議ナク可決致シマ
シタカラ次ノ建議案ニ移リマス

建議案

東部 医師会

一、小学校児童ノ自転車乗取縛方ヲ各小
学校ニ布達勸行セシムルコトヲ其筋ニ建
議スル事

理由 口紙

拾五番(石丸)建議案ノ説明ヲ致シマス
小学校児童ノ自転車ニ横乗スルノハ小兒
ノ体格ノ発達ニ妨害スルト想フ第一体格
ノ平均発達ヲ妨害スル故是レハ一應小学
校ヨリ中止スル様ニシタイモノデアルト
想フ故ニ建議シタ次第デアリマス
會長(井上)ノ只今御聞キノ通りデアリマス
三番(中屋)此建議案ハ部長ヨリ警察ニ云
フテ取締リシテ貰フ方が至當ト思ヒマス
拾五番(石丸)ニ一番(山本)ニ番(奥柴
)ヨリ反対説アル

十六番(莊)私ハ此位ノ事ハ体育上別ニ差

支ナカロート思ヒマス

拾七番(重村)私ハ軍人トシテ歩兵ハ軍隊

ノ主腦デアアル其主腦ニナル可者ガ足ノ練

習ハ最も必要ノ事ト思ヒマス故ニ無理ニ

自輓車ニ乗テナクとも宜敷カラト思ヒ

マス故ニ之レニ乗ル必要ヲ視マセヌ

一番(山本)只今拾七番説ハ一ヲ知ツテ十

ヲ知ラヌト云フ説ノ様ニ思ヒマス自輓車

ニ乗テ足ヲ使用スルコトガアリマス平時

デモ足ハ常ニ使用シテ居リマス故ニ私ハ

提出案ニ反対デアリマス

拾八番(村田)私ハ提出案ニ賛成シマス

会長(井上)論旨モ是レデ全ク終リタ様デ

アリマス

其レデハ決テ取ルコトニ致シマス

此ニ於テ起立ニ問フ……………

原案御賛成ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス

起立 五名

反対者 多数

反対者多数デアリマス故否決デアリマス

建議案

提出者 東部 医会

一 各村ニ於テ壯丁徴兵下検査ヲ前年度ヨ

リ施行シ検査成績ヲ良好ナラシムル様其

筋ニ建議スル事

理由

本郡ニ於ケル徴兵検査成績八年々向上シ

ツ、アルモ未ダ佳良ナリト云フヲ得ス

此際各村ニ於ケル徴兵下検査ヲ前年度ヨ

リ施行シ其実ヲ察クルハ緊要ナル一策ト

信ス之レ本案ヲ提出セシ理由ナリ

拾七番(重村)理由ノ通りデアリマスガ徴

兵検査ノ下検査ヲ其時ニテツテ施行スル

ヨリ前年ヨリシテ充分衛生思想ヲ適合者

ニ注入シテ病氣及傳染病ヲ予防スル事

ハ緊要ノ事ト想ヒマス私共ノ東部ハ皆賛

同ヲ得テ現ニ居村デハ施行シテ居リマス

一番(山本)十七番(重村)ニ問ヒマスガ

費用ノ点ガナイナラバ何年前デモヨロシ

イデアアリマセンカ

二番(桑葉)私モ一番説ノ通りデス

拾五番(石丸)一番(山本)サンニ問ヒマ

スガ其年ニスル検査ヲ既拾才ノ春ニ一回

シ既拾才ノ春ニ二回位ニシテハ如何ノ

モノデスカ回数施行スルト村ノ經費ニ兩

スル為メ原案ノ通りデ如何ノモノデス

拾九番(中島)只今ノ經費問題ハ僅カデモ

其ノ治療費ノ出所ハ何所ヨリ出ルカト云

フ事ニナリ又其レガ為メニ仕事ヲ休マナ

ケレバ十ヲ又ト云フ事ニナル故之レハ六

ヶ敷イト思ヒマス

拾五番(石丸)治療ノ經費ハ各村ニ於テ規

定アル筈ト思ヒマス

三番(中屋)只今ノ建議案ハ至極宜敷問題

デアリマスガ都医師会トシテ論シル問題

トシテハ小サ過ギル是レハ各町ヨリ當局

者ニ計リテ実行スルト云フ事ニシタガガ

宜シカロート想ヒマス

會長(井上)此問題ハ三番説ノ通り當局者

ト各自相計ル事ニシテハ如何ノモノデシ

ヨウ

三番説ニ賛成ノ聲起ル

會長(井上)此ノ建議案ハ其レデハ危言説

ノ通りニ致マス就テハ別ニ建議案モナシ

定期總會モ略ボ済シタ様ナ有様デスガ外

ニ例ニカアリマスカ

四番(和田)私ハ別ニ建議案ハナケレドモ

少シク希望ヲ述ベア見タヒト思ヒマス

兼品巡視ニ縣廳カラ來ル官吏ノ詰デアリ

マスガ其態度ノ尊大ノ事ハ實ニ凡テ医士

ニ質問スルニモ罪人カ何カニ質問スル様

テアル其ノ上ニ兼品ヲ見ルニモ乱暴デ言

判別難ク見ルニ少シノ曇リカアレバ直ニ

懲敗シア居ルト云フテ直ニ投棄サセル尚

其上ニ凡テ検査ガ不適當デアル様ニ思ヒ

マス

検査ノ時日ノ通知モナク不時ニ來テ乱暴極マル検査ヲ施行スル近來医業分業ノ説ガ出來テ醫師ヲ乱暴ニ取扱フ様ニ思ハレマス

医業分業ハ公論デアツテ今日ノ場合ハ未ダ早ヒハ円羽博士ノ醫師攻撃説アリシモ省署ノ故ニ私ノ希望ハ藥品巡視ハ何処迄モ公明正大ニスルコトヲ希望シテ居リマス

次ニ本郡医師会及医学会ノ經費徴収方ニ付キ説明アリシモ七番官署ヨリ該問題ニ付キテハ充分説明セル旨ノ説明アリシ爲メ中止ス

尙乘價表ヲ調製シア篇フ様ニ願ヒマス
会長(井上) 只今ノ乘價表調製ノ件ハ如何デアリマスカ
拾六番(莊) 此レハ各部ヲ製作シテハ如何デスカ

会長中屋君ニ記念品ヲ送リクイト思ヒマス

各席ヨリ篇成ノ声起ル

九番(皇平) 之レハ篇成デアリマスガ前例

ニ依リ会長ニ一任シテハ如何デスカ

会長(井上) 其レハヨロシイデスカ額ハ如何程デスカ

各席ヨリ種々説アリ茲ニ拾圓ニ決ス

会長(井上) 私ガ勝手取計フ事ニ決シマシ

タ

会長(井上) 明年度会議ノ場所ノ擇定ヲ計

リマス

拾三番(藤村) 何レニシテモ郡役所ノ所在

地デナケレバ困難ノ事情モアルニ依リ開

会地ハ郡役所々在地トシテハ如何デスカ

尙場異議ナク郡役所々在地ニ決ス

会長(井上) 其レデハ長府町ニ開会スル事

ニ決シマス

四番(和田) 此レハ各部ヲ製スレバ各部隨

意ニシテハ如何デスカ

会長(井上) 各部ヲ調製スルコトニ致シマ

シヨウシカシ郡医師会ノ規定ハ変更セヌ

様ニシテ調製スルコトニ致シマシヨウ

拾番(若) 診断室ノ検査ヲ巡査ガ見ニ來ル

事ガアリマススカ私ハ見セタ事ガアリマス

之レハ如何モノデスカ此ノ診断室ノ検査

ニ就キ御教示ガ願ヒタイモノデアリマス

三番(中屋) 之レハ警察ヲ調べテ會長ヨリ

報告シア篇フテハ如何デスカ

会長(井上) 之レハ私が調べテ報告スルコ

トニ致シマシヨウ

会長(井上) 少シク會議ヲ受スル件アリマ

スカラ會議ノ都合上三番(中屋) サンニ

退席ヲ願ヒタイモノデス

三番(中屋) 退席ス

會長(井上) 皆サン前々會長松岡氏退席ノ

際記念品ヲ送リマシタガ例ニヨリ今回前

三番(中屋) 衛生講話ハ必要ヲ認ムルニ依

リ引続キ施行スル事ニ致シマス

次ニ會則第三十一條ノ内ニ汽車ハニ等額

ニシ其他ハ従前ノ通りニスル事ヲ議決ス

會長(井上) 最早ヤ議題モ議了ラ吉ケマシ

タ就テハ之レデ閉会イタシマア

茲ニ於テ會長閉会ヲ宣ス(五時廿分)

豊浦郡医師會議事録

大正七年四月二十四日豊浦郡医師会ヲ豊浦

郡役所議事堂ニ開會ス

出席者及席次左ノ如シ

- 一 番 井 上 衛
- 二 番 山 本 寛 亮
- 三 番 吉 田 謙 介
- 四 番 村 田 弘 三
- 五 番 今 城 巳 之 助
- 六 番 大 田 三 郎

七番	藤村	理一
八番	重村	正彬
九番	欠	席
拾番	中島	進
拾壹番	中島	進
拾貳番	又	席
拾參番	江藤	雄
拾肆番	重本	儀助
拾伍番	菅恒	男
拾陸番	千葉	文一
拾七番	宮原	直三
拾八番	莊直	又
拾九番	石丸	又
貳拾番	鹿野	珠史

新入会者 十一名
 其他会券トシテ別ニ報告スベキモノナシ
 終テ会長ハ今期ノ会同ニ就テハ昨年会議
 ノ結果四月十日前後トアリシモ郡ニ於テ
 学校医ノ集会アレバ成ルベク引續テナス
 コトラ希望シ郡ニ交渉ノ結果十五日ニ開
 会ヲ確メシモ其後郡ヨリ度々変更アリシ
 爲メ再三再四期日ノ変更ヲ見ルニ至リシ
 ハ諸君ニ於テ定メシ御迷惑アリシ事ト考
 フルモ前陳ノ次第ニ付不惡御了承アラン
 事ヲトノ挨拶アリ

會計報告
 収入ノ部
 百參拾壹圓五拾六錢八厘
 前年度繰越金
 貳百五拾六圓八拾錢
 大正六年度縣郡医師會費
 其他收入金
 計參百八拾八圓參拾六錢八厘

支出ノ部
 參百五拾貳圓七拾七錢五厘
 大正六年度縣郡医師會費
 其他諸費
 差引殘金 參拾五圓五拾九錢參厘
 詳細ハ大正六年議事録會計報告ニ明記シア
 リ

右報告終ルヤ
 七番(藤村) 昨午宮原君ノ報告ニ收入ノ部
 百參拾壹圓五拾六錢八厘ハ活字ノ誤植ナ
 ルベキ旨報告アリシ即チ前手續越金ハ百
 參拾六圓八拾四錢八厘ニシテ今日ノ報告
 トハ五圓貳拾八錢ノ差アリ依テ差引殘金
 ハ四拾圓八拾七錢參厘トナルベシ
 三番(吉田) 只今ノ通り御訂正アランコト
 ヲ
 七番(藤村) 昨午ノ宿題トナリ居リシ診療
 症ノ結果ヲ報告アリタン
 議長(井上) 全ク失念セリ

八番(藤村) カード式レセフトヲ使用スル
 モノアリ差支ナキヤ
 議長(井上) 差支ナシ
 十一番(中島) レセフトノ上ニ病名ヲ記入
 セバ可ナリ即チ病氣ノ度々連続シテ併發
 スル場合等病名ヲ付ケキアレザル場合ア
 レバ只説明スルヨリ外ナカルベシ
 而シテレセフトノ下ニ枚數數(何日分)
 ヲ記シ其処方ヲ何日間與ヘシカヲ知ルニ
 足り且又一寸調ブルニ際シ必要ナルベシ
 三番(吉田) シンノ希望アリ昨年ノ議事録
 ハアラザルモ兼司ニ診察料其他ノ規定ヲ
 賄付スルハ從來郡医師會ノ名ヲ以テセリ
 然ルニ各自ノ自由ニ料金ヲ規定シ賄付ス
 ルモノアリ此等ハ各部會ニ於テモ区々ト
 セズ統一シタルモノヲ賄付スルヲ宜シト
 ス
 議長(井上) 各部ノ經費ノ負担ニヨリナス
 コトナレバ

十八番(千葉)各都府ニ於テ定メアル規定ナレバ全体ニ貼ルヲ宜シトス経費ハ実費ニテ差支ナシ

十八番(庄)部分ニセザレバ生活ノ程度異ル地アリ即チ馬肉ハ就拾銭乃至拾銭処ニヨレバ参考拾五銭ノ処モアリ長府ノ如キハ之等ニ抵觸セザル様ニセバ宜シ

尚長府ハ別個ニ作りアリ即チ阿比留部ニテモ長府、安南、小月若其趣ヲ異ニセルニヨリ一定説ハ六ヶ敷ナルベシ長府ハ長府ニテ医師ガ定メアリ

二十番(鹿沼)部分的ニ各自ノ勝手ニ扱フモノトセバ今日ノ郡医師会ヲ設置スルノ必要ナキモノト認ム

十六番(千葉)莊内ノ云ハレタル如ク部分ニ一定セル者ハ別個差支ナカルベシ

十七番(宮原)一定ニナスカナザザルカ又ハ各都府ノ自由ニ任スカ

議長(井上)郡医師会ニ於テ兼酒ハ既ニ決

定シアリ又更ニ之ヲ造ルガ如クンバ其紙等ハ如何スベキカ

三番(吉田)東西南北皆一定ニセラレン事ヲ望ム

十一番(中島)規定以上ノモノハ其地方ノ状況ニヨリ貼付セザルモヨキガ如シ

十六番(千葉)然ラバ現令ノ規定ハ貼ルモ貼ラザルモヨキモノナルヤ

議長(井上)別ニ差支ナキモノト認ム

十六番(千葉)但シ貼ルトセバ以前陳ベラレタル南部地方ヲ除外トシ其余ハ各自ノ自由ニセバ如何

議長(井上)ソレデハ南部ヲ除キ一徹ニ貼ルコト、セン但シ便宜上ニ貼ルモノナレバ規定以上ノモノヲ貼ルモ郡医師会ニ関係ナケレバ差支ナカルベシ此際新ニ印刷ニ付シ新調セバ如何

三番(吉田)葛成従前ノ分ハ既ニ汚損シアラヲ以テ此際新調スルコトヲ望ム

向新規加入者モアルコトナレバ尚更新ニ印刷スルノ要アルベシ

議長(井上)然ラバ印刷スルコト、ス就テハ朗読シマス

薬 價

- 一、水散丸薬 一日分 金拾五銭以上
- 二、頓服薬 一回分 金 八銭以上
- 三、急喉薬及電法料 一劑 金拾五銭以上 (一劑三百瓦)
- 四、塗布薬 一劑 金拾五銭以上 但一劑ヲ五瓦乃至拾瓦トス
- 五、点眼薬 一劑 金拾五銭以上 但一劑ヲ五乃至拾瓦トス
- 六、膏 藥 一劑 金 七銭以上 但一劑ヲ五乃至十瓦トス
- 七、皮下注射、電氣療法、吸入、灌腸、膀胱、尿道洗滌 金貳拾銭以上
- 八、血橋注射手術料 一回 金六拾銭以上

九、高価薬ハ此限ニ在ラズ

十、檢査料 金參拾五銭以上

十一、前記以外ノ手術料ハ其難易ニ依リ各自ノ所定ニ任ズ

以上ノ通りニテ別ニ変更ヲ要セザルヤ異議ナシ

ソレデハ造ルコト、ナス約二十枚位ハ予備トシテ印刷ス

右終テ左ノ案ヲ提出スルモノアリ

- 頓服薬 八銭ヲ拾銭ニ改正
- 膏 藥 七銭ヲ拾銭ニ改正
- 七番(藤村)頓服薬拾銭ニ葛成スルモ膏薬ハ現狀維持ヲ望ム
- 議長(井上)然ラバ頓服薬ヲ拾銭ニ膏薬ハ従前ノ通ニテ七銭トス
- 七番(藤村)皮下注射、電氣療法ノ値上ヲ望ム殊ニ之ハ五年四月ノ改正ナレバ物價騰貴ノ今日値上ヲ至當トス
- 議長(井上)貳拾銭以上ト記シアレバ大ニ

テ宜カルベシ

十六番(千葉) 往診料一里以上トアルラ省
署シテハ如何美禰郡ニテハ半里半里トナ
リテ別ニ里数ヲ示サズ示サザルガ都合好
ヤカノ如シ

議長(井上) 都合惡シトセバ省略セン

十番(中島) 里数ヲ示サザルニキハ患者ニ
致リ往診料計算ノ場合主治医ノ算出ノ根
據ニ困ルコトアルベシ省署セザルヲヨシ
トス若シ省署スルトセバ其根據ハ何ニヨ
ルカ

十一番(中島) 里数ハ省署セザルヲ望ム

議長(井上) 従前ノ通りトス

十八番(莊) 従前ノ通りヲ希望スルアマリ
障ラザルヲ宜シトス

議長(井上) 其通りトス

七番(藤村) 四十一年四月ノ決議ナリシガ
莊氏外五名ノ提出セル公衆衛生ノ場合ノ
診察料ノ決議シアリキニ此際尙在細數明

ニシテハ如何

議長(井上) 此善ノ事ニ付テハ別ニ引續書
ナシ一如不明ナリ
十九番(石丸) 別ニ議案ナキヤ
議長(井上) 議案アリ朗読ス

建 議 案

医師会々則第十七條修正ノ件

第十七條 定期總會ハ毎年四月第二日曜
日トシ臨時總會及役員會ヲ必要ニ應ジ會
頭之レヲ開ク
但シ非常事故出來ノ爲ニ会日ヲ變更ス
ルトキハ十日前ニ会頭ヨリ通知ス

提出者 中 島 鐵
藤 成 者 山 本 眞 亮
重 本 儀 助
中 島 進

皇 村 正 彬
鹿 江 琢 史

十一番(中島) 提案者ハ小生ナリ宜シク御

編成アラシキヲ望ム

四番(村田) 賛成

十八番(莊) 別紙訂正スルニ不及事ト思フ
内規ニテ会頭ノ都合ニヨリテ加記セバ如
何

十一番(中島) 所ガ追々ト事勢ハ繁雜トナ
リ殊ニ本年ハ三回迄モ期日ヲ變更セリ私
善在郡ニ在リテハ四五日ヲ是非差繰ラザ
ル可ラス此善ノ場合ニ於テ甚ダ困ルコト
アリ今回ノ如キハ枚医ノ集會ニ引續キテ
開會スルモノナレバ大ニ諒トナスモ元來
医師會ヲ一定シ之ニ附從シテ集會ヲナス
トセバ如何殊ニ第一日曜日ヲ選定シタル
ハ桜花モ開キ時節モ至登宜キ事ト思フ何
卒御賛成ヲ求ム

十八番(莊) 決議案トシアハ如何

議長(井上) 内規トシテ決議トナス然シ但
シ書トシテハ如何ナルカ
十九番(石丸) 日曜日トナセバ殊更主仕者

並ニ郡長善ノ不在ヲ如何ニスベキヤ

議長(井上) 其点モアリ

十六番(千葉) 印刷ニハ会頭ヲ建記セラレ
ン事ヲ望ム

議長(井上) 建記スルコト、ナス

八番(重村) ニケ月以内ニ配布方ヲ望ム程
費ヲ厭ハズ

十八番(莊) 御相談シタキ事アリ南部ハ集
合スル時期少クシテ其集會ニ全員ヲ集ム
ルコト甚ダ六ヶ敷シ各位ハ集會ノ方法ト
シア御意見ナキヤ論メニ一面議ナキモノ
サハアル事アリ

二番(山本) 一審六ヶ敷イ処ハ彦島ハ彦島
長府ハ長府トシテ代議員ヲ選出スルコト
トセバ如何ナリヤ是非其規則ヲ造リ其レ
ヲ実行スルヨリ外ナカルベシ

十八番(莊) 規則ヲ造ルモ罷奪スルノ術ナ
ケレバ又之レガ実行難カルベシ
八番(重村) 集會ハ郡医師會ノ振興ニモ大

ナル關係アルベシ少クトモ三ツニ分ル、
モ年一回ノ会合ナリトモ会合シテ御互ニ
詰ヲナスノ如キハ実行シ度キ事ナリ
署長（井上）豊浦警察署長ノ來場ニ就テハ
差圖ナキヤ

午前十一時警察署長（井田虎松君）來場左
ノ挨拶ヲナセリ
未ダ諸君ニハ御目ニ當ラザル御方モアリ
又御目ニ當リシ御方モアラン 此ハ本年
二月初旬当地ノ署長トシテ着任セリ今後
ハ公私共色々御世話ニナル事ト思フ將來
宜シク

署長（井上）先刻七番サンデシタカ御尋ネ
アリシ診療送ノ検査ニ就テ幸ヒ署長ノ來
臨アリ御尋ネニナリテハ如何ヤ
七番（藤村）診療送ノ検査ニ就テ警察官隨
袖ノ場合ハ如何ナル程度迄讀ベラル、モ
ノナリヤ
署長（井田）之レハ藥品巡視官ニヨリテ起

ル問題ニシテ警察官ヨリスル場合少ナキ
が如シ
七番（藤村）巡視官トシテ來場アリテ其用
向ヲ問ヘバ唯職權ヲ以テ検査スルトテ其
要領ヲ得ザリシコトアリ

署長（井田）其程度ニ就テハ即答スル事ハ
困難ナリ此等ノ事ハ巡視官ニ於テ委細シ
前仕地ニテハ傳染病予防上ノ問題等特別
ノ場合ヲ除キテハ屢々調査セザルノ方針
ヲ取り來リシモ就職日尚淺ク未ダ此等ノ
事ニ就テハ状況ニ暗キヲ遺憾トス
七番（藤村）犯罪ノ構成及醫師トシテ本守
ルベキ者ノ事ヲ守ラザルカ何ガ其程度ノ
明ナラザル場合ニテハ提出スルニ困ル事
アリ即チ患者ノ姓名ヲ見ルニ止マルモノ
ナレバ索引送ニテ明ナルベシトテ之ヲ断
リスレトモ他ノ医院ニテハ絶対ニ見ザル
ヲ得ズトテ之ヲ見タルコトアリ其点ニ就
テ巡視官トノ意思及感情ノ衝突ナルガ如

事ナル事至難ナリ内容ヲ探索スル場合ニ
行ヒ又ハ何か不可解ノ事アル場合ニナス
事モアリ其程度ハ答ナルニ難シ
七番（藤村）警察官ノ診療送検査ヲ請求ス
ルハ如何ナル規定ニヨリテ行フモノナリ
ヤ
署長（井田）権能アルア否ヤノ問題ナリヤ
三番（吉田）傳染病ノ傳染、犯罪ノ嫌疑等
ノ外ナカルベシ
七番（藤村）目的明ナラザルモ是非見セザ
ル可ラザルモノナリヤ
署長（井田）探索ノ実地問題ニシテ法律ノ
命令ニ依ルニアラザレバナス事ヲ得ザル
モノナレバ的確ナル答ヲナス事能ハズ
十七番（宮原）御参考迄ニ御話致シマス昨
年芝罘口ニ警官來リ診療送ヲ見セロトア
リ先ツ座敷へ上ランコトヲ促セドモ而モ
患者ノ來レル其處ニアリテ立ナド下ラニ三
枚線リテ飯宅セラレシコトアリ是等ハ患

シ犯罪ノ探査上必要ナルモノナルカ其意
見ヲ斷クコトハ此理ナル事ナルベシ即チ
感情問題ノ起ラザル前ニ於テ充分ノ責任
事件ノ内容ヲ聞カザルニ於テハ見セル訳
ニモ行カズ其秘密ヲ漏ス可ラザル点ニ於
テ然レバナリ
署長（井田）的確ニ答辨ヲ求メントセバ医
師会ノ方ヨリ其師ニ問合ナリテハ如何ナ
ルヤ
七番（藤村）巡視官ノ巡回ノトキ尅ルモノ
ヲシ向ニ始末書ヲ取テタル、事モアリ又整
理方法ヲ望ム場合モアリ様式ノ異ナルモ
ノモアリ其程度ヲ統一ナスコトモ便利
トス
署長（井田）即答シ難シ団体ヨリ節問シテ
統一ヲ図ラレバヨカラシ
七番（藤村）普通如何ナル場合ニ行フベキ
モノナルヤ
署長（井田）千差万別ニシテ之レガ標準ヲ

事ナル事至難ナリ内容ヲ探索スル場合ニ
行ヒ又ハ何か不可解ノ事アル場合ニナス
事モアリ其程度ハ答ナルニ難シ
七番（藤村）警察官ノ診療送検査ヲ請求ス
ルハ如何ナル規定ニヨリテ行フモノナリ
ヤ
署長（井田）権能アルア否ヤノ問題ナリヤ
三番（吉田）傳染病ノ傳染、犯罪ノ嫌疑等
ノ外ナカルベシ
七番（藤村）目的明ナラザルモ是非見セザ
ル可ラザルモノナリヤ
署長（井田）探索ノ実地問題ニシテ法律ノ
命令ニ依ルニアラザレバナス事ヲ得ザル
モノナレバ的確ナル答ヲナス事能ハズ
十七番（宮原）御参考迄ニ御話致シマス昨
年芝罘口ニ警官來リ診療送ヲ見セロトア
リ先ツ座敷へ上ランコトヲ促セドモ而モ
患者ノ來レル其處ニアリテ立ナド下ラニ三
枚線リテ飯宅セラレシコトアリ是等ハ患

若ノ目前ニナストカ又度ニアリテ被隠スル如キハ不都合ナルベシ此等ノ場合ニ於テ一寸拒ムベキ事ヲ辨ルヤ否ヤ

署長(井田) 巡査ノ行動機ナラザル如シ部下ニ付來ヲ戒メ置クコト、セン

十八番(庄) 実例アリ兒ルコトヲ拒ミタリ署長ノ命令ヲ求ムト然シ其ノ保トナリ警官ハ退去セラレタル事アリ

二番(山本) 右ハ正當ナリヤ

署長(井田) 巡査ニ對シ見セル必要ナルベシ

七番(藤村) 姓名年令癩去完全ナレバヨキモノナレトモヨク間違フ事多シ例ヘバ慢性癩毒症ハ腎臟ニ來リタル場合現今ノ学理ニ於テハ尿毒症ニ於テ癩毒ハ心臓ニ影響スルガ如キ永キ期間ニハ各種ノ変遷アリテ千産万別其処方與ル事アリテ病名ヲ落スコトモアリ此等ノ場合其記載方如何程度ノ程度ニ記入ヲナスベキモノナリヤ

署長(井田) 御願シ度キ事ハ巡査ニ時々診察ヲ見セニ遣ルトナハヨク其趣旨ヲ明ニスベシ今迄斯ル質問ヲ受ケンコトナシ今日始メテ聞クコトナレバ將來ハ充分注意シ衛生殊ニ防疫上ニ就テハ意思ノ疏通ヲ図リ周到ナル様ニ勉メ今後ハ從來ノコトヲ一掃シ益々意思ノ疏通ヲ図リ共ニ国家ノ為メニ尽サレン事ヲ望ム次第ナリ

七番(藤村) 十七番サンノ話サレタル如キ事ノ内容セザル事ヲ望ム

署長(井田) 何レノ仕地ニ於テモ話ス事ナレトモ医師ハ皆高等ナル学府ヲ出デテ業務ニ就キアルモノナレバ苟モ相當ノ学識談論ヲ保有セラルレバ殊ニ常識充達シ殊ニ智識階級ニ於テモ上流紳士ノ内ニアルモノナレバ檢査スルニモ其心シテナスベキモノナレバ注意シ來レリ付來ハ誤解ノナキ様ニ共ニ意思ノ疏通ヲナシ度キ事ヲ望ム

三番(吉田) レゾラハ傳染病ナリ如何ノ取扱ヲナスヤ

署長(井田) 就密ニ取扱ヘリ医館ノ届出ヲ以テ警察ニ於テ相當ノ注意ヲナセリ

三番(吉田) 公共ノ場所ニ出デ得ルヤ

署長(井田) 出デ得ザルモノナリ

三番(吉田) 随分出場スル者アリ傳染病ナレバ被密ニ取調ベラナン充分取締リテハ如何

署長(井田) 大凡醫師ニ注意シテ其届出ヲ俟ツテ相當取締ルニアリ

三番(吉田) 井尻神社等ニ隨分此患者ヲ見受クコトアリ此等ニ對シテ相當ノ取締ヲナシタルヤ如何

署長(井田) 取締志ハアルモ何分共救済キ事トテ收容力ノ制限アリテ態々收容スル迄ニ至ラズ先ヅ回家ノ設備不完全トモ云ハザルヲ得ズ

十四番(壺中) 彦島ニテ五場ニレゾラ患者

アリテ其患者ハ定ノ費ニレゾラアリ先ヅ本人ヲシテ小倉記念病院ニテ診斷ナサシメシモ既ニレゾラト診定セラレタレバ島メニ五場ハ届出ヲ了シ大消毒ヲ施行シタルモ本人ハ別ニ歩行ヲ妨グルノ程度ニモアラザレバ自由ニ郊外ノ散歩場所ヲ歩歩シ奥ニ危險至極ナリ然レトモ是等ハ保護者ノ取締ヨリ外ニ手段方去ナシ重大ナル問題ナレバ警察ヲ始メ收容所ニ送り度キコトナリ警察ニハ届出シアルモ有耶無耶ニ差リ居レリ而シテ此事件ハ昨年八月以來ノ出來事ニシテ第一危險ニ感ズルハ湯屋ニ入浴ノ場合ナリ

八番(壺中) 癩病取締法ニ就テ建議案ヲ求ム

十八番(庄) 或時船中ニ於テ片眼ヲ大ヒ癩病ノ甚シキ慘狀ヲ至シ居ルヲ見タルコトアリ

署長(井田) 去令ハ扶養義務官廳ノ指

示スル予防其他ニ南シ従ハザルモノハ相
當ノ制裁スベキ規定アリ

二番(山本) 居村ノ医師ハ警察ニ内通シ以
テ痲病患者ノ公認ノ席弄ニ出場セザル様
警察医ノ來診ヲ求ムル事必要ナリ然レト
モ場合ニ於テ患者ノ之ヲ拒ミタルトキハ
一問題ヲ惹起スベシ

議長(井上) 警察ニ於テハ三素官業者即チ
理髮、宿屋、飲食店ニ就テハ相當ノ健康
診断ヲナシアレトモ車夫ニ就テハ之ヲ弄ノ
事トシ即チ車夫ニシテ視力ノ減退セルモ
ノ体格不良ニシテ業者ヲシテ危險ニ思ハ
シムルモノ弄アリ是等ハ相當ノ身体検査
ヲナシテ健康診断書ヲ徴シテ車夫ヲ命ズ
ルコトハ出來ザルカ

署長(井田) 取締規則ニハ体力ノ衰弱ナル
モノハ營業セシメサルノ條項アリ將來注
意スベシ

三番(吉田) レプラ取締方ニ關シ縣当局へ

建議セラレン事ヲ望ム

議長(井上) 建議スルコト、セン
七番(藤村) 夜間乗車シテ島目ノ為ニ大ニ
困リタルコトアリ

署長(井田) 將來ハ充分取締ルコト、セン
四番(村田) 希望アリ郡長、署長ノ訓示ア
ランコトヲ

郡長(横山兼輔君)

昨日学校醫ノ集會ヲ開催シテ協議セル事
項アリ即チ尤モ日下重大視サル、彼ノト
ラホーム予防並治療法ナリ就中核直ニ適
シタル方法ト思ヒシハ兒童ヲシテ日々治
療スルハ困難ナレバ重症、中症、輕症ノ
三ツニ区分シ重症ノ者ハ一時学校ヲ中止
シ其他ハ應急手段トシテ点眼シ暑中休暇
ヲ利用シテ全部兒童ノ治療ヲ施スノ意見
ナリ患者ノ治療ヲ避クル場合ニ於テハヨ
キ方法ナリト思料ス之レニ就テ御意見ナ
キヤ

四番(村田) トラホームニ就テハヨキ方志

ヲ講ジタルモ中々実行六ヶ敷クシテ村ノ
契約トシテ履行スル場合ニテモ尙メ二日
三日ハ患者ノ來ルコトアルモ遂ニ來ラザ
ルニ至ル又彼ノ壯丁ノトラホームモ前同
様ナリ況ヤ小学兒童ニ於テラヤ

二番(山本高亮君) 昨日学校医集會ノ時話
アリシ通り茲三年五年十年之レヲ模倣ス
ルコトハ六ヶ敷事ナリ各町村長ト協議シ
村ナリ町ナリ一徹ノ患者ニ就テ治療セラ
ム事ヲ望ム

郡長(横山) トラホーム治療ニ就テハ学校
医ハ勿論開業医諸君ニ於テモ充分同情ニ
且ツ盡力セラレン事ヲ望ム

十三番(江藤) 吉見ハ百貳拾五圓ヲ小学校
兒童ノトラホーム治療トシテ村ノ予算
ニ計上シ予算超過シタルトキハ一回ノ治
療ヲ参観トシ七八年継続セリ其成績良好
ナルガ如シ尤モ今年ハ予算ヲ五拾圓ニ減

タセリ

郡長(横山) トラホーム治療ニ就テハ可成
安価ニ治療スル様訓示アレバ諸君ニ於
テモ充分此意ヲ体セラレタシ

十番(中島) 兒童ノ治療ハ学校教員ノ引率
スルニ非ザレバ患者日々減少セン
郡長(横山) 治療ニ感念ノナキ島メ面倒ガ
ル者アリテ暑中休暇ニ治療スルトセバ教
員ハ大部分飯着中ニ在ルベシ御迷惑ナガ
ラ大々的、義務的ニ安価ニセラレンコト
ヲ希望ス統一ヲ図ル島メニ料金ヲ一定シ
タル所モアリ父兄談話會其他各合アル場
合ニ於テトラホームノ治療ヲ總ルベカラ
ザル様ノ講話ヲナス所モアリ

十一番(中島) 兒童ノ治療料金ニ付テハ村
ノ費用ヲ以テ藥品ヲ調合シ点眼セシム
而シテ父兄ニトラホームアルモノハ兒童
ニ必ズ傳染シタリ依テ一度治療シタル兒
童モ家庭ニアリテ傳染ヲナスヲ以テ家庭

ノ患者ヨリシテ治癒セザレバズガ根本的
撲滅ハ至難ナルベシ兒童モ父兄ト混同ス
ル場合ヲロセント昂上セル并ノ奥証モア
レバ治癒上亦日數ヲ要シ其実行成績中ニ
具体的ニ現ル、コト六ヶ敷カレベシ
七畝(藤村)トラホーム治癒上ノ經費ハ茂
何ナリヤ

郡長(横山)救済會當ヲ見ルニ六圓ヲ最下
級ニ參拾圓ヲ最大額トナス予算ニ計上ス
ルモノニテハ五拾圓ヲ最高ニ五ヶ村アリ
然シテ患者ハ治癒スルコトヲ豫感シ尚又
父兄ハ生活難ニ追ハル、ノ状態ニシテ之
レガ撲滅ハ期セザルモ蔓延迄ハ防止シタ
キ事ナリ善仕後何善カノ施設方法ヲ講ズ
ル意氣込ナリ唯希望ハ村トテモ各種方面
ノ事業施設アリテ經費多端ノ際ナレバ費
用ヲ多ク費消セズシテ可ナリノ成績ヲ挙
ゲタキ希望ナリ換言スレバ治癒費ヲ輕減
シテ撲滅ニ近カラシム事ヲ望ム次第ナリ

十九番(石丸)トラホーム撲滅策トシテ個
人個人ニ四レコトハ成立セズ宜シク宿題
トセラレン事ヲ勸諭トス
議長(井上)來年開期迄宿題トス
十三番(江藤)鴨チヂス豫防持種ニ就テ
ワクチン」ヲ澤山所持セリ施行ノ御方ニ
ハ当方ノ分ヲ使用セラルトキハ至極仕
合ハスコトアリ(約ニ千人位北里研究所
ノ分)

八畝(重村正彬君)欠滞者ヲ如何スルヤ届
書アリヤ
議長(井上)無届欠滞者ハ中屋君ノ(眞
朱君)ハ電報到來シアリ)別ニ御話ハナキ
ヤ然ラバ是レ一テ開会トス時ニ午後〇時
三十分

大正七年豊浦郡医師会々員

東部

- 藤村 理一 千葉 文一 石丸 又藏
- 吉村 三郎 橋田 俊介 藤井 保吉
- 山崎 敏一 來島四太郎 町野 玄龍
- 河崎 謙次 井上 尚哉 吉村竹五郎
- 重村 正彬 蒲生 藏六 今城巳之助
- 石田 芳亮
- 出雲 仁鼻 勉造 佐々木辰美
- 井上 衛 吉岡森太郎 木村 健一
- 江本時太郎 影山 三次 西村 源治
- 相違 時磨 村田 弘三 吉田 謙介
- 清水 宗介 行延 利助 三井 立康
- 三井 盛久 龜田 六郎 広藤 祐益
- 江藤 徹雄 黒川 清道 石井經三郎
- 大田 三郎 下田 万里 今藤 佐一
- 藤田 一郎 田辺 健助 山岡 州介
- 南 部
- 莊直 紘 田村 八郎 池田 久二
- 重本 俊助 中屋 敏夫 掛井 林雄

- 國保 二 南部 友世 木村 茂雄
- 宮川 考二 濹原 魯逸 宮原 慎藏
- 菅 恒 男 善多 軍平 藤永 正一
- 田坂 新三 福原 龜司 福田 貞世
- 尾畑 乙藏 永 島 寛 安村 辨介
- 武部 守一 林 官 介 藤村 虎雄
- 石田 吉次 掛井 逸郎 後藤 功
- 内藤 漁珠 織田 秀男
- 北 部
- 中島 權 鐘崎 孝一 鹿江 琢史
- 福永儀之助 中島 進 武永 栄助
- 津田 太一 眞柴清兵衛 石津 唯助
- 和田 文 上野 壽 山本 藤亮
- 西嶋 壘平 小林 眞正 竹田政太郎
- 秋枝 幸藏

豊浦郡医師会議事録

大正八年四月十三日豊浦郡役所議事堂
午前九時四十五分開会本日ノ議事順ハ例ニ
ヨリ抽籤ノ結果ハ左ノ通り

- 一 番 石丸又藏
- 二 番 今城巳之助
- 三 番 中島 崙
- 四 番 大田三郎
- 五 番 山本算亮
- 六 番 蒲生蔵六
- 七 番 継 保
- 八 番 藤村理一
- 九 番 宮原修三
- 十 番 池田會逸
- 十一番 鹿工琢史
- 十二番 沢
- 十三番 田村八郎
- 十四番 千葉文一

- 十五番 福永徹之助
- 十六番 吉田謙介
- 十七番 江藤徹雄
- 十八番 缺
- 十九番 恒遠時鷹
- 二十番 缺

一二六

茲ニ於テ会長井上衛君ハ昨年度ニ於ケル会
勢ノ報告ヲ十ノ即チ左ノ如シ
一 現在会員八十八名外ニ郡内出張者二名
ヲ合シ九十名
二 昨年中ニ入会セシモノハ名退会四名死
亡者三名之レガ内訳ヲナセバ入会者(西
部一名田辺享治) (北部二名矢田房雄
鈴木勝太郎) (南部四名大倉政五郎、
五十嵐香、高田寛一郎、柏村保) (東
部一名斎藤源二郎)ニシテ
死亡者ハ(西部一名吉岡森太郎) (北部
一名小林眞世) (南部一名掛井逸郎)
退会者ハ(北部鎌崎考一君繼新君、南部

千代延平吉君) (東部兒玉琢造君)

出征者現在三名即チ(西部清水京介君、
南部石田吉次君) (東部重村正彬君)ア
リ

昨年十二月十五日小郡農学校ニ於テ山口縣
医師会開催ニ付キ代議員トシテ千葉君、重
本君、松田君ト小生ト都合四名出席セリ議
事ノ概況ハ其當時配布セシ議事録ニ付テ御
承知セラレタシ依テ此席ニテハ省略致シマ
ス

本年三月十日村縣医師会長ヨリ郡医師会長
ニ宛テ大日本医師会ニ基本金造成ノ計画ア
リテ一人会費危困トシテ本年六月廿日迄ニ
出金方ヲ申ズリアリ尚簡易生命保険嘱託医
ニ就テハ是迄個人間ノ契約ナリシガ大日本
医師会ニ於テハ役員ヲ設ケ通信省ト交渉結
果左ノ通りトナレリ

一 大日本医師会所属医師会々員ハ一被ニ
通信省簡易生命保険被保険者ノ診療ヲ引

受クル事

一 従テ從來ノ通信省簡易生命保険嘱託医
ハ自然ニ消滅シタルモノト見做ス事
二 診療費弄ハ医師会規定ノ許ス範圍ニ於
テ可成軽減スル事但シ相当ノ資産アルモ
ノニ就テハ此限りニアラズ
三 受診者ハ被保険者本人ニ限り受診ノ場
合ニハ保険證書ヲ提示シ且ツ菓餌等ハ凡
テ現金支拂ノコト
尚此事ニ就テハ屬島郵便局長ヨリモ大体協
議済ノ事ナレバ充分ノ援助ヲ與ヘラレタキ
旨申來レリ
ムヤ
議長(井上)家族ヲ含マス單ニ被保険者ノ
ミ山口縣警察共済会ヨリ部員ニ對シテハ
菓餌ヲ代償セラレンコトヲ協議セラレタ
ルニヨリ小生善代議員ニテ一日分金十銭
ノ事ヲ回答シアリ但シ本件ニ関シテハ後

一二七

刺署長モ来臨ノ客ニ付其上ニテ毎シヤコ
トヲ御禮取アラン事ヲ

三番(中島)警察部員トハ家族ヲ含ムヤ

七番(井上)家族ヲ含ム

七番(継)警察官ニ対シ茶儀ヲ低減スルニ
ハ何カ何分ノ方志ナキヤ

議長(井上)是迄警察官ノ診療ニ就テハ色
々ノ迷惑ヲ掛ケラレタル向モアランガ今

彼ハ此等ノ憂ナク其費用ハ署又ハ分署ヨ
リ支拂ヲナスコトナレリ

九番(宮原)既ニ此等ハ協議シテ決定シテ
リヤ

議長(井上)県医師会ハ決定セラレタキ希
望アリシヲ以テ十数ト内定シアリ

会長副会長ノ任期ハニケ年ニシテ本日宛
モ了ノ事ナレバ改選セラレン事ヲ望ミ
マス

(五分間休憩)

開票立会者トシテ吉田謙介、石丸又藏ノ開

氏ヲ指命ス開票ノ結果ヲ議長報告ス即チ

岩四点 井上 八

貳点 吉田 謙介

壹点 宮原 修三

会長ハ井上御当選ス

次ニ副会長ノ投票ヲナス立会人ハ前ノ通り

ニテ開票ノ結果ヲ議長報告ス

拾参点 宮原 修三

貳点 吉田 謙介

貳点 雜 齋 香 虎

茲ニ於テ副会長ニハ宮原修三君当選ス

議長(井上)是迄ニケ年間空シク会長ノ職

ヲ兼シ何ノ為スコトナクンテ無為ニ経過

シ来レリ此上尚ニケ年間其職ニ在ルハ外

ニ事柄モアリ旁今回ハ併仕シ何トカ後任

者ヲ選バレンコトヲ切ニ希望致シマス

十番(雜齋)御迷惑ナガラ開票ノ結果御当

選ノ事ナレバ引続キ会長ヲ御引受アラン

事ヲ希望シマス諸君如何デス

回戦ト呼ブモノアリ

九番(宮原)前回モ御断リセシ通りナレバ

今回ハ是非共御断リ致シタシ何カ会長ニ

於テ御断ノ際ハ代理ヲシ事柄アルトキハ

又引受ケザル可カラズ又議場ノ整理ヨリ

ンテ事柄ノ整理等ハ到底基オノ小生ニハ

不適当ニケ年ハ短キ様ナルモ随分長

クシテ此間同等ナスナクンテ凡テ皆會

長ノ処ニテ処理セラレタルヲ亦繰返スハ

小生ノ衷心忍ビザレ前ナレバ是非共併仕

致シタシ

七番(徳保君)私ハ只今ノ宮原君ノ説ニハ

不同意ヲ称フルモノナリ何故ナレバ吾々

ハ前氏ヲ信託シテ選奉シクル事ナレバ專

仕ハ吾々一同ニ於テ引受クベキナリド

カ御引受ケアラン事ヲ

九番(宮原)備懐ノ至リナリ

議長(井上)併仕ニ就テハ彼是レト異議モ

アリ時間モ尙消スル事故今回文ケハ御受

ケニナリテハ如何デス

拍手ヲ以テ四名ハ文ヲ引受クルコトハナセ

リ

七番(継)本日ノ缺席者ハ届出アリヤ

議長(井上)車本儀助君ノ分ハ届出アリ池

田久ニ君ハ無届ナリ

十六番(吉田)村医ノ治療スベキ者ノ患者

ヲ他村ノ医師來リテ治療スルコトアリ其

時ハ村医ハ何ノ用モナシ村医ノ役目トシ

テ當然視ルベキ処置ハ如何スベキカ規約

ニヨレバ他村ノ医師來リテ患者ヲ勝手ニ

治療スルハ規約ヲ無視シタルモノナリ即

チ隔離所又ハ傳染病院ニ收容患者ハ村医

治療スルヲ至當トス若シ他ノ医師ニ診療

ヲ受クルヲ望ム時ハ主治医ノ承諾アレバ

行クモ妨ゲナシ實際患者ハ傳染病トシテ

入院スルヲ嫌フノ傾キアリ故ニ何トカシ

テ之ヲ避ケンコトニ努ムル阻アリテ醫師

ヲ換ユルトキハ偶々甲ハ傳染病ナリト云

ヒ乙ハ然ラズ疑似ニモアラズト診定スル
モノアリ此ノ時他村ノ醫師來リテ村医ニ
相談モセズ薬石ヲ投ズルトキハ規約ヲ破
リタル事歴然ナラン斯ノ如ク勝手ニ治療
スルモノナリヤ否ヤ諸君ノ高見ヲ聞カン
トシ茲ニ御伺シタル次第ナリ

五番(山本)署長ノ來臨アリテ此ノ話ヲナ
スハ色々ノ点ニ於テ風ノ悪キ事アリ護場
ノ整理上具体的ニ処分ヲ望ム

十六番(吉田)具体的ニ人ヲ等グルハ如何
ハシ隔離所ニ行キ勝手ニ治療スルハ郡当
局及警察ノ意向ヲ聞取リテハ如何キシキ
話ハ十七番ヨリアルベシ

九番(宮原)此ノ問題ハ徳義上ノ問題ニシ
テ郡長署長ノ耳ニスルハ好マシカラズ自
シク村ニテ御定リモアルナラン長府町ニ
テハ他ノ医師ニ診療ヲ頼ムモ妨ゲナシ
但シ此場合ニハ承諾ヲ得テナス御互聞ニ

テ御風儀モアルベシ絶対ニ出來ズト強制
スルハ好シカラズ御風儀ニヨリ各村ニテ
各自協議ノ上道ニ外レザラン事ヲ第五番
説ニ實施シマス

第十六番(吉田)其手続ヲシテヨキヤ否ヤ
不明ナリ村々ニテ治療シアル患者ヲ患者
ノ希望トテ枚算スルハ宜シカラズト思フ

二番(今城)傳染病患者ハ各自ニテ治療シ
或場合ニハ乙、或場合ニハ甲ト云フ風ニ
至極圓滿ニナシアリ私ハ殿居村ニ關係ア
リテ各自村医ナリ隔日ニ往診ス尤モ重症
ノ場合ニハ二人ニテ診療ス

十七番(江藤)只今ニ番説ノ如クンバ至極
都合ヨキモ私ノ村ハ然ラズ事案ヲ等グレ
バ心中取入リタル事ナレドモ実ハ昨年十
二月二十三日下關檢事局ニ召喚サレタリ
事ノ起リハ九月九日私ノ村ニテ子ブス患者
発生シ其隣リニ患者アリ收容ス其症候任
シク依テ手続ヲナサザルベカラザルヤト

患部ノ納得ヲナシムベク努メタリ然ル
ニニ三日ノ後無効ニテ他村ノ醫師診療ス
其話ニハ何等チブスニアラズトシテ治療
シツ、アリ依テ其部落ニテハ又患者発生
ス迄ニ於テ警察ヨリ注意アリ勇三者ハ警
察ヨリ尋問ヲ受ク依テ實際勇三者ハ診療
セズシテ丸ヲ村医ヲ慶外ニセリ警察ニ始
末書ヲ出スニ至レリ十三日ニ至リ診察セ
シ患者ハ十五日ニ至リ收容セシモ村医ニ

ハ枚算ヲ頼マズシテ他村ヨリ來リ治療セ
リ此場合村医ハ村ノ患者ヲ監督セザル可
ラズ然レドモ情実上此奉行ハレズ学校医
ニ臨時ヲ頼ミ九月二十三日始末書ニ對シ
具付的ニ辨明セリ閣下日々新聞ヲ御覽ニ

ナル御方ハ御承知ナラン十月六日ノ新聞
ニ部落等ヲ村医ヲ排斥スト五端活字ニテ
明瞭ニ記載セリ即チ部落民團結シテ村医
ノ診療ヲ好マズト掲載セリ此場合ニ於テ
勇三者ハ無論平然トシテ病床日誌処方ヲ

モ記サズ十二月二十三日檢事局ニ至リ尋
問セラレタルヲ以テ逐一尋ノ次第ヲ述ベ
結果不起訴處分トハナレリ然シ此等ノ事
ニ對シテハ善願ニナシ置クベキヤ

一番(石丸)十七番サンニ御尋ヌ其際村長
ノ執ラレタル処置ハ如何ナリシヤ此ノ場
合村長承認セラレシヤ否ヤ村長ノ承認ア
ルニ於テハ勇三者ニ任ズモヨシ然シ實ニ
困ラレタル事ナランガ管理者ノ処置甚ダ
不徳義ニシテ法ヲ無視シタルノ感アリ

十七番(江藤)村長ニ於テ遺レト云フモ
病舎ニハ行カズ何故ナレバ患者ノ好マザ
レバナリ茲ニ於テ村医ノ仕事ハ一切ナス
事態ハズ

五番(山本)十七番ノ説カレタル如キハ其
境遇トシテ困リ苦シキ立場ナラン結局病
家ハ村医ヲ信用セズ執ルベキ処置トシテ
ハ村医ヲ併スルヨリ外ナシト思フ事情ト
シテハ總義心ニ訴フルカ如罰スルノニ途

アルノミナラン

議長（井上）第三者が患者ノ希望ナレバ何
則マデ行ヤテ勝手ニ治療スルモ妨ナシト
私迄申出テアレドモ取答シ難シトセリ村
医トシア收容スレトキハ其患者ヲ治療ス
ルハ職務規定ニヨリ何処迄行クト云フ事
ハ規定シアリ

五番（山本）十七番ノ云ハル、通り嫌フ者
ヲ無理ニ救済スルハ無理ナリ同情スルモ
此等ハ規定ニヨリ処罰スルコトヲ得ルト
思フ

十四番（千葉）競争進行上申上度キ事アリ
本件ハ村医職務規定ニヨリ処罰スルコト
ヲ得ルト思フ

一番（石丸）論ズル事ナシト思フ各村ニテ
規定アルコトナレバ

議長（井上）此場合村医ノナスベキヲ至当
トシ併セテ救済ヲナスベキモノナリト思
フ

フベ、即チ新加入者ニ対シテハ其都度規
定ヲ送付シ尚入会者死亡退会ノ場合ハ報
告ヲ明ニシ今後一層是等ノ事ヲ勵行セラ
レン事ヲ望ミマス

十四番（千葉）立会規定モ充分実行セラレ
ン事ヲ

五番（山本 橋亮君）時間勵行及無届欠席者
ニ対シテハ規約通り実行セントス如何

九番（宮原）一人ノ無届欠席者ハ若分南部
ノ池田君ナランガ同人ハ本年三月廿七日
改選ノ結果就任セラレタル事ナレバ是等
ノ規約アルヲ知ラレガレヤモ計リ難シ初
犯ノ事ナレバ檢当ニ取計ハレン事ヲ望ミ
マス

九番（宮原）昨年ノ競争録ニ就テ見ルニ本
会ハ第二日曜日ト確定セシモノニモアラ
ザル如シ如何ナリヤ

議長（井上）十日期ニ隔期ヲ通知スル事ニ
ス依テ四月ノ第二日曜日ハアケテ待ツ様

三番（中島）患者ノ希望ニヨリ病院ニ收容
スルトキハ其費用自辨タルベシ然レドモ
ソレ以上ニ圧迫ヲ加フルトキハ人権問題
ニ立至ルベシ

十番（雅賢）此間同ハ七番ノ御考ヘト問題
変化シアリ法律医師志ニモアリシト思フ
然シ郡医師会ノ規定ニアリ直チニ指名処
分スルハ總當ヲ欲ガガ如シ其處遇ハ同情
ニ價スレトモ亦此ノ種ノ例ヲ再発セザル
為メ第一條ノ意義ヨリシテ支部会頭ニ通
知シテ徹底セン事ヲ望ム次第ナリ

十四番（千葉）十番説ノ如ク憤慨的ニ徹底
セラレン事ヲ

議長（井上）一條ノ規約ヲ今後一層実行ス
ル様各理事ニ各位ヨリ傳ヘラレン事ヲ

七番（越）只今議長ノ云ハレタル如ク充分
徹底セラレン事ヲ希望シマス

議長（井上）今後ハ充分徹底スル事ニ取計

セラレン事ヲ望ミマス

一番（石丸）警察署長ノ來臨アレバ御話ヲ
聞カシテハ如何ヤ

議長（井上）署長ニ向テ警察共済会ノ診察
ノコトニ就テ御話アラシム事ヲ

署長（井田 虎松君）警察官並家族ノ疾病治
療ニ関シテハ是迄大ノ御同情ヲ得タル
次第ナリ其等ニツキ曩ニ役員タル宮原君
ヨリ皆サン方ニ徹底スル様依頼シタル事
アリシガ今回御会同ヲ機トシ重テ御願セ
ントシテ來場シタ訳デアリマス

本縣警察共済会ノ事業トテ官吏家族ノ疾
病治療ニ関シ丁度昨年春以來本縣特志家
ノ寄附ヲ募リ此レニヨリ基本財産ヲ作り
其利子ヲ以テ無料治療ヲシテ救済セント
スル次第ニ取スル処医師各位ノ御同情ヲ
仰ギ治療割引ヲ願ハントスルモノナリ会
ノ幹部ニテハ県医師会郡市医師会ノ幹部
ト御協議ヲ載キ割引ノ事ニ就テ協議ノ結

果元ニ角有り合セノ金ヲ以テ年一ニ回主治医ヨリ請求セラレタルモノヲ按分シテ支拂ハン事ニ協議種リ其關係ヨリシテ第一回ノ支拂ヲ本年一月二十二日ヲ以テ各警察署ニ賦布シ支拂ヲ事トナセリ

県下各医師諸君ニテハ未ダ治療費ノ割引方徹底セラレザル所アリ依テ其爲メ少數ノ医師ヨリ御尋ネアリシ事アリ此等ノ徹底セザルハ相済マザル次第ニテ此際分署長ニ於テ医師会ノ幹部ニハ親シク選談シテ徹底ヲ計ラントシツ、アルノデ先ヅ私ノ処ニテハ宮原君ニ懇ヒ尚會長ニハ小串分署長ニ交渉ノ勞ヲ煩ハサント思フド、カ今夜共其御禮リニテ御同情ヲ謝ヒマス

第一回支拂當時ノ状況ハ主治医及役員諸君ニハ御示シヲナシアレバ御納得セラレシ事ト思フ今其状況ヲ申上グレバ本会ノ起リハ明治四十年ヨリ始マリ其初メハ舊官全体ヨリ少々驕出金ヲ募リ重病及ビ永

ビク病氣ニハ僅カラ補助シツ、アリシ昨年五月ヨリ特志家ノ寄附ヲ仰ギ基本財産ヲ作ラントシテ今ノ尺四五萬円モアラシ其金ノ利子及官吏ヨリ金ヲ取立テ、治療費ヲ支辨スルコト、ナル昨年九月ヨリ十二月迄ノ分ヲ計算スレバ尙千九拾貳円四錢ノ越金ニ九月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ官吏驛出金百九十九圓貳拾八錢及ビ五月ヨリ十二月迄特志家ノ寄附金ヨリ生ゼシ利子貳百七拾六円七拾六錢ヲ合シ千五百參拾八圓八錢残リアリシガ之レニ對シ支出金ハ九月ヨリ十二月迄ノ雜費再貳百四圓四拾四錢ハ本年一月第一回ノ支拂金千參百拾五円六錢トテ差引キ殘金ハ貳百九拾八圓五拾八錢トナレリ結局千參百拾五圓六錢ヲ各主治医ヨリ請求セラレタル額ニ按分シテ配布スルコト、ナレリ依テ請求額ノ六分ニ相當ス之レヲ年一ニ回ニ種メ支拂ヲ事トナセリ故ニ病氣比較的ノ多キ

時モアリ又少キ時モアリ時ニハ請求額ヨリ多キニ上リ又少キコトモアラシ然シ請求額ヨリ多キ事ハナカルヘシ諸君今夜此等々ヲ以テ御同情アラシテ只皆御願致シマス

十四番(千葉)石川課長ノ話ニテハ経費ハ目下至テ少キ様子ナリシガドノ位迄又増ハル、ヤ

署長(井田)追々ト基金が出来レバ迷惑ヲ省ケヤルベシ其割引ノ規定ハ目下不明ナリ

十四番(千葉)六分ヲ貰フトハ金額ノ六分ニシテ割引シタルモノ、六分ニハアラサルヤ即チ兼帯在診料ヲ合シテ六分ノ配布ヲ受ケルノ義ナリヤ

署長(井田)未ダ執行日迄クシテ多少不徹底ナレバ自然統一ヲ俟クノ嫌アリ然シ今後ハ統一ヲ図リ徹底セシメントス此ノ豊浦署管内ニテモ實際ノ有様区々ニシテ例

ヘハ豫メ医師ヲ指名シテ約束ヲ願ヒ普通ヨリ安ク割引シテ請求シ其六分ヲ配布シタルアリ縣下全体ヨリシテモ区々タルノ点々アリ署ニ於テモ各位ニ趣旨徹底セハ統一的ニ遂行スルニトテ得ルニ至ルヘシ

議長(井上)今後ハ医師会ノ規定ニヨリ請求スヘキヤ亦二十數ヲ十五數ニ下ケテ請求スヘキヤ

署長(井上)今ノ処不徹底ナリ

五番(山本)昨年天然痘アリタルカ如シ此ノ天然痘ハ文明非文明ノ岐レ、所タルハ明カナリ而モ防疫官タル警察官ニ傳染シテ或ル場合ニハ名醫ノ戦死ヲナスモノアリ本都ニ於テモ不幸ニシテ一名ノ天然痘患者トナリタルモノアリ元來總痘ハ三年ニ一度一年ニ一度ト云フ即ニ執行セラレアリヤ

署長(井田)此等ハ内規ニナシ但シ員付

キトシテ他ヨリ率先シテ種痘ヲ勵行シア
リ今回署買家族ハ此際特別ニ之ヲナサン
トシア先月中ニ行フヘク定メシモ其選ニ
至ラス今後注意ヲスルコト、セン尚御説
ノ如ク不名譽ノ次第ナレハ率先シテ勵行
スル如ク努ムヘシ
五番(山本)私ノ希望ハ不名譽ノ戦死者ヲ
出サバレルニ先々三年五年ニハ一回ノ種痘
ヲセラレン事ヲ切望スル次第ナリ
郡長(横山)今日郡医師会開催ニツキ出席
カノ御案内アリシモ別ニコレト云フ語ハ
ナク恐縮ノ至リデアリマス諸君ハ平素固
家並ニ個人衛生ニ盡瘁セラル、ハ因家ノ
爲メ慶福スヘキ次第デアリマス今茲ニ一
ニノ希望ヲ述ヘマス
大正七年種痘状況ヲ見ルニ甚タ遺憾ニ思
ヒマス此種痘ハ去律ニヨリ施行スヘキ規
定シアリ尚本年神戸地方ニ發生セシニヨ
リ各町村ニハ用ニ注意シタルモ本郡ニ於

テ数名ノ患者發生スルニ至リタルハ返ス
返スモ残念デアリマス之レカ取調ノ結果
役場ノ手落ちハ更ナリ個人トシアモ手落
ナリシナリ即チ種痘迄ノ備付アリテ寄留
本籍ニ係ラス定期種痘ヲナスヘキモノナ
リ之ノナスヘキコトヲナサ、リシニ起因
スルニヨリ調査相濁ノ責ハ免レサルヘシ
サテ本郡ニ於ケル種痘成績ヲ見ルニ第一
回ノ接種人員ハ二千五百十人ノ内不全感
者九十名デ三四ナリ又不全感者甚シキ村
ハ豊西村ノ九五ニ対シ不全感ニ九其他豊
田下ノ五ニニ対シ一三ノ不全感アル等々
善ノ不全感者ニ対シテハ時ヲ移サヌ引掛
ケ後種痘スヘキヲ爲サヌシテ等閑ニ付シ
タルガ故ニ今回ノ如キ出来事ヲ見ルニ至
レリ申ス迄モナク校医諸君ニ於テハ不全
感者ニハ叱ス後引掛ケ種痘セラル、コト
ヲ望ミマス此事ハ破謗スル際御注意アレ
ハ好キコトナリ本年取調へ租漏ノ爲メ斯

ル失態ヲ演シタルニヨリ一徹モ自覚サレ
タルコト、考ヘマス前ニ結サレタル通り
警察官ニ傳染シタト云フコトハ不名譽ハ
固ヨリナリ或時過速ヨリ我固ニ対シ日本
ハ種痘シテ天然痘患者ノ類出スルハ如
何ナル理由アルヤノ質問ヲ發セラレタル
コトアリ我政府ニ於テハ其時種痘ヲ施行
セストモ答ヘラレス若シ種痘ヲナスモ患
者發生スト回答ヲ與フルトキハ其レコソ
医学会ノ大問題トナルニヨリ政府ハ之レ
ニ答フルノ途ナカリキ
斯クノ如キコトヨリシテ種痘即チ天然痘
ノ發生ハ一ツノ病原ナレハ亦諸君ニ於テ
モ充分注意サレン事ヲ望ム
本局長府ニ於テ鐘山会開催セラレタルト
ヤ中川本縣知事來臨セラレ其席上我固ノ
死亡率ニツキ講演アリシカ知事ハ本縣ニ
赴任セラル、前衛生司在勤中死亡ニツキ
研究シ之レカ統計ヲ作ラレタルモノヲ流

マレタリ即チ死亡ハ生レテ一年ニ充タサ
ルモノニ多ク縣下ニ於テ大正五年ノ死亡
者三千七百七十七人ニ就テモニ才迄ニ死ス
ルモノ千五百七十一人三才ニテ死スルモ
ノ八百九人十一才ヨリ十五才迄ノ間ニ死
スレモノ四百十八人ト云フ層ニ年若ヤモ
ノ、死亡率高ク又其死亡率ハ年々増加ス
ルノ傾向ヲ示シ明治四十四年ハ三千〇四
十四人ニテ大正五年ニハ三千七百七十七
ニテ此ノ事ハ甚タ悦ハシキ現象ト云フ事
ヲ得サル次第ニテ尚死亡者ノ内訳ヲナセ
ハ結核ヲ第一トシ本郡ニ於テモ七百七十
五人ヲ数セリ
医師会ニ於テ多年山根代議士ノ主張セラ
レシ結核予防法モ尙本年三月二十六日發
布セフレ未タ省令トシテハナキモ之レニ
ヨレバ医師ニモ若干ノ責任アルカ如シ当
長府ノ如キモ比較的該患者多ク云フ迄モ
ナク法律ヲ俟タヌ各自ノ自衛上相当ノ計

悪ヲ卑シ今後一政ノ御尽カラ願ハサル可
ラサル次第ナリ

トラホームモ法律ヲ以テ制定セフレ費用
負担モ確實トナリシ事ナレバ之レガ治療
ニ就テモ確實ニ施行スル事が出來ル

本年ハ学校医ノ集会ヲ翌日隔ク都合ナリ
シモ事務上ノ都合ニヨリ延期シ来月開催
スル考ナレハ其席上ニ於テ学校衛生トラ
ホーム予防法ニ就テ亦述フル所アルヘシ

今日ハ色々ノ取交セノ事ヲ話シ併セテ聊
カ希望ヲ述ヘテ置キマス

十三番(田村)只今ノ御話ニテ死亡救ハ判
リマシタガ出産救ハドノ位アルヤ出産救
多ケレハ從テ死亡救多キハ救ノ理ナラス
ヤ又小兒死亡救ノ多キハ救固ニ限ラサル
ヘシ

郡長(横山)出産救モ千七百四十七人ニ村
シ千七百五十五人ト云フ風ニ出産モ年々
増加ノ傾アリ只困ルハ若死スルモノヲク

二十オ三十オニシテ死スルモノ、率高キ
ヲ憂ルモノナリ

十四番(千葉)出産届ニ医師ノ証明停止以
來無免許ノ産婆多クナリ來リシハ何トカ
処置スヘキ途ナキモノナルヤ

署長(井田)私モ同感ニテ之レカ取締勵行
ニ努メントシツ、アリ此ノ産婆業務ヲ統
一シテ改善發達ヲ図ルニ付キ今後相当ノ
施設ヲサント思立テリ先ヅ産婆会ナル

モノヲ組織シ相当ノ制裁ヲ與ヘ無免許者
ヲ撲滅セバ利益アルヘシ現ニ前任地深川
署管内ニテハ此ノ会ヲ設ケ年ニ回署ニ無

メ業務ノ改善發達ヲ協議シテ大ニ其成績
ヲ夸ケタルコトアリ本郡ニ於テモ分署ト
亦疏通ヲ図リテ右様ノ会ヲ組織セハ亦好
果アルニ至レヘシ

一番(石丸)進ンデ議事ヲ急ニ先ツ前ニ会
長ノ報告中大日本医師会ニ出金スヘキ一
團ハ六月廿日迄ニ出金スヘキヤ商易生命

保険ノ診料軽減ノ程度ハ如何ニスヘキヤ

議長(井上)大日本医師会へ出金スヘキ金

一團ハ五月末迄ア理事等ノ手續メ小生方迄

送付セラレシ事及生命保険ノ診料ハ醫

師会ノ決議ヲ見テ標準ヲ定ムル事トセン

一番(石丸)当医師会ノ実行ニ就テハ要迄

何詳見ルヘキ事柄ナシ前任サレタル行爲

ハ一條ニ相当ン傳染病ニ関係セシモノナ

レハ郡医師会ハ何詳処理セスシテ可ナル

ヤ

十七番(江藤)何トカ其方法ヲ望ム

一番(石丸)十七番ノ竹デハ処置一寸六ケ

敷事ナレヘシ議長ニ於テ何トカ道アルヘ

シト考フ処置シテ一概会費ノ重課ヲ促サ

レテハ如何

十番(雅爾)江藤君ヲ原告トナシ会長ヲ裁

判官トシテ裁末ヲヘキナリ

十六番(吉田)在員ヲ選ヒテ本件ヲ啞託セ

ラレテハ如何

一番(石丸)講成ス

九番(宮原)ヨク幸突ヲ取調ベ其上機義ニ

訴ヘ其村其村ニテ適當ニ処理サレン事ヲ

望ム

十六番(吉田)在員ニ附託シテ適當ノ処置

ヲ望ム

九番(宮原)部会ニテ治マリヲ付ケラレン

事ヲ

十九番(恒遠)此問題ハ係医ヲ第一ニ格ア

村医ヲ無視シタルハ村当局ノ薄弱ナル考

ヘアリシニモ由ラン

十三番(田村)此ノ問題ハ医師ノ体面ニモ

係ルコト至大ナレハ在員四名ヲ選ヒ会長

副会長ト共ニ事案ヲ取調ヘ規則ニ違反ス

レハ其上ニテ相当ノ処分セラレン事ヲ望

ム

一番(石丸)今トナリ在員会ヲ開クモ面倒

ナリ

十六番(吉田)会長ニ委嘱サレテハ如何

豊浦郡医師会議事録

大正十年三月二十日豊浦郡医師会第二回定時總會ヲ豊浦郡西市尋常高等小学校ニ於テ開催ス出席セシモノ左ノ如シ

- 一 番 井上 衛 一六番 木村 荒雄
- 二 番 宮原 修藏 一八番 豊田 毅彦
- 三 番 重本 儀助 一九番 尾畑 乙藏
- 四 番 重村 正彬 二〇番 鹿江 琢史
- 五 番 山岡 州介 二一番 田中 一
- 六 番 石田 芳亮 二二番 村田 弘三
- 七 番 吉村 三郎 二三番 山本 鶴庵
- 八 番 三井 立策 二四番 石丸 又藏
- 九 番 井上 苟哉 二六番 藤井 保吉
- 一〇番 千葉 文一 二七番 田村 八郎
- 一一番 鐘崎 孝一 二九番 村田 松五郎
- 一二番 鈴木彦太郎 三〇番 武島 宇一
- 一三番 和田 素助 三一番 行延 利助
- 一四番 今城 巳之助 三二番 藤村 理一

議長(井上)認可ヲ採ラサル可ラス然ラハ認可ヲ取ルコト、ス定ニ於テ水散菓十五錢ヲ二十錢以上トスルコト、スニシマス

議長(井上)本日ハ之レニテ開会スルコトニシマス

時ニ午後一時二十分

- 七二番 巖 傑 七八番 五十嵐 吉
- 七三番 安村 特介

午前九時三十分開会ヲ宣ス

議長(井上)総会員九拾五名中本日出席者六十七名ニテ総会員數ノ過半數ニ達シタルニヨリ開会ス、其ハ三月ノ如メ開会スル予定ナリシモ会場其他ノ種々ナル事情ノタメ遷延今日ニ至リタルハ眞ニ申訳ナキコトナリ然ルニ公私多用ノ諸君殊ニ遠路ノ方アルニモ不候斯ク多數ノ御出席アリ幸泉当局郡司警察署長貴下ニモ案内シ御臨席ノ栄ヲ得タレハ充分御研究ノ上尊賢幸限藏ナク就議セラレシコトヲ望ム

報告注意事項

一 会員状況報告

前年會員九十四名中退會者七名入會者八名

- 三三番 岩井 林雄 五一番 巖島 秀雄
- 三四番 岡 保 二 五二番 堀内 明
- 三五番 石田 吉次 五四番 吉田 謙介
- 三六番 福永儀之助 五五番 広野 祐直
- 三七番 沈田 久治 五六番 山中 早街
- 三八番 恒遠 時壽 五七番 南部 友也
- 三九番 武田 敬太 五九番 龜田 六郎
- 四〇番 林 官 助 六〇番 水野 潔
- 四一番 雅賢 魯達 六一番 西村 源次
- 四二番 藤田 一郎 六二番 横田 諭介
- 四三番 藤永 正一 六三番 太田 三郎
- 四四番 福田 貞世 六四番 今藤 佐一
- 四五番 末島 国太郎 六五番 下田 福里
- 四六番 清水 京介 六七番 江本 時太郎
- 四七番 浦生 藏六 六八番 石井 經三郎
- 四八番 内藤 満珠 六九番 影山 三次
- 四九番 黒川 満道 七〇番 江藤 徹雄
- 五〇番 田辺 享治 七一番 藤柴 清兵衛

ニシテ現會員九十五名トナレリ入退會者ノ
氏名左ノ如シ

退會者

宮原 吝 矢田 房雄 本多 紀
武内 利張 岩永 義雄 大倉政五郎
秋枝 幸藏

入會者

豊田 毅彦 鍾崎 幸一 水野 潔
村田 弘三 堀内 剛 稚賀ヨトワ
山中 敬亮 和田 素助

ニ 台券報告

大正十年二月二十一日小串村ニ於テ理事會
ヲ開催シ總會開催ノ時日予算決算ノ協議及
諸般ノ打合せヲナシタリ

三 注意事項

大正九年九月二十一日附山口縣訓令第三十
二号トラホーム予防ニ關スル件同第七十一
号トラホーム予防法施行細則ニヨリ訓令セ
ラレタルコトヲ各員充分研究セラレテ其主

目ヲ貫徹セラレツ、アルコト、倍ズレドモ
將來一層ノ努力ニヨリテ益々其効果ヲ擧ゲ
ラレンコトヲ望ム

一四二

ニ 議事

一 議長大正九年度決算報告ヲナス

歳入

一金六百貳拾八圓五拾參錢參厘

大正九年歳入

歳出

一金四百八拾七圓五拾八錢五厘

大正九年歳入支出

差引残余金百四拾圓九拾四錢八厘

說明

歳入ノ部

項 目	本年度予算額	本年度決算額
第一級 台 費	四五〇〇〇	四六五〇〇
第一項 通常人別割	四五〇〇〇	四六五〇〇
第一目 通常人別割	四五〇〇〇	四六五〇〇
第二級 受入金	四六五三三	四六五三三
第一項 受入金	四六五三三	四六五三三
第一目 受入金	四六五三三	四六五三三
第三級 過怠金	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
第一項 過怠金	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
第一目 過怠金	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
台 計	五九六五三三	六二八五三三

附

一人金五圓延九十三人分

記

前年度剰余金

一人金五圓延二十二人分

現金保管予金利子
(予算外收入)

歳出ノ部

項 目	本年度予算額	本年度決算額
第一級 事務的費	四五〇〇〇	一四〇〇〇
第一項 事務的費	四五〇〇〇	一四〇〇〇
台 計	四五〇〇〇	一四〇〇〇

附

記

書記料

臨時傳人料

県医師会費負担一人分金貳圓死
九十二人分予算超過ニツキ金四
拾四圓五拾銭第三款会議費第一
項雜給第二目旅費ヨリ流用

大正九年二月二十一日開会医師
会々則草案及開会通知書入公届
在任狀ハガキ代四拾八圓議事録
代參拾九圓大正十年三月七日開
会通知代二圓五十銭豫算不足ニ
ツキ第三款会議費第二項需用費
第一目印刷費ヨリ金三十圓流用
予備費ヨリ金九圓五十銭充用
郵券代

第一目	書記料	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
第二目	雜給	一〇,〇〇〇	四〇〇〇
第三目	旅費	二五,〇〇〇	〇
第四目	需用費	二三,四五〇	二八三,二九五
第五目	需用費	二三,四五〇	二八三,二九五
第六目	需用費	一三,九五〇	一八四,〇〇〇

第二目	備品費	一〇,〇〇〇	〇
第三目	印刷費	五〇,〇〇〇	八九,五〇〇

第四目	通信費	一五,〇〇〇	五七,九五
-----	-----	--------	-------

需用款代

宮原君小串迄ノ旅費一回分金拾
貳圓五拾銭建村君小串迄ノ旅
費一回分金貳拾玖圓九拾銭建
村君小串迄ノ旅費一回分此金拾
參圓五拾四銭中島君小串迄ノ旅
費一回分金拾四圓八拾銭井上会
長小串迄ノ旅費一回分金八圓四
拾銭吉田君小串迄ノ旅費一回分
金參圓八拾銭江本君日當一日分
金參圓第二款需用費第一項需用
費第一目会費へ金四拾四圓五拾
銭流用

大正九年二月二十九日開会ノ總

第五目	雜費	二〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
第六目	会議費	二九,五〇〇	一九〇,二九〇
第七目	雜給	一八,五〇〇	一〇〇,二九〇
第八目	雜給	五〇〇〇	〇
第九目	旅費	一八〇,〇〇〇	一〇〇,二九〇

第二項	需用費	一一〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇
第一目	印刷費	三〇,〇〇〇	〇
第二目	雜費	八〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇

会中食費予算超過ニツキ金拾圓
予備費ヨリ充用

第四款 予備費 二二、〇三三
 第一項 予備費 二二、〇三三
 第一目 予備費 二二、〇三三

合 計 五九六、五三三 四八七、五八八

第二款 常用費第一項 需用費第三
目 印刷費、九圓五拾或第三款
會議費第二項 需用費第二目 雜費
へ金拾圓充用
現金金百四拾圓九拾錢八厘

五十四番へ吉田君顧問ノ旅費ノ支途ニツキ説明ヲ求ム
答、医師会設立委員出張旅費及会則草案協議ノタメ委員報酬へ出頭ノ旅費ニ支出シタリ
詳細ハ決算報告附記ニアリ

議長ハ大正九年度ノ決算報告ニツキ承認ヲ求メタルニ満場異議ナク承認ス
一、大正十年度予算認定ノ件

歳入 一金七百〇五圓九拾四錢八厘 大正十年度総収入

歳出 一金七百〇五圓九拾四錢八厘 大正十年度総支出

差引残金十シ

説明 歳入ノ部

項 目 本年度予算額 前年度予算額 増 △減 附 記

第一款 会費 四六五〇〇〇 四五〇〇〇〇 一五〇〇〇

第一項 連席人別割 四六五〇〇〇 四五〇〇〇〇 一五〇〇〇

第一目 通常人別割 四六五〇〇〇 四五〇〇〇〇 一五〇〇〇

一人金五圓延九十三人

第二款 受入金 一四〇、九四八 四六、五三三 九四、四一五

第一項 受入金 一四〇、九四八 四六、五三三 九四、四一五

第一目 受入金 一四〇、九四八 四六、五三三 九四、四一五

前年度剰余金

第三款 過給金 一〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 〇

第一項 過給金 一〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 〇

第一目 過給金 一〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 〇

一人金十円宛延拾人分

台 計 七〇五、九四八 五九六、五三三 一〇九、四一五

歳出ノ部

項 目 本年度予算額 前年度予算額 増 △減 附 記

第一款 事務所費 六五〇〇〇 四五〇〇〇〇 二〇〇〇〇

第一項 事務所費 六五〇〇〇 四五〇〇〇〇 二〇〇〇〇

第一目 書記給 一五〇〇〇 一〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇

第二目 雜給	一五〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇〇〇
第三目 旅費	三五〇〇〇	二五〇〇〇	一〇、〇〇〇
第二款 需用費	三一、〇〇〇	二三四五〇	八六五〇〇
第一項 需用費	三二、〇〇〇	二三四五〇	八六五〇〇
第一目 合費	一八六〇〇	一三九五〇	四六五〇〇
第二目 備品費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇
第三目 印刷費	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
第四目 通信費	一五〇〇〇	一五〇〇〇	〇
第五目 消耗品費	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇
第六目 雜費	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第三款 會議費	二八五〇〇	二九五〇〇	一〇、〇〇〇
第一項 諸給	一三五〇〇	一八五〇〇	△五〇〇〇
第一目 雜給	一五〇〇〇	五〇〇〇	一〇、〇〇〇
第二目 旅費	一二〇〇〇	一八〇〇〇	△六〇〇〇
第二項 需用費	一五〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇〇〇
第一目 印刷費	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
第二目 雜費	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
第四款 豫備費	三四九四八	二二〇三二	一二九一五
合 計	七〇五九四八	五九六五三三	一〇九四一五

縣醫師會費負担一人
分金眞赤延九拾參人

議長ハ議解省署直ニ呈送シテ
ナク承認

議長ハ大正十年度予算議案ノ通り決議セシ
百ヲ宣ス

一 会則変更ノ件

會則第三十九條但シ書中「七十歳以上ノ會
員ハ會費ヲ免除ス」トアルヲ省署スルコト

酒場異議ナシ議長決議ノ旨ヲ告グ

一 七十一番桌茶器当局ニ歸問

會員百人以内ニテモ委任狀携帶ニテ總會ニ
出席シテ委任評定ヲナシ得ルヤ否ヤ

答 即答ヲナス能ハズ公文ヲ以テ申請セラ
レシコトヲ望ム

但シ自分一個ノ考トシテハ兼テノ専掌
ハナスコト能ハザレドモ議決權ハ委任

狀ニテヨロシカラント思フ

五番山縣君本問題ヲ縣醫師會ニ問題トシテ
提出シテハ如何

四番室村君酒場一致ニテ其希望ヲ達スベク

可決シタルコト、シテハ如何
酒場幕版

決議文

豊浦郡醫師會ハ總會ニ委任狀行使ノ有効
ヲ認めラレシコトヲ期ス

議長ノ右決議文ヲ朗讀シ縣醫師會ニ提出ス
ルコト、シ本問題終決ス

一 雜賀君多年斯道ノタノ盡瘁セラレ奉ニ
縣ヨリ表彰ヲ受ケラレタリ本會ヨリモ表

彰シテハ如何

討論ノ結果役員ニ一任シ議長ヨリ讚詞ヲ陳
ブルコトニ決ス

一 會員中ノ死亡ニ対シ香花料ヲ贈ルノ件

在ノ吊詞又ト香花料希圖ヲ贈リ最近ノ役

員會員ヲ代表シテ會葬スルコト

吊詞

本會ハ會員何某君ノ逝去ヲ聞キ悼惜ノ情ニ
堪エズ悉ク吊詞ヲ君ノ靈前ニ捧ゲテ本會

ノ敬哀ヲ表ス

大正何年何月何日

豊浦郡医師会代表

何 某

一 五番山岡君提出

予算面ニ色花料ノ費目ナシ予算変更ノ必要ナキヤ

新設項目ヲ作り豫備費ヨリ充當マルコトトシ左ノ原案提出

原 案

第四款 吊慰金 二〇圓

第一項 吊慰金 二〇圓

第一目 吊慰金 二〇圓

異議ナク可決議長是ヲ宣ス

附 記

一 來場セラレタル山ノ内衛生課長ヨリ大要差ノ訓示アリタリ

一 衛生室駆除ニ関シテハ町村ニ補助ヲ與フルコトナリ居レリ充分努力カ望ムトラホーム団体治療ニ対シテハ可成蓋性的

盡カヲ望ム

一 來場セラレシ初村郡長ヨリ大要左ノ希望ヲ陳ベワレタリ

一 トラホーム並ニ寄生虫ノ駆除ニ対シテハ最ニ村長集會ニ於テ協議ヲナシタレトモ

一 直接各医師ノ援助ヲ俟タザレハ其効果ヲ等ゲルコトヲ得ス殊ニ壯丁並ニ学校生徒

ニ対シテハ一層ノ努力ニ賴ラザレバカラス師團管下ニ於テモ競争的ニ其調査ヲナ

シ實際ヲ奉ゲントス一層ノ奮勵ヲ望ム

一 來場セラレタル豊浦署長ヨリ左ノ希望アリタリ

一 警察共済會ノタメ一層ノ援助ヲ乞フ

一 來場セラレシ西市分署長ノ挨拶アリタリ

一 四番里村君縣当局ニ対シ希望

一 志ノ改正ノトキ印刷物券トナン各員ニ配付セラレシコトヲ望ム

一 答 可成其希望ニ副ハントス

一 二番宮原君県当局ニ対シ節問

一 答 可成其希望ニ副ハントス

一 午後一時三十分開會議長其旨ヲ宣ス

一 七十一番奥柴君県当局ニ節問

一 在々薬石巡視官ヨリ威嚇的行爲ヲ受ケルコトアリ爾後指導的融和的ニ接セラレシコトヲ望ム

一 答 從來トモモサルコトナキ答ナルガ

一 將來一層其方針ニテ希望ニ副ハントス

一 薬田井同購入ノ件

一 豊浦郡医師會ノ事業トシテ酒場興議ナク

一 節 成

一 議長議事終了ノ旨ヲ告げ閉會ヲ宣ス時正

一 二午後三時

一 京列地患者ハ假令疑似症ト呈届出ノトキ

一 兼使ヲ警察署ニ提出スベキモノナルヤ

一 答 シカスベシ

一 來會々場決定ノ件

一 酒場一救護部村ニ決ス

一 トラホーム治療金ノ件

一 概ニ対シテハ一人一回金五錢以上トシ

一 小學校兒童ト壯丁ニ限リ一回一人參錢以

一 上トシ乘價ハ規定通りトス

一 先刻ノ決議ニ基キ會長ヨリ雜賀君ニ対シ

一 大要左ノ如キ請願ヲ呈ス

一 君ハ多年斯道ノタメ盡力セラレ其功蹟顯

一 著ナルヲ以テ露日本標知事ヨリ表彰ヲ受

一 ケラレタリコレ並ニ雜賀君一個人ノ名譽

一 ニ止ラズ本會ノタメ最モ名譽トスルトコ

會員名簿

一五二

佃取村 藤井 保吉
 豊田中村 石田 芳尾 今城巳之助 蒲生 藏六
 田中 栄
 西市村 重村 正彬 町野 玄龍 井上 奇武
 山崎 敏一 堀内 剛
 豊田前村 千葉 文一 吉村 三郎
 豊田下村 吉村竹五郎 河崎謙次 末島四太郎
 豊東村 石丸 又藏 横田 詒介 藤村 理一
 雅賢ヲトワ 出彦 仁愚 勉造 佐々木辰実
 宇崎村
 井上 衛 鐘崎 孝一 豊田 勉彦
 小串村 影山 三次 木村 舜一 江本時太郎
 恒遠 時磨
 川棚村 西村 源次 吉田 謙介 村田 鳳策
 黒井村 行延 村助 山崎 卍介 清水 宗介
 豊西村 三井 立彦 土橋 栄吉 亀田 六郎
 豊西上村 広瀬 祐益 江瀬 敏雄 黒川 清直
 内日村 下田 高里 太田 三郎
 植崎村 田辺 健助 田辺 享治 藤田 一郎
 今藤 佐一
 小月村 掛井 林雄 岡 保 二 南部 友也

清末村 木村 虎雄 田村 八郎
 王司村 高田寛一郎 林 官介
 長府町 宮川 琴二 雅賢 魯逸 宮原 修藏
 菅 恒 男 藤永 正一 内藤 清栄
 粕 村 保 山中 享祐 水野 潔
 歩島村 田取 耕三 重本 儀助 山本 菊雄
 織島 芳雄 福田 貞世 松田 忠吉
 帯山村 石田 吉治 武島 宗一 石井経三郎
 川中村 大加又四郎 池田 久治 五十嵐 杏
 宇崎村 尾畑 乙藏 安村 辨介
 神玉村 武永 栄祐 中島 進 福永儀之助
 神田村 神田 文 加田 素介
 殿居村 鈴木秀太郎 上野 佛
 阿川村 中島 龍 山本 葛亮 西島 量平
 栗野村 島柴清兵衛 石津 唯介 武田 敬太
 南島村 津田 太一

一五三

豊浦郡医師会議事録

大正十一年三月十九日豊浦郡医師会第三四
定時総会ヲ豊浦郡豊浦村修海館ニ於テ開催
ス出席セシモノ左ノ如シ

- 一 番 吉村竹五郎 十五番 今城巳之助
- 二 番 松永 知義 十六番 石井經三郎
- 三 番 田辺 享治 十七番 石田 芳亮
- 四 番 影山 三次 十八番 安村 辨介
- 五 番 江本府太郎 十九番 井上 苟哉
- 六 番 恒速 時鷹 二十番 田中 栄
- 七 番 西村 源二 二一番 尾畑 乙藏
- 八 番 村田 鳳策 二二番 藤村 理一
- 九 番 三井 立策 二三番 千葉 文一
- 十 番 清水 宗介 二四番 蒲生 藏六
- 十一 番 太田 三郎 二五番 吉田 謙介
- 十二 番 田辺 健助 二六番 龜田 六郎
- 十三 番 石丸 又藏 二七番 行延 利助
- 十四 番 横田 節介 二八番 宮川 琴二

- 二九番 水野 潔 四一番 村田松五郎
 - 三〇番 山中 京祐 四二番 梶柴清兵衛
 - 三一 番 江藤 敏雄 四三番 和田 素介
 - 三二 番 武水 榮祐 四四番 兼 保
 - 三三 番 三井 益久 四五番 豊田 勉彦
 - 三四 番 中島 進 四六番 福永儀之助
 - 三五 番 鹿江 孫史 四七番 重本 儀助
 - 三六 番 武田 敬不 四八番 山崎 州介
 - 三七 番 鈴木秀太郎 四九番 聖村 正彬
 - 三八 番 山本 篤亮 五〇番 中島 巍
 - 三九 番 和田 文 五一番 井上 節
 - 四〇 番 村田 弘三
- 出席者ノ数左ノ如シ 四十一名
午前十時一撤着席ヲ終ルヤ議長ハ開会ヲ宣
ス
議長(井上君)兼会員九十二名中本日ノ出
席者五十一名ニテ兼会員數ノ過半数ニ達
シタルニヨリ開会ヲ宣ス、実ハ今少シ早
ク開会スル予定ナリシガ諸君ノ事情ノタ

メ遷延今日ニ至リシハ甚中訳ナキコトナ
リ交通機関ノ不便ナルコノ地ニ於テ本会
ヲ開催スルニ当リ斯ク多数ノ御出席アリ
タルハ本会ノタメ最モ欣幸トスルトコロ
ナリ各位ハヨロシク討教研究以テ本会ノ
目的ヲ達成セラレンコトヲ願会ニ當リ一
言希望ヲ述ブ

一 報告、注意事項

ア 会員状況報告

前年会員九十五名中退会者七名(内死亡
二名)入会者四名ニシテ現在会員九十二
名トナレリ入退会者ノ氏名左ノ如シ

入会者

松永 知義 三浦晴一郎 後藤 西雄
荒瀬 智

退会者

堀内 剛 土橋 木吉 宮原 修藏
遠崎 孝一 荒瀬 智
死亡 上野 傳 死亡 石津 唯介

二 会務報告

大正十一年三月十八日瀬部村ニ於テ理事
会ヲ開催シ予算決算ノ協議及諸般ノ打合
ヲナシタリ

三 諸般報告及注意事項

イ 本会ノ副会長タリシ宮原修藏君ハ下之
関ニ転居セラレタリ同氏ヨリ多年本会
ニ厄介ナリシ謝辞アリシニツキ報告ス
ロ 本日ハ來賓トシテ県及郡当局、長府、
西市、小串各警察署長ニモ案内ヲナシ
タルガ丁度皇太后陛下行啓ノタメ遺憾ナ
ガラ或ハ御臨席難カラント思フ
ハ 本会ノ問題タリシ代議的の制度ノ件其
筋ニ於テモ考慮スベキトノコトナリシ
ガ当局ニ於テハ郡医師会ヨリ申請スレ
ハ許可ストノコトナルモ定ラ実施スル
ニ當リテハ種々ナル障害ヲ来スマモ因
ラレズ依テ他郡ノ実情モヨク探知シ獨
研究ラナスタメ明年迄熟考ヲナスベク

理事會ニ於テ備儀ヲナシタリ
 二 會員中往々台則第四條ニ抵觸スル行爲
 ラナスモノアリ甚遺憾ナリトス
 將來充分各自注意シテ斯ル不都合ナキ
 二、議 事
 一、議長大正十年度ノ決算報告ヲナス

歳入
 一金 七百六拾四圓四拾四錢八厘 大正十年度総収入
 歳出
 一金 五百八拾八圓七拾五錢 大正十年度総支出
 差引残金 百七拾五圓六拾九錢八厘

大正十年度山口縣豊浦郡醫師會歳入出決算説明
 歳入ノ部

項 目	本年度決算額	本年度予算額	附 記
第一款 會 費	四三五〇〇〇	四六五〇〇〇	
一、通常入別割	四三五〇〇〇	四六五〇〇〇	
二、通常人別割	四三五〇〇〇	四六五〇〇〇	宅入金五乘延八十七人分

項 目	本年度決算額	本年度予算額	附 記
第二款 受入金	一四〇、九四八	一四〇、九四八	
一、受入金	一四〇、九四八	一四〇、九四八	
第三款 過總金	一七〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
一、過總金	一七〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	宅入金拾円延十七人分
合計	七六四、四四八	七〇五、九四八	予算超過收入金五拾八円五十錢
歳出ノ部			都配当金
			予算外收入、現金保管予金利子
			日本医師生命豊浦

項 目	本年度決算額	本年度予算額	附 記
第一款 事務所費	三三、七二〇	六五、〇〇〇	
一、事務所費	三三、七二〇	六五、〇〇〇	
一、書記給	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	
二、推 給	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	
三、旅 費	二二、七二〇	三五、〇〇〇	
第三款 需用費	一九七、九五〇	三二一、〇〇〇	

大正十年三月二十日総会ノ際書
 記出張旅費

一 需用費	一九七、九五〇	三二一、〇〇〇	隣医師会負担老人会、真園延九十 三人分
一 会費	一八六、〇〇〇	一八六、〇〇〇	
二 備品費		一〇、〇〇〇	
三 印刷費	七、九五〇	七〇、〇〇〇	郵費代
四 通信費	四、〇〇〇	一五、〇〇〇	用紙代
五 消耗品費		一〇、〇〇〇	
六 雑費		三〇、〇〇〇	
第三款 会議費	三三八、〇八〇	二八五、〇〇〇	大正十年三月二十日総会ノ人夫 賃
一 諸箱	三〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	
二 旅費	三〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
二 需用費	三三五、〇八〇	一五〇、〇〇〇	大正十年度議事録印刷料
一 印刷費	三三六、〇〇〇	五〇、〇〇〇	予算不足ニ付第三款会議費第一 項給付第二目旅費ヨリ金百圓第一 項給付第三目印刷費ヨリ拾七圓四 角五分ヨリ予備費ヨリ拾七圓四 角五分ヨリ
二 雑費	三〇、四八〇	一〇〇、〇〇〇	大正十年度議事録印刷料
第四款 吊慰金	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	大正十年度議事録印刷料
一 吊慰金	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	大正十年度議事録印刷料
一 吊慰金	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	大正十年度議事録印刷料
合計	五八八、七五〇	七〇五、九四八	予算外百拾七圓拾九錢八厘

第五款 後備費

一 後備費	一四、九四八	一四、九四八
二 後備費	一四、九四八	一四、九四八
合計	五八八、七五〇	七〇五、九四八

一 議長ハ大正十年度ノ決算ニツキ承認ヲ
求メタルニ滿場異議ナク承認ス
二 会費以下各役員任期ニツキ改選スベキ
コトヲ宣ス 改選スベキ役員
会長 一名 副会長 一名
評議員 十六名
議長ハ選挙ニ先ダテ選挙立会委員ノ撰出ヲ
如何ニスベキカラ全会ニ諮リシニ全会一致
議長ノ指名ニヨルコトヲ決ス 依ツテ議長
ハ左ノ二名ヲ指名ス
選挙立会委員
古村竹五郎 中島 健
一 議長ハ投票用紙ヲ配付シ第一回会長ノ
シノ投票ヲナスベキコトヲ宣ス

杖栗ヲ集メテ立会委員トトモニ兩票ヲナ
シタルニ其ノ結果左ノ如シ
杖栗総数 五十票
内二十七票 中 島 健
二十票 井 上 衛
一票 山 岡 州 介
一票 中 島 進
一票 無効

議長ハ右ニヨリ中島健君ノ当选ヲ宣ス
一 中島新議長ハ就任ノ挨拶ヲナシ議長席
ニ着ク
一 議長ハ引續キ副会長選挙ノ旨ヲ宣ス
議長ハ選挙ニ先ダテ選挙立会委員ヲ任ノ
ニ氏ニ指名ス

松永知義 中 島 進

投票ノ結果左ノ諸氏当選ス

一 議長ハ投票用紙ヲ配付セシメ副会長ノ

シノ選挙ヲナスベキコトヲ宣ス

投票ヲ集メテ立会在郷トトモニ投票ヲナ

シタルニ其ノ結果左ノ如シ

投票総数五十票

内二十六票 石田吉次

十三票 重村正彬

四票 井上 衛

二票 重本儀助

一票 今城巳之助

一票 吉田謙介

一票 山本希雄

二票 無効

一 議長ハ石田吉次君ノ当選ヲ宣ス

一 議長ハ引続キ評議員選挙ヲナスベキコ

トヲ宣シ郡内ヲ東西南北ノ四部ニ分チ部

毎ニ四名死ヲ選挙シ其内各部ニ於ケル最

高票数者ヲ理事トナスベキコトヲ告グ

東部

九票 石丸又藏

七票 重村正彬

七票 藤村理一

七票 千葉文一

西部

十三票 井上 衛

十票 江本時太郎

六票 太田三郎

七票 吉田謙介

南部

十四票 重本儀助

五票 雜賀憲造

五票 安村辨介

三票 藤永正一

北部

十四票 山本葛亮

九票 総保

八票 泉葉清兵衛

五票 鹿江琢史

議長ハ選挙ノ結果ヲ発表シ時恰モ正午トナ

リタルタメ一時休会看食トシ午後一時再開

ノ旨ヲ宣ス

マ 午後一時解散トトモニ開会

マ 大正十一年度予算認定ノ件

歳入ノ部

一金八百拾圓六拾九錢八厘 雑収入金

歳出ノ部

一金八百拾圓六拾九錢八厘 雑支出金額

歳入出差引残金ナシ

大正十一年度山口県豊浦郡医師会歳入出予算説明

歳入ノ部

款

項 目 本年度予算額 前年度予算額 増 減 附 記

第一款 會 費 四六五〇〇〇 四六五〇〇〇

一 通算人別割 四六五〇〇〇 四六五〇〇〇

一 通算人別割 四六五〇〇〇 四六五〇〇〇

第二款 受入金 一七五六九八 一四〇九四八

一 受入金 一七五六九八 一四〇九四八

一 受入金 一七五六九八 一四〇九四八

第三款 雑収入 一七〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇

三〇七五〇

三〇七五〇

七〇〇〇〇

前年度剰余金

一 雑収入	一七〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇
二 雑収入	一七〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇
合 計	八一〇六九八	七〇五九四八	一〇四七五〇

電人金拾圓柒十七人分

項 目 本年度予算額 前年度予算額 増 減 附 記

第一款 事務所費	六五〇〇〇	六五〇〇〇	
一 事務所費	六五〇〇〇	六五〇〇〇	
二 書記給	一五〇〇〇	一五〇〇〇	
三 雑給	一五〇〇〇	一五〇〇〇	
三 旅費	三五〇〇〇	三五〇〇〇	
第二款 需用費	二二一〇〇〇	三二一〇〇〇	九〇〇〇〇
一 需用費	二二一〇〇〇	三二一〇〇〇	九〇〇〇〇
一 会費	一八六〇〇〇	一八六〇〇〇	
二 備品費	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇
三 印刷費	五〇〇〇〇	七〇〇〇〇	六五〇〇〇
四 通信費	一五〇〇〇	一五〇〇〇	
五 消耗品費	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	
六 雑費	一〇〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇

県医師会負担電人金貳円九十三人分

第三款 会議費	四七五〇〇〇	二八五〇〇〇	
一 諸給	一二五〇〇〇	一三五〇〇〇	
二 雜給	五〇〇〇	一五〇〇〇	
三 需用費	三三〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
一 印刷費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	
二 雜費	三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
第四款 吊慰金	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
一 吊慰金	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
第五款 豫備費	一九六五八	一九六五八	
一 豫備費	一九六五八	一九六五八	
第六款 豫備費	一九六九八	一九六九八	
一 豫備費	一九六九八	一九六九八	
合 計	八一〇六九八	七〇五九四八	一〇四七五〇

一人金拾圓貳二人分

議長ハ原案ニツキ大伴ノ説明ヲナシ議解省
 署面々ニ請否ヲ問フ
 十三番石丸君原案ヲ可トスル動議ヲ提出ス
 出ス
 二十四番吉田君緊急動議トシテ左ノ案ヲ提
 出ス
 会場ノ出席ヲ奨励スル方法トシテ過給金
 ラ貳拾圓トスルコト

第六番恒遠君會費ヲ増額シテ出席獎勵ヲナスコトハ余リ本會ノ名譽トモナラズ他郡ノ例モアリ從來ノ通りトシテハ如何
 第二十四番吉田君過急金ヲ増額シテ出席獎勵ヲナスハ余リ本會トシテ名譽ニモナラズトモ、稍モスレハ出席ヲ急ラントスル状態アリコレガ防遏方法トシテ他ニ適先モナク、ヨツテ提出額拾圓ヲ變更シテ拾五圓トスルコト
 議長ハ滿場ニ詔リタルニ過急金ヲ拾五圓トスルコトニ全會賛成ヨリテ其旨ヲ宣シ可決確定ス
 十一番大田君本會ノ聲ムル公務ノ意義鮮明ナラズ村トラホーム被診ノ如キハ公務ト聲ムベキヤ
 三十八番山本君本問題ハ過急金徴收上大ナル關係アリ会則ヲ變更シテ如何ナルコトアルモ又席者ハ過急金ヲ徴收スルコト、シテハ如何

討論ノ結果評議員ニ附議センモ決議ヲ見ルコト能ハズ議長ハ宿題トシテ次回ノ議題トシ討議スベキコトノ宣告ヲナス
 一 陽奎狄斯患者ノ自宅治療ヲ許可スルノ件
 六番恒遠君議案ニツキ説明
 四十二番眞榮君具醫師會ニ請願シテハ如何
 喬場異議ナク賛成是ニ決ス
 一 花柳病預防ニ關スル件
 六番恒遠君評議員會ニ一任シ評議シテハ如何
 四十八番山崎君突然ニ是ヲ研究スルハ難事ナルベク熟考ノ期ヲ與ヘラレタキコト
 議長本問題ハ熟考ノ期間ヲ與ヘ代議員諸君ニ一任シテハ如何、喬場ニ詔リタルニ全會賛成是ニ決ス
 附記
 一 來場セラレタル日垣泉當局ヨリ大要左ノ如キ希望ノ辭アリタリ

本會多數ノ力ハ未ダ發揮セザリシコト、思フ將來一層御懇情アラシクコトヲ望ム
 本日衛生課長ノ行啓爭ヲノタメ臨席シ得ザルハ極メテ遺憾トスルコトコナリヨロシク事情ノ已ムヲ得ザルコト御觀察ノ程ヲ乞フ
 來月九日ヨリ十四日迄、本都長府町ニ於テ開催ノ社會事業展覽會ニツキ是非共諸君ノ厚情ナル御援助ヲ俟ハシタク就中衛生展覽會ニツキ内務省ノ密戒ヲ借リ腕カントスル兒童保育大會ニツキテハ一層ノ御努力ヲ仰ダベク希望シテ已マザルトコロナリ
 兒童健康診所、育兒相談所、乳兒選英所、妊婦相談所等赤十字或ハ具醫師會等ヨリ既應スルコト、ナリ居ルモ充分ナラズ例レモ深基ノ御後援ヲ致リタク又コノ際郡醫師會トシテモ社會奉仕的ニ御貢獻セラレ、ハ醫師會トシテノ面目トモナル

ベク大イニ奮起衛生展覽會ヲシテ意義アラシメタク幸ニシテ意ヲ察トセラレ御伏諾アラシクコトヲ仰望ス
 一 議長ハ日垣泉當局ヨリノ希望ヲ議題トシ、伏諾スルヤ否ヤニツキ滿場ニ詔リタルニ滿場一致伏諾ニ賛成シ議長ハ決議ノ旨ヲ宣ス
 一 議長ハ本會ガ衛生展覽會ニ貢獻スルトスレハ其方法ニツキ研究ノ必要アリ理事會ヲ開催ス
 一 理事會ハ左ノ決議ヲナス
 一 南部ニ於テ展覽會周期中毎曰八名ヲ出シ一名ニツキ一日金八圓乃至拾圓ヲ贈與ス、コノ金四百圓乃至五百圓ヲ要ス、ソノ出支ハ郡醫師會是ヲナスコト
 議長ハ理事會ノ決議事項ヲ全會ニ詔リタルニ異議ナクヨツテ可決確定ノ旨ヲ宣ス
 一 議長議事終了閉會ヲ宣ス時午七時

豊浦郡医師会議事録

大正十三年三月二日豊浦郡医師会第五回定時総会ヲ豊浦郡小月村ニ於テ開催ス出席セシモノ左ノ如シ

- 一 番 石丸 又藏 十七番 藤村 理一
- 二 番 井上 衛 十八番 雅福ヲトハ
- 三 番 津本 徳助 十九番 仁寿 勉藏
- 四 番 山平 昌助 二十番 豊田 毅彦
- 五 番 石田 秀亮 二十一番 松永 智義
- 六 番 今成巳之助 二十二番 影山 三次
- 七 番 浦生 藏六 二十三番 江本時太郎
- 八 番 重村 正彰 二十四番 恒藤 時磨
- 九 番 町野 玄隆 二十五番 西村 房次
- 十 番 千葉 文一 二十六番 吉田 謙介
- 十一 番 吉村 三郎 二十七番 村田 弘三
- 十二 番 吉村竹五郎 二十八番 三浦雄一郎
- 十三 番 末島四太郎 二十九番 行延 利助
- 十四 番 横田 諭介 三十番 山岡 州助

- 三一 番 清水 宗介 五一 番 雅福 龜虎
- 三二 番 三井 立策 五二 番 菅 恒男
- 三三 番 龜田 六郎 五三 番 藤永 正一
- 三四 番 三井 盈久 五四 番 内藤 満球
- 三五 番 廣瀬 祐益 五五 番 柏 村 保
- 三六 番 江藤 徹雄 五六 番 山中 享祐
- 三七 番 黒川 清道 五七 番 水野 潔
- 三八 番 下田 高里 五八 番 佐々木久彦
- 三九 番 太田 三郎 五九 番 田坂耕 三
- 四〇 番 田辺 健助 六〇 番 織富 舟雄
- 四一 番 田辺 享治 六一 番 河村 関藏
- 四二 番 藤田 一郎 六二 番 福田 貞世
- 四三 番 今藤 佐一 六三 番 松田 忠吉
- 四四 番 掛井 林雄 六四 番 石田 吉次
- 四五 番 岡 保 二 六五 番 武島 宗一
- 四六 番 南部 友世 六六 番 石井経三郎
- 四七 番 木村 龍雄 六八 番 池田 久治
- 四九 番 林 信 介 六九 番 五十嵐 春
- 五〇 番 宮川 琴二 七〇 番 相原 金一

- 七一 番 尾畑 乙藏 八一 番 巷 保
- 七二 番 安村 辨介 八二 番 村田松五郎
- 七三 番 永 島 寛 八三 番 和田 文
- 七四 番 福永徳之助 八四 番 和田 素介
- 七五 番 後藤 徹雄 八五 番 奥柴清兵衛
- 七六 番 鹿江 琢史 八六 番 武田 敬太
- 七七 番 田 中 采 八七 番 中 島 健
- 七八 番 古 川 剛

以上八十一名

欠席者ノ数左ノ如シ 七名
 一、本日欠席トシテ列席セラレタル者左ノ如シ

三輪 豊浦郡書記
 豊浦 警察署 長

午前十時一徹着席ヲ終ルヤ議長ハ開会ヲ宣ス

議長(中島)総会員八十八名中本日出席者八十一名ニシテ総会員ノ殆ント全部出席セラレズ席者僅カニ七名ナリ斯ク多敷ノ

出席ヲ得タルハ本会ノタメ最モ欣快トスル所ナリヨロシク討議研究以テ本会ノ目的ヲ達セラレンコトヲ胸会ニ當リ一言述ベテ挨拶トス

一、報告事項

一、会員状況報告

大正十二年度中入会者三名退会者七名ニシテ現在会員八十八名トナレリ其氏名左ノ如シ

入会者

村田 健輔 河村 関藏 後藤 哲雄

退会者

佐々木辰夫 木村 舜一 村田 鳳策
 園弘 龍介 園城 栄爾 村田 健輔
 藤野 二郎(死亡)

退会者中藤野二郎君ハ死亡セラレタルヲ以テ会長ハ会員トトモニ吊意ヲ表シタリ

二、会務報告

客成帝都附近ノ惨憺タル程大ニ対シ医師

会トシテ義捐金ヲ募出スベク日本医師会ヨリ照会シ來リ其際臨時總會ヲ開催シテ諸君ノ意向ヲ徵シ其処置ヲナスベキ者ナリシガ總會ヲ開催スルハ種々手取モアリ諸君モ御迷惑ノコト、相考ヘ理筆諸君ニ訪リテ一人を圖死ヲ齎出スルコトニ決定シ其取計ヒヨナシタリ御承認アラシムコトヲ望ム

一 太田三郎君ノ診察所ニ接近シ穀米所ヲ設置シタルモノアリテ診察ニ妨害ヲ來セリ依ツテ県警察部ニ照会ヲナシ其結果コレガ移転ヲサシムルコト、ナシタリ

二 細菌検査申請ニ関シ山口縣警察部長ヨリ別紙配付ノ通り通牒アリシニツキ其申請ニ當リテハ充分ノ注意アラシムコトヲ望ム

一 大正十三年三月一日小月村ニ於テ理事會ヲ開催シ大正十二年度ノ決算及大正十三年度ノ予算編成ノ協議其他本会諸般ノ研究ヲナシタリ

二 競争

一 競争第一號大正十二年度決算認定ノ件議長ハ大正十二年度決算ニツキ説明報告ヲナス

歳入

一金七百七拾七圓七角八厘

大正十二年度総収入

歳出

一金七百六拾貳圓八拾八釐

大正十二年度総支出

差引金拾四圓拾參錢八厘

大正十二年度山口県豊浦郡医師會歳入出決算説明
歳入ノ部

項 目	本年度実績額	本年予算額	増	減	附 記
第一款 会 費	四九〇.〇〇〇	四七五.〇〇〇	一五.〇〇〇		
一 通常人別割	四九〇.〇〇〇	四七五.〇〇〇	一五.〇〇〇		本年度分一人五円八十
二 通常人別割	四九〇.〇〇〇	四七五.〇〇〇	一五.〇〇〇		前年度分一人五円八十
第二款 受入金	七三二.一八	七三二.一八			前年度分一人五円八十
一 受入金	七三二.一八	七三二.一八			前年度分一人五円八十
第三款 贈収入	二〇五.〇〇〇	二二五.〇〇〇	△二〇.〇〇〇		前年度分一人五円八十
一 贈収入	二〇五.〇〇〇	二二五.〇〇〇	△二〇.〇〇〇		前年度分一人五円八十
合計	七七八.一八	七七三.二一八	四八.〇〇		前年度分一人五円八十
前年度剰余金	九八.〇〇				

項 目	本年度実績額	本年予算額	増	減	附 記
第一款 競争所費	二七三.六〇	三〇〇.〇〇	△二六.四〇		
一 書記手當	二七三.六〇	三〇〇.〇〇	△二六.四〇		
二 雜給	一〇〇.〇〇	一五〇.〇〇	△五〇.〇〇		
合計	三七七.〇一八	四五〇.〇〇	△一二二.九八二		

三旅費	一七、三六〇	一〇、〇〇〇	七、三六〇
-----	--------	--------	-------

第二款 需用費	二二、一九〇	二二、〇〇〇	一九〇
一 會費	二二、一九〇	二二、〇〇〇	一九〇
二 備品費	一八、四〇〇	一九、〇〇〇	六〇〇
三 印刷費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇〇
四 通信費	一、三六八〇	五、〇〇〇	八六八〇

五 油料費	五、五一〇	一〇、〇〇〇	四、四九〇
六 雜費	一、三〇〇〇	五、〇〇〇	八〇〇〇

第三款 會議費	四一、七六〇	四七、五〇〇	六、三二四〇
一 雜費	四六、七三〇	一二、五〇〇	七、八二七〇
二 雜費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇

第四款 印刷費	三六、五〇三〇	三五、〇〇〇	一、五〇三〇
一 印刷費	三三、五八〇	五〇、〇〇〇	一、七四二〇
二 雜費	三、三三、四五〇	三〇、〇〇〇	三、三、四五〇

第五款 予備費	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一 予備費	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第六款 事務費	九二、五七〇	二〇、〇〇〇	七二、五〇〇
一 事務費	九二、五七〇	二〇、〇〇〇	七二、五〇〇
第七款 事務費	九二、五七〇	二〇、〇〇〇	七二、五〇〇
一 事務費	九二、五七〇	二〇、〇〇〇	七二、五〇〇

台計	七六、二八八〇	七七、三二一八	△九、三三八
----	---------	---------	--------

予算不足五圓同額
 同項第二種ヨリ
 同項第一種ヨリ
 同項第一種ヨリ
 同項第一種ヨリ

印刷代
 印刷代
 印刷代

通信料予算不足ヨリ
 通信料予算不足ヨリ
 通信料予算不足ヨリ

本会切者井上宮原
 本会切者井上宮原
 本会切者井上宮原

代予算不足ヨリ
 代予算不足ヨリ
 代予算不足ヨリ

郡醫師會議事録其他
 郡醫師會議事録其他
 郡醫師會議事録其他

醫師法規核乳兒哺
 醫師法規核乳兒哺
 醫師法規核乳兒哺

議長ハ大正十一年度ノ決算ニツキ承認ヲ求
メタルニ審議異議ナク是ヲ承認ス

一 議長ハ会長以下役員任期満了ニツキ改
選スベキコトヲ宣ス

八十五番(奥味野)役員選挙ヲナスニ当リ
総額上五分間ノ休憩ヲ希望ス満場ニ諮リ
タルニ異議ナク依ツテ五分間ノ休憩ヲナ
ス

一 休憩後再び開会先ツ会長選挙ヲ行フコ
トヲ宣シ投票用紙ヲ配ス

一 議長ハ投票ヲ蒐集シ選挙立会人トシテ
左ノニ式ヲ指名ス

山中 享祐 奥柴清兵衛

一 議長ハ選挙立会人ト共ニ開票ヲナシタ
ルニ其結果左ノ如シ

投票数 七十四票

三十九票 雜賀 曾虎
二十五票 井上 衛
三票 中島 健 三票 菅 恒 男

二票 皇村 正彬 一票 石田 吉次
一票 無効

一 議長ハ最高点者雜賀曾虎氏当選ノ旨ヲ
告グ

一 元議長(中島)在職中會員諸氏ノ深甚
ナル御同情ヲ感謝ストテ謝詞ヲ陳ベ議長
帯ヲ退ク新議長(雜賀)就職ノ挨拶アリ
テ議長帯ニ就ク

一 議長ハ副会長ノ選挙ヲ行フベキコトヲ
宣シ投票用紙ヲ配付ス

一 議長ハ投票ヲ蒐集シ選挙立会人トシテ
左ノニ式ヲ指名ス

井上 衛 水野 潔

一 議長ハ選挙立会人ト共ニ開票ヲナシタ
ルニ其結果左ノ如シ

投票数 七十四票

十四票 千葉文一 十票 山本高亮
八票 皇本儀助 九票 皇村正彬
七票 山岡洲介 七票 藤永正一

七票 池田 久治 六票 井上 衛
四票 石田 吉次 一票 今城巳之助
一票 村田松五郎

一 議長ハ最高点者千葉文一氏当選ノ旨ヲ
告グ

一 副会長就職ノ挨拶ヲナス

一 議長ハ理事評議員ノ選挙ヲナスベキコ
トヲ宣ス前回ニ依ヒテ各都毎ニ選挙ヲ行
フ其結果左ノ如シ

東部

土票 藤村 理一 十票 皇村 正彬
九票 今城巳之助 七票 木島国太郎
七票 石丸 又藏

西部

六票 井上 衛 五票 下田 萬里
五票 村田 弘三 三票 黒川 清造
三票 吉田 謙介

南部

六票 石田 吉次 六票 皇本 儀助

五票 池田 久治 三票 田坂 耕三
三票 尾畑 乙藏

北部

三票 山本 高亮 十票 継 保
九票 鹿江 孤丈 八票 奥柴清兵衛
七票 和田 文

一 議長ハ開票ノ結果左ノ通り当選ノ旨ヲ
告グ

理 事 評 議 員

藤村 理一 皇村 正彬
今城巳之助
石丸 又藏

井上 衛 下田 萬里
村田 弘三
吉田 謙介

石田 吉次 皇本 儀助
池田 久治
田坂 耕三

山本 高亮 継 保

鹿江 琢史
議案第二號大正十三年度歳入出予算議定ノ件

議長ハ前回ニ依ヒ醫士協會代議員左ノ通り当選ノ旨ヨリ告ゲ

正 議員 予備 議員
雜 彈 睿 達 千葉文一
井 上 節 下田萬里
山 本 菊 亮 越 保
藤 村 理 一 重村正彬
歳入 出 差引 殘金ナシ
大正十三年度歳支

大正十三年度豊浦郡医師會歳入出予算說明

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	附 記
第一款 会 費	五六五〇〇	四七五〇〇	九〇〇〇〇	
一 通常人別割	五六五〇〇	四七五〇〇	九〇〇〇〇	一人六圓九十人分此金五百四拾圓前年未納一人五百圓五人分此金廿五圓
二 通常人別割	五〇〇〇〇	四七五〇〇	九〇〇〇〇	
第二款 受入金	一四一三八	七二二一八	五八八〇八	
一 受入金	一四一三八	七二二一八	五八八〇八	前年度剩余金受入
歳入ノ部	一四一三八	七二二一八	五八八〇八	

第三款 雜收入	二二五〇〇	二二五〇〇	
一 雜收入	二二五〇〇	二二五〇〇	
合 計	八〇四二三八	七七三二一八	三一九二〇
歳出ノ部			

第一款 事務所費 三五〇〇〇 三五〇〇〇 五〇〇〇

一 書記給 一五〇〇〇 一五〇〇〇 五〇〇〇

二 雜給 五〇〇〇 五〇〇〇 五〇〇〇

三 旅 費 一五〇〇〇 一〇〇〇〇 五〇〇〇

第二款 常用費 三〇五〇〇 二二〇〇〇 八五〇〇〇

一 會 費 二七〇〇〇 一九〇〇〇 八〇〇〇〇

二 備品費 五〇〇〇 五〇〇〇 五〇〇〇

三 印刷費 五〇〇〇 五〇〇〇 五〇〇〇

四 通信費 一〇〇〇〇 五〇〇〇 五〇〇〇〇

五 雜品費 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 五〇〇〇〇

六 雜 費 五〇〇〇 五〇〇〇 五〇〇〇

縣医師會負担一人金貳圓
日本医師會負担一人金壹圓
圓合計一人參圓九十人分

備品代
印刷料
通信郵稅
用款代
雜費

第三款 借入金	四一五〇〇〇	四七五〇〇〇	△六〇〇〇
一 雑 給	八〇〇〇〇	一二五〇〇〇	△四五〇〇〇
二 旅 費	五〇〇〇	五〇〇〇	
三 需用費	七五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	△四五〇〇〇
一 印刷費	三五〇〇〇	三五〇〇〇	△一五〇〇〇
二 雜 費	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	△一五〇〇〇
第四款 市慰金	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	
一 市慰金	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	
第五款 事業費	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	
一 事業費	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	
第六款 豫備費	九一三八	七二一八	一九二〇
一 豫備費	九一三八	七二一八	一九二〇
合 計	八〇四一三八	七七二二一八	三一九二〇

市慰料一人拾圓並ニ
 會員市慰料一人拾圓並ニ
 人分
 事業費
 予備費
 郡医師會議事録印刷代
 雜費
 役員旅費
 備人大員一日並團五人分

議長八原案ニツキ説明ヲナシタルニ満場異議ナク議會省署原案ノ通り可決ス

一 議長(雜費)郡医師會總會ハ一人ニツキ一人ノ委任狀行使ヲナシ得ルト聞ク其節ニ申請ヲナシ許可ヲ受ケルコトトシテハ如何

四番(山本)在任狀行使ハ最も良法ナランモ実行ニツキテ困難ノ点アルベシ其方法如何ニヨリテハ賛成ヲナス

討論ノ結果在任方法ハ各自ニ一仕シテ一人ニツキ一人ノ委任狀行使ニヨリ總會ヲ開クコト、シ其節ニ許可申請ナスコトニ決ス

一 豊浦郡長代理三輪郡書記ヨリ挨拶アリタリ

一 豊浦警察署長ヨリ互ノ挨拶アリタリ

昨午臨キフス等生ノ際各位ハ一方ナラザル御協力アリタルコトハ眞ニ感謝マルトコロナリ傳染病ハ法令上町村ガ主体トナリテ其預防撲滅ニ努ムト虽直接各位ノ深甚ナル御援助ニ俟タザルベカラズ将来一

一 郡医師會總會ハ代議編制度ニ変更スルコトヲ原並ニ日本医師會ヲ経テ内務省ニ建議スルコト(提出者奥柴清兵衛外十五名)

提出代表者奥柴君ヨリ其理由ヲ説明シタルニ滿場賛成原醫師會ニ提出スルコトニ決ス

一 大正十二年二月十三日県令第十五號第一條ニ入院患者十名以上トアルヲ二十名ニ変更スルコトヲ県医師會ヲ経テ県當局ニ

建議スルコト(提出者日前)

提出代表者鼻柴君ヨリ其理由ヲ説明シタ
ルニ全云言成定ニ可夫ス

一、近來非匠者ニシテ密ニ匠業類似ノ方法
ヲ行ヒ是レガタメ治期ヲ誤ルコトヲ當
該官憲ノ嚴重ナル取締ヲ希望ス(提出者
日前)

提出者代表其理由ヲ説明シ全定ヲ贊成
シ其希望ヲ當局ニ徹底セシムルコトニ決
ス

二、議長ハ議事終了ノ旨ヲ告ゲ開会ヲ宣ス
午後五時ナリキ

會員名簿

豊田中村	石田 芳亮	今城己之助
蒲生 藏六		
西市村	重村 正彬	町野 玄龍
山崎 敬一	千葉 文一	
豊田前村	吉村 三郎	

豊田下村	吉村竹五郎	河崎 謙次
來島園太郎		
豊東村	藤村 理一	石丸 又藏
宇賀村	松永 智彦	井上 衛
小串村	恒藤 時磨	影山 三次
川棚村	西村 源次	吉田 謙介
三浦雄一郎	清水 宗介	行延 利助
黒井村	豊西村	三井 立策
吉見村	黒川 清道	廣瀬 祐直
内日村	榎崎村	下田 萬里
田辺 健助		田辺 享治
三井 益久		三井 立策
廣瀬 祐直		江藤 敬雄
山賀 州介		山賀 州介
村田 弘三		村田 弘三
龜田 六郎		龜田 六郎

藤田 一郎	今藤 伍一	
小月村	梶井 林雄	保二
長末村	木村 善雄	田村 八郎
王司村	林 官介	
長府町	菅 恒 男	宮川 琴二
菅 恒 男	藤永 正一	内藤 高珠
柏村 保	山中 享祐	水野 素
佐々木久彦		
彦島町	藤島 秀雄	河村 閑藏
藤島 秀雄	田坂 耕三	重本 儀助
松田 忠吉	石田 吉次	武島 宗一
勝山村		
石井経三郎		
川中村	五十嵐 吉	大和又四郎
安岡村	永島 寛	尾畑 乙藏
神王村		武永 栄祐
		中島 進

福永徳之助	後藤 敬雄	
神田村	鹿江 琢史	田 中 采
古川 隼		
濤部村	繼 保	村田松五郎
田耕村	和 田 文	和 田 素介
岡川村	中 崎 龜	山本 尊亮
栗野村	眞柴清兵衛	武田 敬太
角島村	津田 太一	

豊浦郡医師會議事録

大正十四年二月二十五日豊浦郡医師會第六回定時總會ヲ豊浦郡長府町ニ於テ開催ス出
席セシモノ左ノ如シ

- 一 番 今城己之助 十五番 恒藤 時彦
- 二 番 蒲生 藏六 十六番 村田 弘三
- 三 番 山崎 敏一 十七番 三浦雄一郎
- 四 番 千葉 文一 十八番 行延 利介
- 五 番 吉村竹五郎 十九番 三井 玄乘
- 六 番 朱田國太郎 二十番 廣瀬 祐益
- 七 番 石丸 又藏 二十一番 黒川 清道
- 八 番 藤村 理一 二十二番 下田 藤里
- 九 番 雜野オトワ 二十三番 太田 三郎
- 十 番 仁丹 勉藏 二十四番 田辺 享治
- 十一番 井上 節 二十五番 藤田 一郎
- 十二番 松永 智義 二十六番 今藤 佐一
- 十三番 影山 三次 二十七番 南郡 友也
- 十四番 江本時太郎 二十八番 高野 良雄

一八〇

- 二十九番 木村 荒雄 四十四番 武島 宇一
 - 三十番 林 官 介 四十五番 石井経三郎
 - 三十一番 宮川 琴二 四十六番 池田 久二
 - 三十二番 菅 恒 男 四十七番 五十嵐 春
 - 三十三番 藤永 正一 四十八番 尾畑 乙藏
 - 三十四番 内藤 満珠 四十九番 安村 辨介
 - 三十五番 柏 村 保 五〇番 永島 寛
 - 三十六番 山中 享祐 五一番 武永 栄祐
 - 三十七番 水野 潔 五二番 田中 栄
 - 三十八番 佐々木久彦 五三番 古川 晰
 - 三十九番 佐藤 次郎 五四番 中島 颯
 - 四十番 田坂 精三 五五番 山本 寛亮
 - 四十一番 重平 儀助 五六番 武田 敬太
 - 四十二番 織島 秀雄 五七番 横田 詔介
 - 四十三番 石田 吉治 會長 雜野 善途
- 以上 五十八名
- 一 委任状提出者ノ數左ノ如シ 三十一名
- 二 欠席者ノ數左ノ如シ 一名

一 本日來賓トシテ列席セラレタルモノ左ノ如シ

- 豊浦郡長
- 豊浦警察署長
- 長府町長

午前十時一敏着席ヲ終ルヤ議長ハ開会ヲ宣ス

議長(雜野)総員九十名中本日ノ出席者五十八名委任状提出者三十一名欠席者一名ニシテ全會員殆ンド出席セラレタルハ本會ノタメ最モ欣幸トスルところナリヨロシク討議研究ヲ以テ本會ノ目的ヲ達成セラレンコトヲ開会ニ當リ一言述べテ挨拶トナス

一 報告事項

二 會員状況報告
大正十三年中新入會者六名 退會者一名 死亡者三名ニシテ現在會員九十名トナレリ 其氏名左ノ如シ

入會者

- 佐々木二郎 矢田部直介 高野 良雄
- 佐藤 次郎 和田 文治 時藤 清民
- 退會者 村田松五郎
- 死亡者 重村 正彬 吉田 謙介 田村 八郎

會長ハ死亡者ニ對シ甲意ヲ表スルタメ一同起立ヲ促シ誠意哀悼ノ意ヲ表シタリ

二 會務報告

イ、前年總會ニ於テ決議セル委任状行使ノ件モ其筋ノ認可ヲ得テ本總會ヨリ是ヲ実施スルコトナレリ

ロ、医制頒布五十周年ニ相當スルヲ以テ是ニ對スル郡医師會トシテナスベキ方法ニツキ御協議スベキカトモ考慮セシガ他郡ノ模様モ如何ヤト近郡及吉敷郡ニモ照会ナセシガ何弄アヌベキコトナキトノ回答ニ接セシヲ以テ本郡トア其マ、ニナシテ差支ナヤモノト認メ無期

一八一

延期ス

ハ、日本医師共済生命保険相互会社ヨリ
左ノ如キ会則ニ基キ本郡医師ノ加盟ヲ
請フベキ照会ニ接シタリ下日各部及教
師ヲ台シテ主旨宣傳ノタメ会社ヨリ來
郡親シク御懇談アルベキモ茲ニ予メ報
告ラナス

豊浦郡社員会々則案

行 袖

- 一、 本会ハ日本医師共済生命保険相互会社
豊浦郡社員会ト稱ス
- 二、 本会事務加ヲ庶務幹事宅ニ置ク
- 三、 本会ハ本社ノ保険契約者及基金者並ニ
本社ノ趣旨ニ基同シ豊浦郡内ニ居住セル
医師ヲ以テ組織ス
- 四、 本会ハ本社ノ後援者トナリ其向上發展

目 的

一八二

ヲ援助スルモノトス

五、 本会ハ社員ノ代理者トナリテ本社ニ対
スル諸般ノ交渉ヲ処理ス

統 会

六、 本会ハ毎年一回総会ヲ開ク但シ必要ノ
場合ハ臨時総会ヲ開クコトアルベシ

役 員

七、 本会ニ幹事若干名ヲ置キ内一名ヲ庶務
會計幹事トシ事務ヲ処理セシム

八、 幹事ハ社員ノ互選トシ總會ノ際之レヲ
定ム

九、 幹事ノ任期ハ一ケ年トス但シ再任ヲ妨
ケズ

一〇、 幹事会ハ隨時之レヲ開キ重要事項ヲ協
議ス

會 計

二、 社員ハ左記紹介料ノ内金壹圓ヲ本会ニ
寄附スルモノトス

三、 社員ノ紹介ニ依ル保険契約成立シタル

注意ノ感アリ、今回ノ件ハ過去ニ垂セル
ヲ以テ致シ方ナキモ將來金庫タルモノ一
層ノ注意ヲ拂ヒ角ビ斯ルコトナキ様互ニ
意ヲ注グベキコトヲ希望ス

二、 議 事

二、 議案第一號大正十三年度決算認定ノ件

廣 入

一金八百〇七圓五十八錢八厘

廣 出

一金七百六十七圓九十七錢

大正十三年度純支出

差引三十九圓六十一錢八厘

二、 本郡内ニ於テ竹内陽造トイフ者醫師去
上下正ノ行爲アリタリトテ行政上ノ処分
ヲナスニツキ泉醫師会ヨリ本郡醫師会ニ
對シ其会ノ意見ヲ請フトテ照会アリタリ
依リテ左ノ如キ回答ヲナシ置キタリ

答申 竹内陽造ナルモノハ本郡醫師会ニ籍
モナク、又其人ノ醫師トシテノ存在ヲ認
メザルニヨリ豊浦郡醫師会トシテハ何等
其責任ナク從ツテ本会トシテハ意見書ニ
ナシ

五十五番(山本)竹内陽造ナルモノヲ本会
ガ存在ヲ認メザリシハ甚ダ本会トシテ不

一八三

大正十三年慶山口県豊浦郡医師会成人出決算説明

歳入ノ部 附記 △ハ減

第一款 会費
 一 通常人別割 本年度決算額 本年度予算額 差引残額
 六三九〇〇〇 五六五〇〇〇 七四〇〇〇〇
 一 通常人別割 六三九〇〇〇 五六五〇〇〇 七四〇〇〇〇
 一人七圓延八十七人分此
 金六百〇九圓三十一人六圓延
 五人分此金三十一圓但シ新
 入会者ノ会費

第二款 受入金
 一 受入金 一四一三八 一四一三八
 一四一三八 一四一三八
 前年度剩余金受入

第三款 雑収入
 一 雑収入 一四五〇〇〇 二二五〇〇〇
 一四五〇〇〇 二二五〇〇〇
 一人十五円延六人分此金
 九十圓前年未納金五十五
 圓予算外收入日本医師会生
 命保険会社寄附金

合計 八〇七五八八 八〇四一三八 三四五〇

歳出ノ部

第一款 事務所費 一〇〇〇〇 三五〇〇〇
 一〇〇〇〇 三五〇〇〇
 三二五〇〇〇

書記手當 一〇〇〇〇 一五〇〇〇 △五〇〇〇

第二款 需用費
 一 会費 二七六四〇〇 三〇五〇〇〇 △二八六〇〇
 二七六四〇〇 三〇五〇〇〇 △二八六〇〇
 県医師会編員一人金三
 圓延八十八人分

印刷代 一、二四〇 五〇〇〇 △三、七六〇

通信料 八、六六〇 一〇、〇〇〇 △一、七四〇

用紙其他ノ代 二、九〇〇 一〇、〇〇〇 △七、一〇〇

第三款 会議費
 一 雑給 三七一、五七〇 四一五、〇〇〇 △四三、四三〇
 六一、五六〇 八〇、〇〇〇 △一八、四四〇
 役員旅費
 二 旅費 六一、五六〇 七五、〇〇〇 △一三、四四〇

第四款 印刷費
 一 印刷費 三〇〇、〇一〇 三五、〇〇〇 △二四、九九〇
 二 雜費 二八〇、〇〇〇 三五〇、〇〇〇 四九、九九〇
 郡医師会議事録其他印刷
 会費雜費
 第五款 市税金 二〇〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇 △二〇、〇〇〇

一 吊懸金	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	〇
一 吊懸金	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	〇
第五款 事務費	九〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
一 事務費	九〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
一 事務費	九〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
第六款 予備費	〇	九,一三八	〇
一 予備費	〇	九,一三八	〇
一 予備費	〇	九,一三八	〇
合計	七六七,九七〇	八〇四,一三八	三六,一六八

議長ハ大正十三年度ノ決算ニツキ説明ヲナシ承認ヲ求メタルニ議場異議ナク是ヲ承認ス

一 議案第二號大正十四年度歳入出予算議定ノ件

一金五百九拾四圓六十一錢八厘 大正十四年度歳收入

一金五百九拾四圓六十一錢八厘 大正十四年度歳支出

歳出入差金ナシ

大正十四年度豊浦郡医師会歳入出予算説明

一 一八六

一八七

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減
第一款 會費	五四〇,〇〇〇	五六五,〇〇〇	△二五,〇〇〇
一 通常人別割	五四〇,〇〇〇	五六五,〇〇〇	△二五,〇〇〇
一 通常人別割	五四〇,〇〇〇	五六五,〇〇〇	△二五,〇〇〇
第二款 受入金	三九六,一八	一四一,三八	二五四,八〇
一 受入金	三九六,一八	一四一,三八	二五四,八〇
一 受入金	三九六,一八	一四一,三八	二五四,八〇
第三款 雑收入	一五〇,〇〇	二二五,〇〇	△七五,〇〇
一 雑收入	一五〇,〇〇	二二五,〇〇	△七五,〇〇
一 雑收入	一五〇,〇〇	二二五,〇〇	△七五,〇〇
合計	五九四,六一八	八〇四,一三八	△二〇九,五二〇

歳出ノ部

一 一人六圓九角九分

一 一人金十五圓一角一分

書記手紙

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減
第一款 事務費	一〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	△二五,〇〇〇
一 事務費	一〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	△二五,〇〇〇
一 事務費	一〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	△二五,〇〇〇
一 書記手紙	一〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	△二五,〇〇〇
第二款 需用費	二八八,〇〇〇	三〇五,〇〇〇	△一七,〇〇〇
一 需用費	二八八,〇〇〇	三〇五,〇〇〇	△一七,〇〇〇
一 需用費	二八八,〇〇〇	三〇五,〇〇〇	△一七,〇〇〇

一 需用費	二八八、〇〇〇	三〇五、〇〇〇	△一七、〇〇〇	
一 會費	二七〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	〇	具醫師會費一人金二
二 備品費	〇	五〇〇、〇〇〇	△五〇〇、〇〇〇	圓日本醫師會員一人金
三 印刷費	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	〇	圓合計金三圓九十九
四 通信費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	人分
五 消耗品費	三〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	△七〇〇、〇〇〇	用紙類代
六 雜費	〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
第三款 會議費	二六三、〇〇〇	四一五、〇〇〇	△一五二、〇〇〇	
一 雜給	七八〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	△二二〇、〇〇〇	
二 佛人料	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	△二〇〇、〇〇〇	佛人夫一人金一圓延三
三 旅費	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	〇	人分
二 需用費	一八五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	△一五〇、〇〇〇	
一 印刷費	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	〇	
二 雜費	一五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△一五〇、〇〇〇	
第四款 吊慰金	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	會議雜費
一 吊慰金	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	會議雜費
第五款 事業費	一三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	△八〇、〇〇〇	二 人分
一 事業費	一三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	△八〇、〇〇〇	會編吊慰料一人金十圓延

一 事業費	一三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	△八〇、〇〇〇	事業費
第六款 予備費	一、二一八	九一、三八	△七五、二〇	
一 予備費	一、二一八	九一、三八	△七五、二〇	
一 予備費	一、六一八	九一、三八	△七五、二〇	
合計	五九四六一八	八〇四一三八	△二二〇九五二〇	

議長ハ原案ニツキ説明ヲナシタルニ滿場異議ナク依ツテ議長ハ原案ノ通り可決ノ旨ヲ宣ス

十一番(井上) 突ハ役員會ニ於テモ桂々備議ヲ疑セシ問題ナリ、本問題ハ四十一番

四十一番(金本) 大正十四年度予算ハ既ニ議決セラレタルニ依ツテ異議ナキモ前年度予算ニ比シ本年度予算、甚ダ減少セル感ナキヲ得ズ、特ニ會議費雜費ノ如キ百五十圓ノ減少ヲ見ルハ甚ダ遺憾トストコロナリ、コレ変化仕狀行使ニヨリ敷入ノ著シク減少セルニ基因スルモノナリト認フ、何トカ方法ヲ講ジ甚シキ会ノ衰ヘザルコトヲ希望ス

十一番(井上) 突ハ役員會ニ於テモ桂々備議ヲ疑セシ問題ナリ、本問題ハ四十一番

レバ從來ノ會費六圓ナリシラニ圓増額シハ圖トナシタランニハ敷入ニ稍々財源ヲ得ルコト、思フ、斯クシテハ如何

議長ハ滿場ニ會費八圓説ヲ詰リタルニ異議ナク、依ツテ大正十五年度ヨリ會費八圓トナスベキ旨ヲ宣ス

一 日本醫師會ヨリ左ノ詰問アリタリ